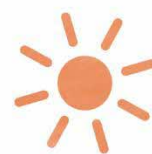


第3次

# 玄海町地域福祉計画

## 地域福祉活動計画

誰もがつながり 支え合い  
笑顔あふれる 玄海町



令和6年3月

玄海町

玄海町社会福祉協議会





# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 地域福祉推進に向けた視点	7
第3節 計画策定の体制	10
第2章 玄海町の概況	12
第1節 人口・世帯の状況	12
第2節 支援を要する人の状況	19
第3節 社会資源の状況	25
第3章 地域福祉の課題整理	30
第1節 各調査結果からみた課題	30
第2節 町の地域福祉をめぐる主要課題	50
第4章 計画の基本的な考え方	54
第1節 基本理念	54
第2節 基本目標	55
第3節 計画の体系	57
第4節 計画の重点施策	58
第5章 具体的な取り組みと役割	62
基本目標1 支え合い、つながるまちづくり（出番）	62
基本目標2 住民参加の機会づくり（居場所）	74
基本目標3 地域福祉を支える人づくり	77
基本目標4 住民の暮らしを支える地域づくり（基盤）	87
基本目標5 安心して生活できる地域づくり	94
第6章 社会福祉協議会の取り組み	104
第1節 取り組みの体系	104
第2節 目標別の取り組み	106
第7章 権利擁護の推進（第2次玄海町成年後見制度利用促進基本計画）	126
第1節 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって	127
第2節 成年後見制度をめぐる現状と課題	128
第3節 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方及び基本方針	129
第4節 施策の展開	130

第8章 再犯防止の推進（玄海町再犯防止推進計画）	134
第1節 再犯防止推進計画の策定にあたって	134
第2節 再犯をめぐる現状と課題	135
第3節 再犯防止推進にあたっての基本方針	136
第4節 施策の展開	137
第9章 計画の推進に向けて	142
第1節 協働による計画の推進	143
第2節 計画の周知	144
第3節 計画の評価・見直し	144
資料編	146

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景

人口減少や少子高齢化の進展、核家族化や共働きなどライフスタイルの変化に伴い、日常生活に何らかのケアが必要な人が増え、公的サービスによる支援が求められてきました。こうしたニーズに対応するため、これまでの社会福祉制度では、高齢者・障がい者・子どもなどの対象者ごとに支援制度が整えられてきました。

しかし、近年、社会経済情勢の変化や家族・地域のつながりの希薄化等により生活課題は複雑かつ多様なものとなっており、制度・分野ごとの縦割りで整備されてきた公的サービスだけでは対応が難しくなっています。

公的サービスが連携して柔軟に対応することに加え、町民や関係団体等が様々な課題を「我が事」として地域の福祉向上のための活動に参画し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域共生社会」の実現が求められています。

#### ■ 地域共生社会が求められる背景

- 人口減少や少子高齢化の進展
- 核家族化、ひとり親世帯、高齢者のみの世帯、単独世帯の増加
- 共働きや非正規雇用の増加
- 高齢者・障がい者・子どもなど既存の個別分野ごとの福祉サービスでは対応が難しい、生活課題の複合化、制度の狭間の問題  
(生活困窮者の問題、社会的孤立、8050問題、ダブルケア、虐待、ごみ屋敷 等)

#### ■ 地域共生社会の実現

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることと、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現。

## 2 計画策定の目的

本町では、平成31年3月に「第2次玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、「人と人がつながり 支え合い 笑顔あふれる玄海町」の基本理念のもと、我が事・丸ごとの地域づくりの考え方を取り入れ、地域住民や地域団体、事業者、行政等の様々な主体の役割と協働により、支え合い・助け合いの輪を広げてきました。

第2次計画の成果や課題等の検証、町の実情をはじめ、第2次計画策定以降に改正された制度・法律、福祉をめぐる新たな課題等を踏まえ、新たな地域福祉の仕組みづくりが必要となっています。

以上を踏まえて、本町における地域福祉を推進する指針としての「第3次玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「第3次計画」という。）を策定しました。

## 3 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

### （1）地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に基づき、本町における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取組を進め、「ともに生きる地域社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

#### 【 社会福祉法 】

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (2) 地域福祉活動計画とは

地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

### 【社会福祉法】

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取組を展開するという共通の目的をもつものです。

これらが一体となって策定されることにより、行政や地域住民をはじめとして、町内会やボランティア団体、NPO、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体等、地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の役割や協働が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。

このような考え方にに基づき、玄海町及び玄海町社会福祉協議会では、地域住民が身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。



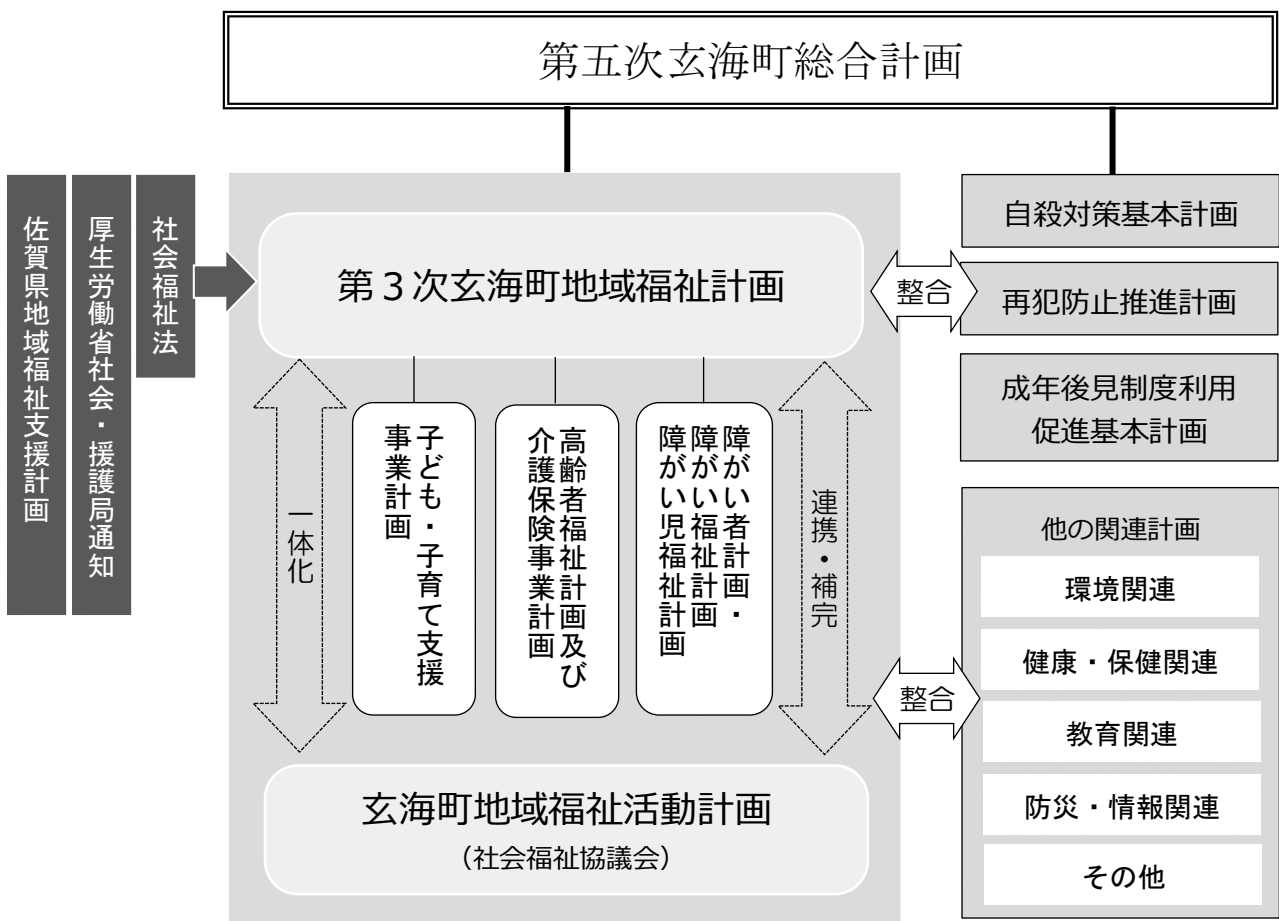
## 4 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

また、「第3次玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、「第五次玄海町総合計画」を上位計画とするとともに、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉等、各分野の福祉計画の上位計画として、各分野が共通して取り組むべき事項を盛り込みます。加えて、他分野の関連計画（健康・保健、環境、教育、産業・観光、防災・情報等）についても整合性ならびに連携を図り、住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることとします。

さらに、社会情勢の変化や社会福祉法の改正等を背景に、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援方策や自殺対策基本法に基づく自殺対策計画の視点も踏まえた内容を盛り込むこととします。

### ■ 本計画の位置づけ



## 5 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。ただし、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

### ■ 本計画及び関連計画の期間

計画名称	年度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)
玄海町地域福祉計画		第3次 (R6~R10)				
玄海町地域福祉活動計画		第3次 (R6~R10)				
上位 計画	第5次玄海町総合計画	後期基本計画		第6次		
	佐賀県地域福祉支援計画	Ver. 6			Ver. 7	
関連 計画	玄海町高齢者福祉計画	第10次			第11次	
	玄海町介護保険事業計画	第9期			第10期	
	玄海町子ども子育て支援事業計画	第2期	第3期			
	玄海町障がい者計画	第2次			第3次	
	玄海町障がい福祉計画	第7期			第8期	
	玄海町障がい児福祉計画	第3期			第4期	
	玄海町自殺対策基本計画	第1次 (R元~R10)				

## 第2節 地域福祉推進に向けた視点

### 1 地域福祉とは

一般に「福祉」というと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの対象ごとに分かれたものであると捉えられています。それは必要な福祉サービスがそれぞれの法律や制度によって、対象者ごとに提供されているからです。

「地域福祉」とは、対象者ごとに提供されているサービスを必要に応じて利用できるというだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

近年では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、生活課題を「我が事」として捉え、世代や分野を超えて人や資源が「丸ごと」つながりながら課題を解決していくことが求められています。

そのためには、高齢者、障がい者、子どもなどの従来の福祉制度の対象者だけでなく、地域で暮らす一人ひとりの生活課題を地域全体の課題として捉え、対応することが大切です。その際には、本人や家族の自助努力を踏まえつつ、地域住民や地域の多様な主体がそれをサポートできる環境を整備するとともに、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する仕組みづくりが必要です。

### 2 地域福祉計画策定の動向

#### (1) 社会福祉法改正（平成30年）

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（厚生労働省）によると、地域福祉計画は、高齢者、障がい者、子ども・子育ての対象者ごとの計画の上位計画として位置づけ、次の5つについて盛り込む必要があるとされています。

【市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項】 ※下線部は、平成30年度の追加です。

- 1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4) 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- 5) 包括的な支援体制の整備に関する事項（※1）

※1 包括的な支援体制の整備に関する事項とは

- ① 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を**把握し解決を試みることができる環境**の整備等
- ② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を**包括的に受け止める体制**の構築
- ③ 多機関の協働による市町村における**包括的な相談支援体制**の構築

## (2) 社会福祉法改正（令和3年）

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が改正され、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援」が盛り込まれました。市町村において、既存の相談支援体制等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、**重層的支援体制整備事業**（※2）が創設されています。（令和3年4月施行）

※2 重層的支援体制整備事業の事業内容〔以下の1)～5)のことをいいます〕

1) 包括的相談支援事業

属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応する

2) 多機関協働事業

複雑化・複合化した課題について適切に対応するため関係者の連携で解決にあたる

3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が届いていない人に訪問等を実施し支援を届ける

4) 参加支援事業

社会とのつながりをつくるための支援を行う

5) 地域づくり事業

世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくり、コーディネートを行う

## (3) 成年後見制度

令和4年3月、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図るため、第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、地域、行政、司法など多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていくことが求められています。

第二期成年後見制度利用促進基本計画のポイント

1) 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

成年後見制度の見直しに向けた検討、権利擁護支援策の検討

2) 成年後見制度の運用の改善

家庭裁判所と地域の関係者の連携による、本人にとって適切な後見人の選任等

3) 後見人への適切な報酬の付与

最高裁・家庭裁判所による適切な報酬算定や、報酬助成事業の見直し

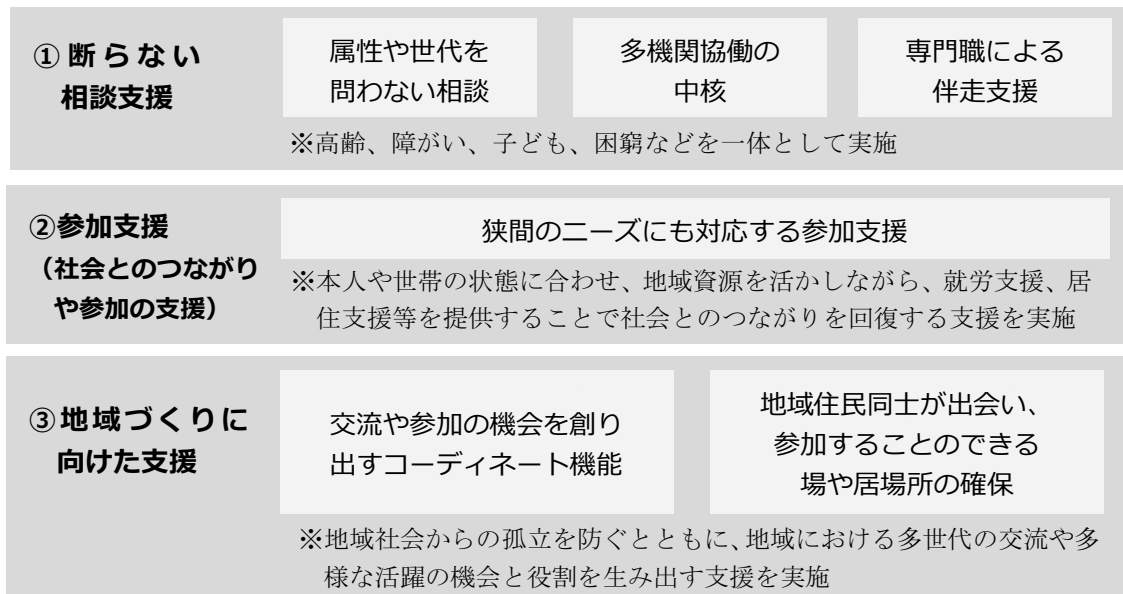
4) 地域連携ネットワークづくりの推進

成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じて、適切な支援につなげる地域連携の仕組みの整備

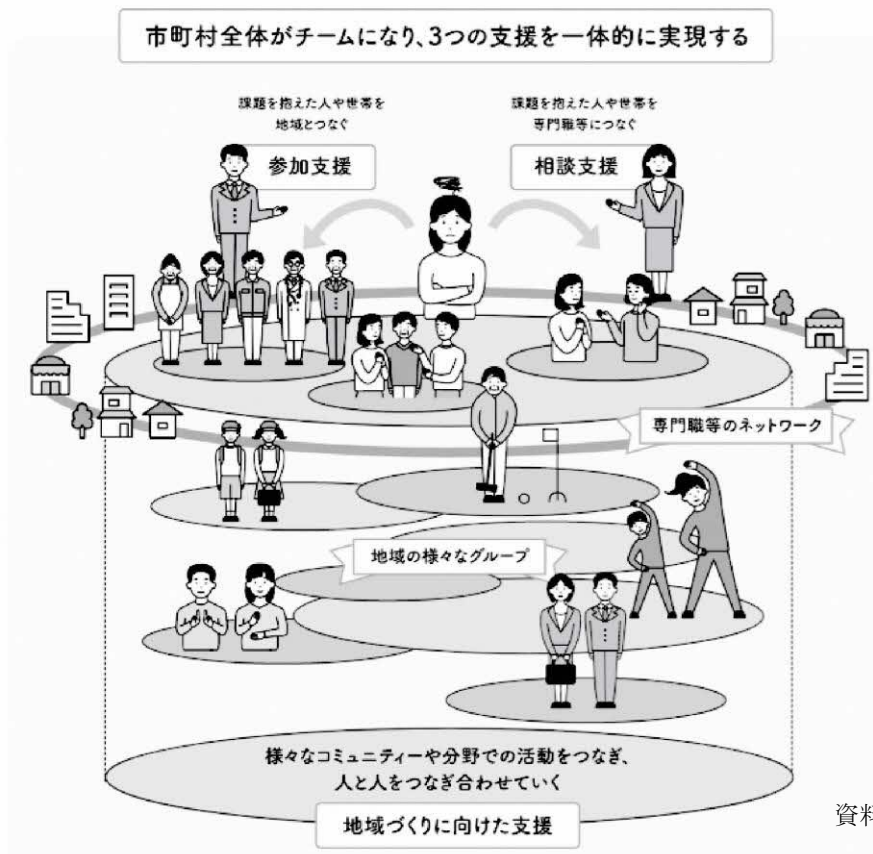
### 3 包括的な支援体制の整備

市町村において、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設することが求められています。

#### ■ 重層的支援体制整備事業の概要

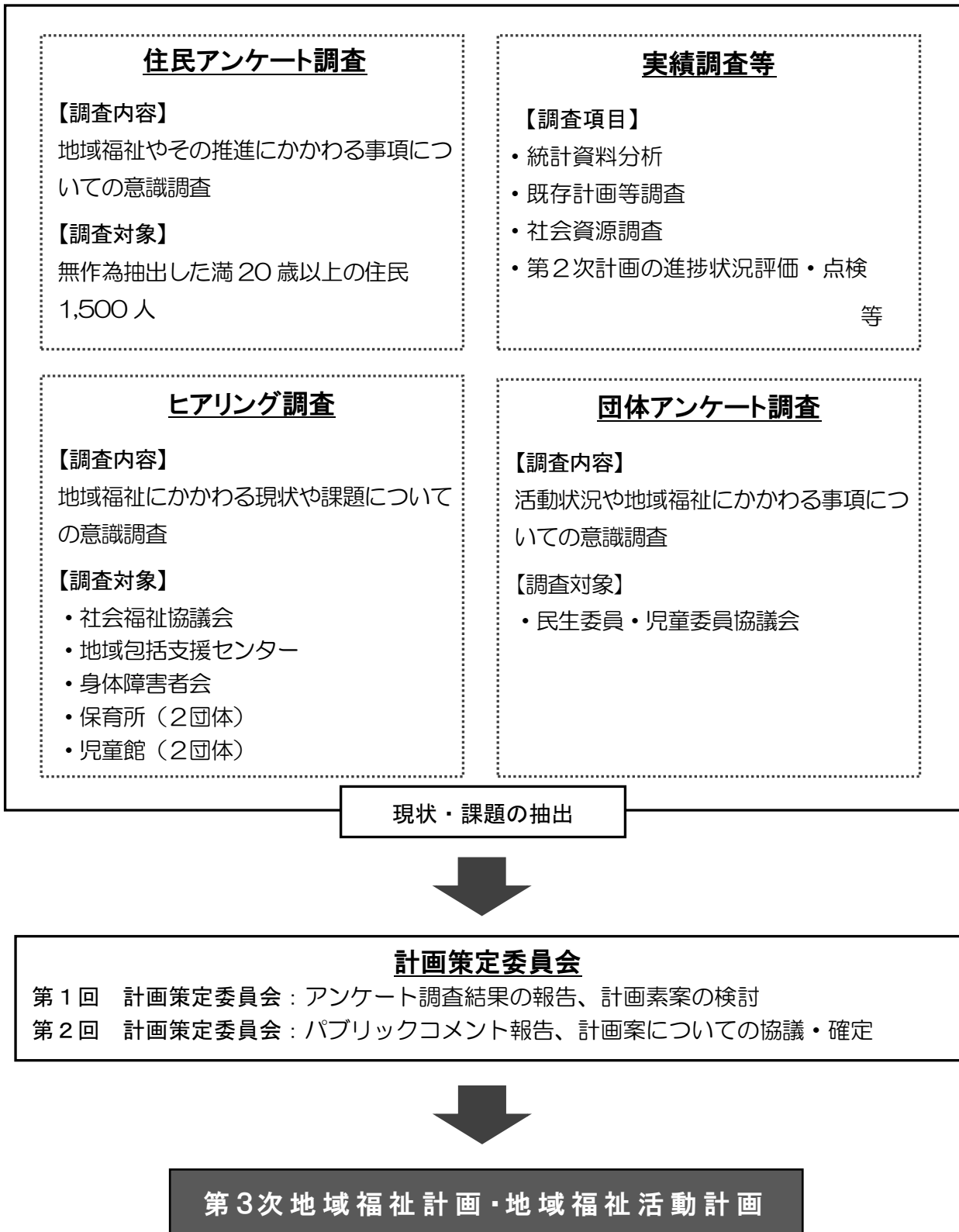


#### ■ 重層的支援体制整備事業のイメージ



資料：厚生労働省

### 第3節 計画策定の体制



## 第2章 玄海町の概況

## 第1節 人口・世帯の状況

### 1 総人口・年齢3区分別人口

本町の総人口は急速に減少傾向にあり、平成7年の7,737人から、令和2年には5,609人となり、25年間で2,128人（27.5%）減少しています。

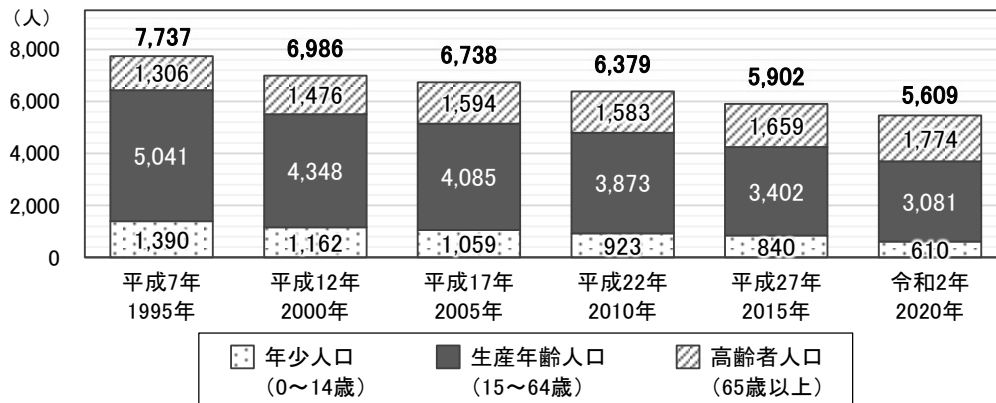
年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の総人口に占める割合は、平成7年から減少が続いています。一方、高齢者人口（65歳以上）の総人口に占める割合（高齢化率）は、平成7年で16.9%であったものが、令和2年には31.6%まで増加しており、人口の約3分の1が65歳以上の高齢者となっています。

#### ■ 総人口・年齢3区分別人口構成の推移

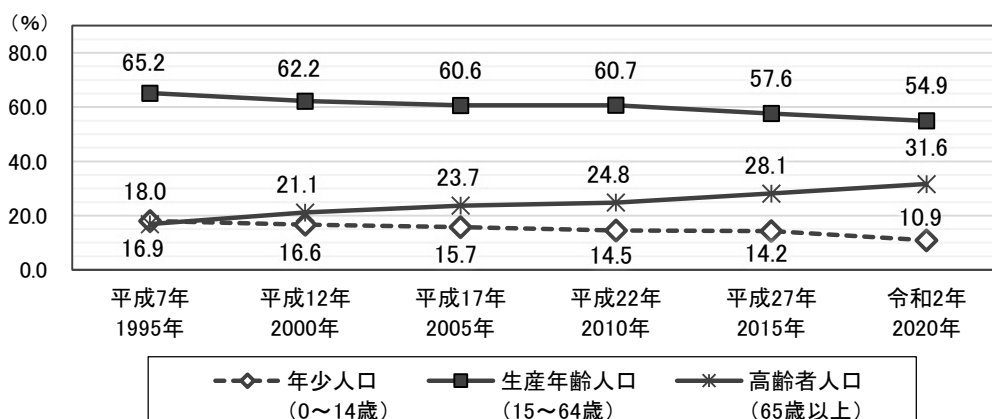
	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年
総人口	7,737人	6,986人	6,738人	6,379人	5,902人	5,609人
年少人口（0～14歳） 総人口に占める割合	1,390人 (18.0%)	1,162人 (16.6%)	1,059人 (15.7%)	923人 (14.5%)	840人 (14.2%)	610人 (10.9%)
生産年齢人口（15～64歳） 総人口に占める割合	5,041人 (65.2%)	4,348人 (62.2%)	4,085人 (60.6%)	3,873人 (60.7%)	3,402人 (57.6%)	3,081人 (54.9%)
高齢者人口（65歳以上） 総人口に占める割合（高齢化率）	1,306人 (16.9%)	1,476人 (21.1%)	1,594人 (23.7%)	1,583人 (24.8%)	1,659人 (28.1%)	1,774人 (31.6%)

資料：国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）

<総人口・年齢3区分別人口の推移>



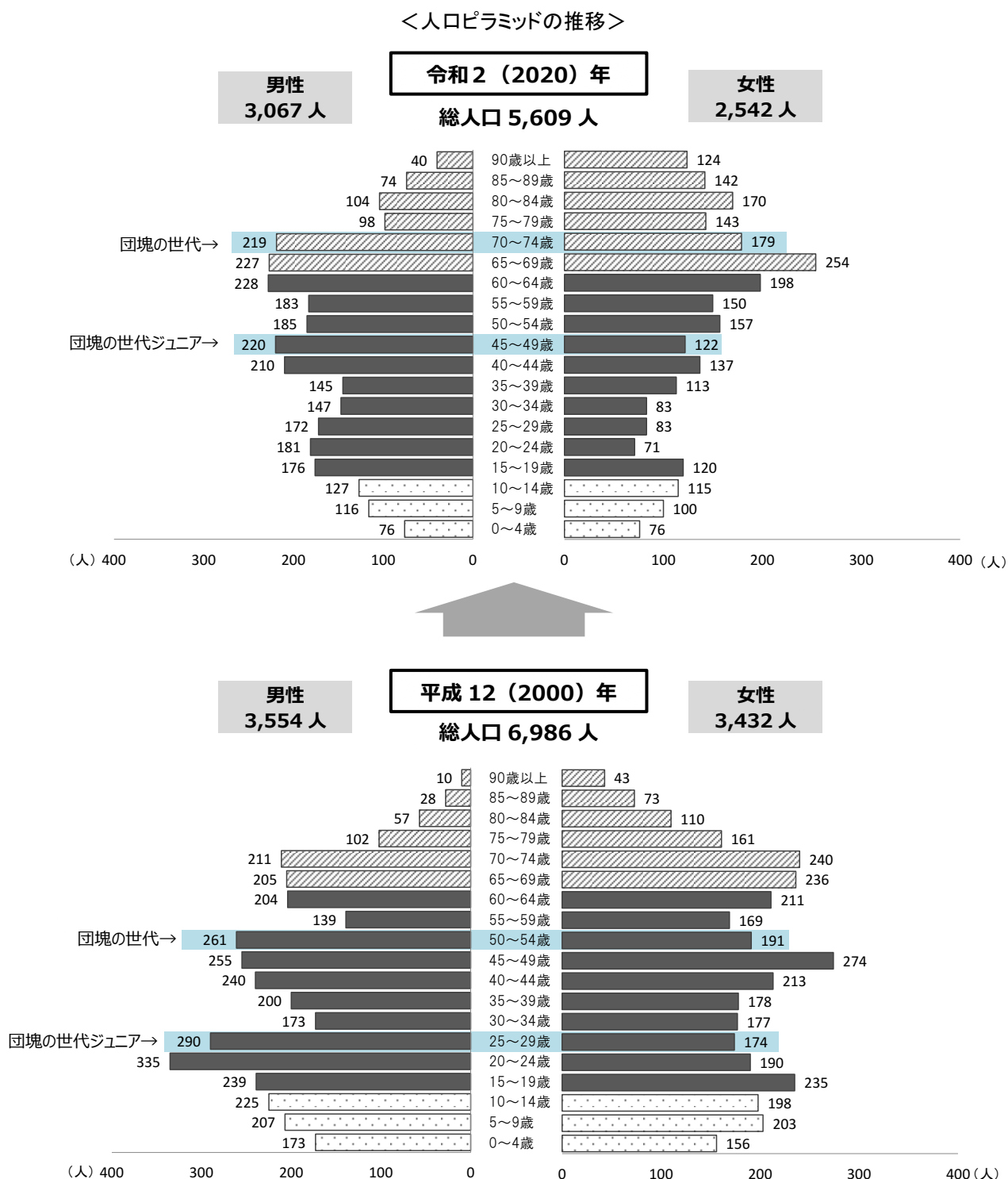
<年齢3区分別人口構成の推移>





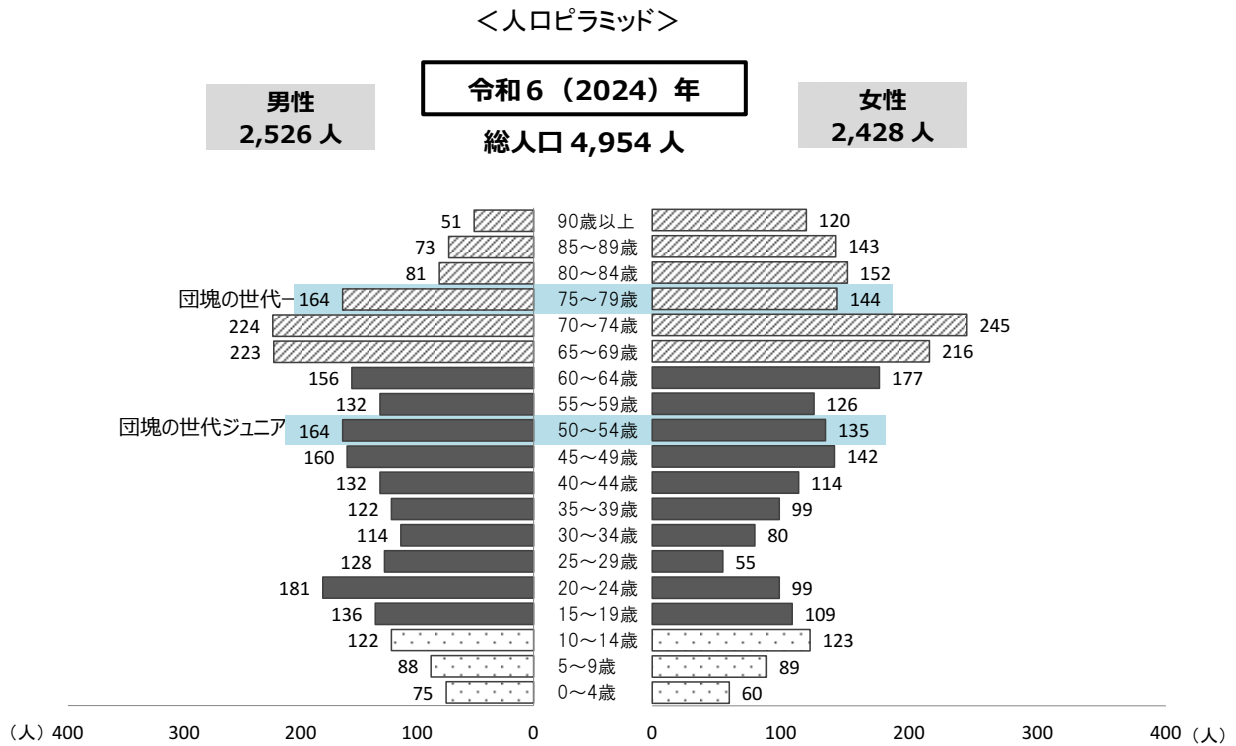
## 2 人口ピラミッドの状況

本町の令和2年の人口ピラミッドをみると、平成12年と比べ、年少人口(0~14歳)や20~40歳代の若年・壮年の人口層が小さくなっており、これらの層の人口が大きく減少したことがわかります。一方、「団塊の世代」が高齢期を迎えたことにより、高齢者人口(65歳以上)の層の厚みが増し、少子高齢化が進行していることがわかります。



資料: 国勢調査(総人口及び男女計は年齢不詳を含む)

住民基本台帳人口の令和6年の人口ピラミッドをみると、令和2年と比べ、75～79歳の人口が増加しています。令和7年には団塊の世代全てが後期高齢者（75歳以上）となるなど、人口の高齢化が進行し、高齢者をめぐる課題について今後ますます増加することが予想されます。



資料:住民基本台帳人口(1月末日現在)

### 3 世帯の状況

本町の一般世帯は、平成7年の2,374世帯から、令和2年には1,926世帯と448世帯（18.9%）減少しています。

家族構成別にみると、3世代家族等の世帯の割合が減少傾向であるのに対し、核家族の世帯やひとり暮らし世帯の割合が増加傾向となっています。令和2年では、一般世帯に占めるひとり暮らし世帯の割合（37.5%）が核家族の世帯の割合（36.1%）を上回るようになりました。また、1世帯あたりの人員は、令和2年になると2.91人まで減少しており、家族形態の縮小化が進んでいることがわかります。

#### ■ 家族構成別世帯の推移

	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年
一般世帯	2,374世帯	1,958世帯	1,973世帯	1,956世帯	1,916世帯	1,926世帯
3世代家族等の世帯	829世帯	779世帯	751世帯	689世帯	617世帯	509世帯
一般世帯に占める割合	(34.9%)	(39.8%)	(38.1%)	(35.2%)	(32.2%)	(26.4%)
核家族の世帯	619世帯	652世帯	642世帯	667世帯	676世帯	695世帯
一般世帯に占める割合	(26.1%)	(33.3%)	(32.5%)	(34.1%)	(35.3%)	(36.1%)
ひとり暮らし世帯	926世帯	527世帯	580世帯	600世帯	623世帯	722世帯
一般世帯に占める割合	(39.0%)	(26.9%)	(29.4%)	(30.7%)	(32.5%)	(37.5%)
1世帯あたり人員	3.26人	3.57人	3.42人	3.26人	3.08人	2.91人

※国勢調査における「世帯」は、「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分される

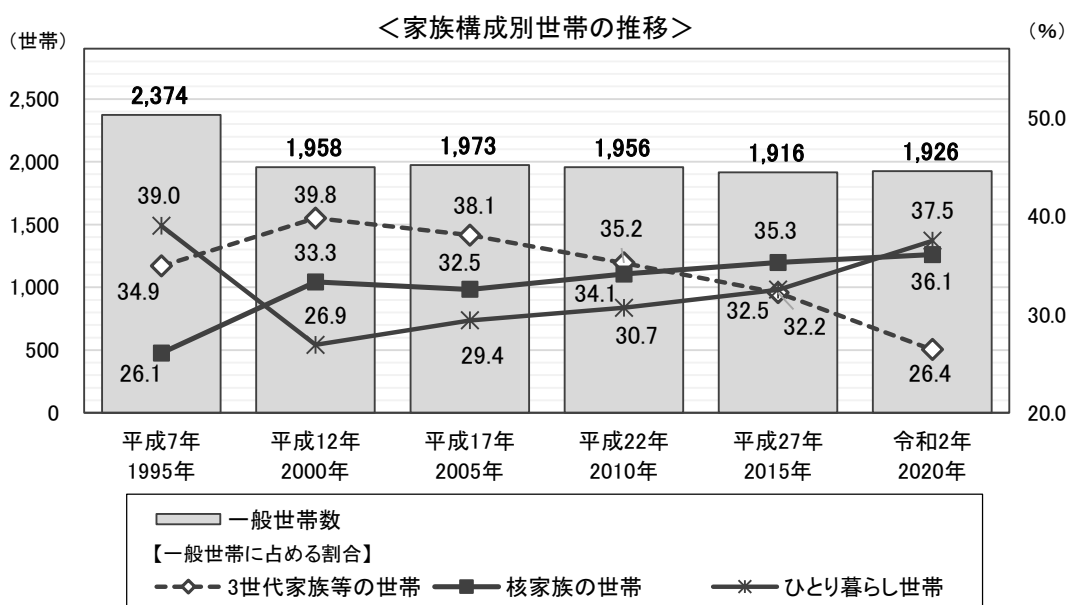
資料：国勢調査

一般世帯：「施設等の世帯」以外の世帯

施設等の世帯：学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、矯正施設の入所者などから成る世帯

※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯

※1世帯あたり人員＝総人口÷一般世帯



核家族の世帯のうち、高齢者がいる核家族の世帯の割合は、平成7年では23.7%であったものが、令和2年では62.7%と6割を超えるようになりました。

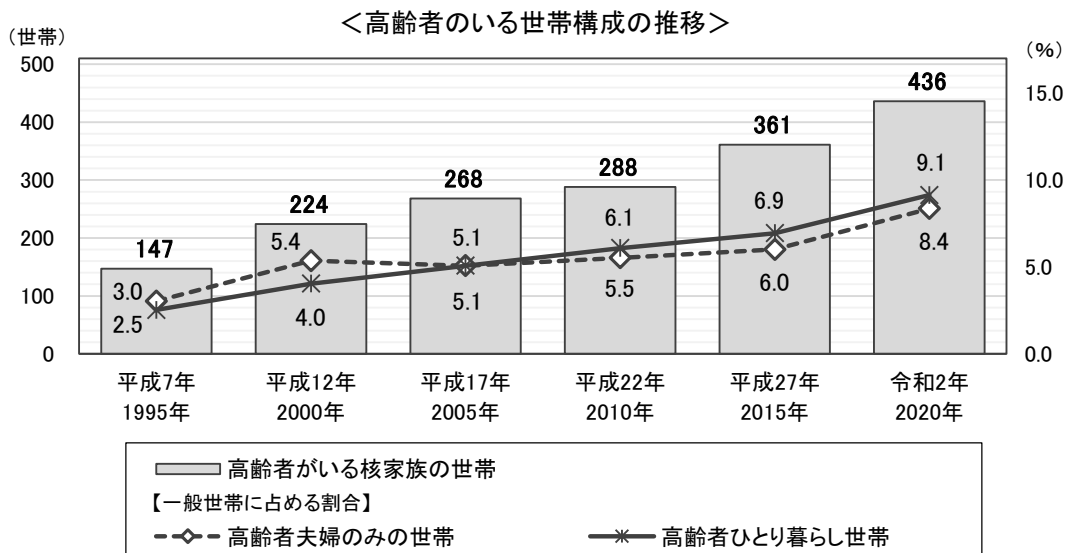
また、一般世帯に占める割合は、高齢者夫婦のみの世帯では、平成7年では3.0%であったものが、令和2年では8.4%と2.8倍の増加で、高齢者ひとり暮らし世帯では平成7年では2.5%であったものが、令和2年では9.1%と約3.6倍の増加となっています。

■ 高齢者のいる世帯の推移

	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年
一般世帯	2,374世帯	1,958世帯	1,973世帯	1,956世帯	1,916世帯	1,926世帯
核家族の世帯	619世帯	652世帯	642世帯	667世帯	676世帯	695世帯
ひとり暮らし世帯	926世帯	527世帯	580世帯	600世帯	623世帯	722世帯
高齢者がいる核家族の世帯	147世帯	224世帯	268世帯	288世帯	361世帯	436世帯
核家族世帯に占める割合	(23.7%)	(34.4%)	(41.7%)	(43.2%)	(53.4%)	(62.7%)
一般世帯に占める割合	(6.2%)	(11.4%)	(13.6%)	(14.7%)	(18.8%)	(22.6%)
高齢者夫婦のみの世帯	72世帯	105世帯	100世帯	108世帯	115世帯	161世帯
核家族世帯に占める割合	(11.6%)	(16.1%)	(15.6%)	(16.2%)	(17.0%)	(23.2%)
一般世帯に占める割合	(3.0%)	(5.4%)	(5.1%)	(5.5%)	(6.0%)	(8.4%)
高齢者ひとり暮らし世帯	60世帯	79世帯	100世帯	119世帯	133世帯	176世帯
ひとり暮らし世帯に占める割合	(6.5%)	(15.0%)	(17.2%)	(19.8%)	(21.3%)	(24.4%)
一般世帯に占める割合	(2.5%)	(4.0%)	(5.1%)	(6.1%)	(6.9%)	(9.1%)

※高齢者夫婦のみの世帯：夫婦ともに65歳以上

資料：国勢調査



## 4 人口動態

近年における本町の人口動態の推移をみると、自然増減（出生数－死亡数）は、死亡数が出生率を上回る「自然減」が続いています。同様に、社会増減（転入数－転出数）は、転出数が転入数を上回る「社会減」が続いており、これらを合わせた人口増減は減少して推移しており、令和4年度には167人の人口が減少しました。

本町の自然増減率\*・社会増減率\*は、佐賀県に比べて常に減少率が大きくなっており、急速に人口減少が進行しています。

### ■ 自然動態(出生・死亡)/社会動態(転入・転出)の推移

【玄海町】

単位:人

	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
出生数	42	31	27	36	28	25	24
死亡数	78	88	74	79	104	67	101
自然増減	-36	-57	-47	-43	-76	-42	-77
自然増減率(‰)	-6.1	-9.9	-8.4	-7.8	-14.0	-7.5	-14.0
転入数	155	149	146	175	185	174	133
転出数	241	252	201	217	262	222	223
社会増減	-86	-103	-55	-42	-77	-48	-90
社会増減率(‰)	-14.6	-17.8	-9.8	-7.6	-14.2	-8.6	-16.3
人口増減	-122	-160	-102	-85	-153	-90	-167

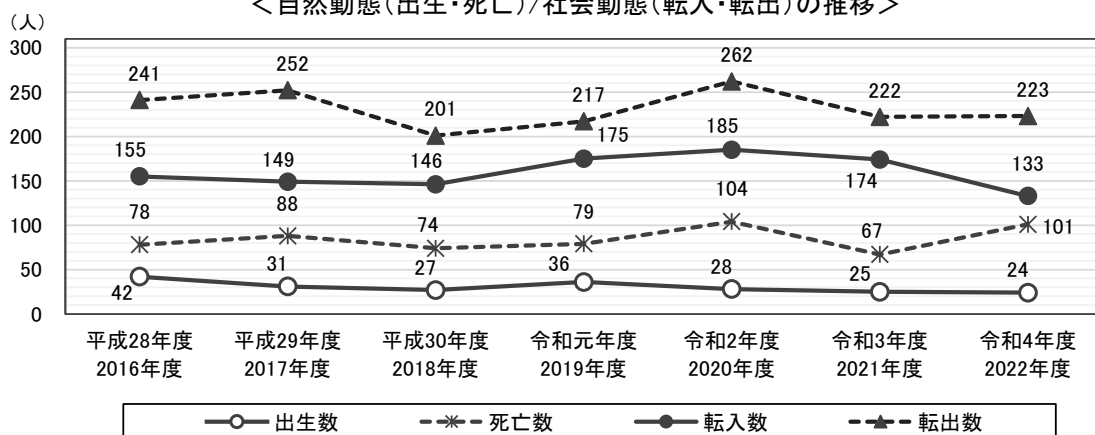
【佐賀県】

単位:人

自然増減	-1,824	-3,313	-3,461	-3,759	-3,756	-4,182	-5,156
自然増減率(‰)	-2.2	-4.0	-4.2	-4.6	-4.6	-5.2	-6.4
社会増減	-2,620	-1,455	-1,049	-1,140	-1,634	-1,539	-54
社会増減率(‰)	-3.1	-1.8	-1.3	-1.4	-2.0	-1.9	-0.1
人口増減	-4,444	-4,768	-4,510	-4,899	-5,390	-5,721	-5,210

資料:佐賀県人口移動調査

＜自然動態(出生・死亡)/社会動態(転入・転出)の推移＞



$$\text{※自然増減率 (‰)} = \frac{\text{1年間の自然増減数}}{\text{各年10月1日現在人口}} \times 1000$$

$$\text{※社会増減率 (‰)} = \frac{\text{1年間の社会増減数}}{\text{各年10月1日現在人口}} \times 1000$$

## 5 行政区別人口と世帯数の推移

本町は27の行政区で自治組織を形成しています。

行政区別の人口は、令和2年4月1日において「外津」が607人と最も多く、町全体の11.1%を占めています。一方、最も少ないのは、「大鳥」で21人、町全体に占める割合は0.4%となっており、行政区によって人口差が大きくなっています。また、1世帯あたりの人員が最も多いのは「藤平」で4.57人、最も少ないのは「外津」で1.84人となっています。「外津」は単身世帯が多いため、1世帯あたり人員が他の行政区に比べて少なくなっていると考えられます。

平成21年から令和2年までの推移をみると、減少率が最も大きいのは「大鳥」で48.8%減、次いで「座川内」(27.4%減)、「花の木」(25.7%減)となっています。

### ■ 行政区別人口・世帯数の推移

小学校区	行政区名	平成21年3月末			令和2年4月1日			平成21年→ 令和2年 人口増減率
		総人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯 あたり 人員(人)	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯 あたり 人員(人)	
有徳小学校区	小加倉	177	46	3.85	150	41	3.66	-15.3%
	有浦下	294	66	4.45	220	61	3.61	-25.2%
	有浦上	393	92	4.27	297	89	3.34	-24.4%
	長倉	180	43	4.19	135	45	3.00	-25.0%
	諸浦	412	131	3.15	348	133	2.62	-15.5%
	新田	<b>418</b>	139	<b>3.01</b>	<b>367</b>	146	2.51	-12.2%
	牟形	268	62	4.32	216	65	3.32	-19.4%
	轟木	129	37	3.49	118	39	3.03	<b>-8.5%</b>
	大鳥	<b>41</b>	<b>11</b>	3.73	<b>21</b>	<b>8</b>	2.63	<b>-48.8%</b>
	座川内	157	42	3.74	114	35	3.26	<b>-27.4%</b>
	湯野尾	136	30	4.53	112	31	3.61	-17.6%
	田代	<b>74</b>	17	4.35	<b>61</b>	15	<b>4.07</b>	-17.6%
	藤平	<b>73</b>	<b>13</b>	<b>5.62</b>	64	<b>14</b>	<b>4.57</b>	-12.3%
	大藪	143	38	3.76	108	39	2.77	-24.5%
	石田	186	48	3.88	140	47	2.98	-24.7%
花の木	<b>74</b>	<b>14</b>	<b>5.29</b>	<b>55</b>	<b>13</b>	<b>4.23</b>	<b>-25.7%</b>	
仮屋	<b>723</b>	<b>205</b>	3.53	<b>571</b>	<b>202</b>	2.83	-21.0%	
値賀小学校区	値賀川内	222	51	4.35	181	51	3.55	-18.5%
	仮立	229	55	4.16	171	53	3.23	-25.3%
	中通	268	75	3.57	208	55	3.78	-22.4%
	下宮	185	46	4.02	203	89	<b>2.28</b>	<b>9.7%</b>
	外津	<b>724</b>	<b>322</b>	<b>2.25</b>	<b>607</b>	<b>330</b>	<b>1.84</b>	-16.2%
	普恩寺	348	77	4.52	270	77	3.51	-22.4%
	平尾	343	<b>164</b>	<b>2.09</b>	332	<b>165</b>	<b>2.01</b>	<b>-3.2%</b>
	浜野浦	178	39	<b>4.56</b>	153	39	3.92	-14.0%
	栄	87	26	3.35	75	25	3.00	-13.8%
シーライントウン	172	49	3.51	155	48	3.23	-9.9%	

※上位3位:太字 下位3位:太字

資料:町勢要覧・町の紹介誌

## 第2節 支援を要する人の状況

### 1 要支援・要介護認定者の状況

近年における、本町の要支援・要介護認定者数は増減を繰り返しつつ、おおむね横ばい傾向で推移しており、令和5年には258人となっています。

要支援・要介護認定率（第1号被保険者の要支援・要介護認定者数÷第1号被保険者総数）についても同様に横ばい傾向で推移しており、令和5年には14.0%となっています。

また、本町は佐賀県や国の要支援・要介護認定率に比べると大きく下回っています。

介護度別の構成比をみると、令和5年では「要介護1」の割合が21.3%と最も高く、次いで「要介護4」（20.5%）、「要介護2」（17.1%）と続いています。特に、「要介護4」は平成29年の12.0%から令和5年では20.5%となっており、大きく増加しています。

#### ■ 要支援・要介護認定者数の推移

単位：人

	平成29年 3月末	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末	令和5年 3月末	
要支援・要介護認定者総数 ※	250人	255	270	256	269	275	258	
要支援1	20人 8.0%	18 7.1%	21 7.8%	14 5.5%	17 6.3%	23 8.4%	15 5.8%	
要支援2	20人 8.0%	22 8.6%	23 8.5%	21 8.2%	22 8.2%	30 10.9%	28 10.9%	
要介護1	57人 22.8%	46 18.0%	41 15.2%	45 17.6%	42 15.6%	47 17.1%	55 21.3%	
要介護2	43人 17.2%	47 18.4%	59 21.9%	48 18.8%	63 23.4%	51 18.5%	44 17.1%	
要介護3	47人 18.8%	40 15.7%	48 17.8%	43 16.8%	49 18.2%	42 15.3%	38 14.7%	
要介護4	30人 12.0%	48 18.8%	46 17.0%	47 18.4%	49 18.2%	49 17.8%	53 20.5%	
要介護5	33人 13.2%	34 13.3%	32 11.9%	38 14.8%	27 10.0%	33 12.0%	25 9.7%	
要支援・要介護 認定率 ※	玄海町	14.2%	14.3%	14.6%	13.8%	14.3%	14.4%	14.0%
	佐賀県	19.0%	18.4%	18.4%	18.2%	18.2%	18.1%	18.0%
	全国	18.0%	18.0%	18.3%	18.4%	18.7%	18.9%	19.0%

※要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者を含む  
 ※要支援・要介護認定率は、第2号被保険者を含まない

資料：地域包括ケア「見える化」システム「現状分析」

## 2 障がいのある人の状況

### (1) 身体障がいのある人の状況

身体障がいのある人のうち、身体障害者手帳所持者総数は、平成29年度以降減少傾向にあり、令和4年度は254人となっています。障がい程度別では、「1級」が65人と最も多く、次いで「4級」(58人)、「2級」(42人)となっており、障がい種別でみると、「肢体不自由」が127人と最も多くなっています。

#### ■ 身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

区分		平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
総数		298	286	268	260	253	254
障がい 程度別	1級	91	87	77	73	71	65
	2級	49	49	46	40	43	42
	3級	34	34	34	33	35	39
	4級	71	66	64	59	58	58
	5級	31	31	27	34	26	29
	6級	22	19	20	21	20	21
障がい 種別	視覚障がい	34	32	32	29	28	24
	聴覚・平衡機能障がい	30	25	26	25	22	24
	音声・言語・咀嚼・機能障がい	0	1	1	1	0	0
	肢体不自由	147	141	133	127	123	127
	内部障がい	87	87	76	78	80	79

資料:庁内資料(各年度末)

### (2) 知的障がいのある人の状況

知的障がいのある人のうち、療育手帳所持者総数は、平成29年度から横ばい傾向にあり令和4年度では67人となっています。障がい程度別にみると「B(中度・軽度)」が「A(最重度・重度)」を常に上回って推移しています。

#### ■ 療育手帳所持者数の推移

単位:人

区分		平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
総数		67	65	65	65	64	67
障がい 程度別	A(最重度・重度)	28	27	27	26	27	29
	B(中度・軽度)	39	38	38	39	37	38

資料:庁内資料(各年度末)

### (3) 精神障がいのある人の状況

精神障がいのある人のうち、精神障害者保健福祉手帳所持者総数は、平成30年度以降増加傾向に推移しており、令和4年度では34人となっています。障がい程度別にみると、令和4年度では、「2級(中度)」が19人と最も多く、次いで「3級(軽度)」(11人)、「1級(重度)」(4人)となっています。

#### ■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位:人

区分		平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
総数		20	20	22	24	29	34
障がい 程度別	1級(重度)	2	3	3	2	4	4
	2級(中度)	13	12	12	14	15	19
	3級(軽度)	5	5	7	8	10	11

資料:庁内資料(各年度末)



### 3 ひとり親家庭の状況

ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の世帯数は、平成7年の15世帯以降増加傾向にありましたが、令和2年で減少に転じ、31世帯（一般世帯に占める割合1.6%）となっています。

#### ■ ひとり親世帯の推移

単位：世帯

	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年
母子世帯	14	18	22	32	30	27
一般世帯に占める割合	0.6%	0.9%	1.1%	1.6%	1.6%	1.4%
父子世帯	1	3	1	2	4	4
一般世帯に占める割合	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%
ひとり親世帯合計	15	21	23	34	34	31
一般世帯に占める割合	0.6%	1.1%	1.2%	1.7%	1.8%	1.6%

※母子世帯・父子世帯：核家族世帯のうち未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

資料：国勢調査

### 4 生活保護の状況

#### (1) 被保護世帯数・被保護者人員の状況

令和5年における本町の被保護世帯数は30世帯、被保護者数は35人となっており、令和3年度までは微増、令和4年度で減少に転じています。

平成29年から令和4年までの生活保護率をみると、本町は佐賀県の値よりも常に下回って推移していますが、佐賀県は横ばい傾向であるのに対して、本町は増加傾向となっており、令和4年の時点で6.69%となっています。

#### ■ 被保護世帯・被保護者人員・生活保護率の推移

単位：人、世帯

	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年
総人口	5,805	5,674	5,608	5,455	5,352	5,231
被保護世帯数	25	27	27	31	32	30
被保護者人員	30	31	32	36	37	35
玄海町生活保護率(%)	5.17	5.46	5.71	6.60	6.91	6.69
佐賀県生活保護率(%)	9.60	9.57	9.64	9.55		

※生活保護率(%) = 被保護者人員 ÷ 総人口 × 1,000

資料：庁内資料(各年度末)

※佐賀県生活保護率は「佐賀県統計年鑑」

(2) 要保護及び準要保護児童数の状況

経済的理由により就学困難と認められる小学生・中学生の保護者に対して、学校教育法第19条の規定に基づき、学用品費、学校給食費など就学に必要な経費の一部を援助しています。

就学援助は、生活保護の対象となる「要保護者」と要保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた「準要保護者」に対し行われるものです。

本町では、要保護・準要保護児童数は平成29年から増加傾向にあり、令和4年では52人となっています。

また、本町の就学援助率（要保護・準要保護児童数が公立小中学校児童数に占める割合）は佐賀県の値を下回って推移していますが、ひとり親家庭が増加傾向にあることや社会情勢の変化に伴い、今後、経済的困難におかれた子どもは増えていくことが想定されます。

■ 要保護・準要保護児童数、就学援助の推移

【玄海町】

単位：人

	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年
公立小中学校児童数	496	478	446	438	419	419
要保護児童数	0	0	0	0	0	0
就学援助率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
準要保護児童数	41	45	42	40	47	52
就学援助率	8.3%	9.4%	9.4%	9.1%	11.2%	12.4%
要保護・準要保護者数計	41	45	42	40	47	52
就学援助率	8.3%	9.4%	9.4%	9.1%	11.2%	12.4%

【佐賀県】

単位：人

	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年
公立小中学校児童数	69,273人	68,801人	68,346人	67,873人	67,455人
要保護児童数	290人	268人	280人	259人	216人
就学援助率	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%
準要保護児童数	8,382人	8,472人	8,200人	8,442人	8,389人
就学援助率	12.1%	12.3%	12.0%	12.4%	12.4%
要保護・準要保護者数計	8,679人	8,745人	8,483人	8,704人	8,608人
就学援助率	12.5%	12.7%	12.4%	12.8%	12.8%

資料：庁内資料、佐賀県は「要保護及び準要保護児童生徒数」（文部科学省）

## 5 避難行動要支援者対象者数・登録者数の推移

東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の強化を図るため、平成25年6月に災害対策基本法が改正されました。その中で、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられるなど、円滑かつ安全な避難を確保するための措置の拡充等が講じられました。

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことを指します。

本町では、風水害や地震等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報把握、防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、災害時避難行動要支援者支援計画を作成しています。

令和4年度における避難行動要支援者対象者数は887人、登録者数は242人となっています。対象者が増加しているのに対して、登録者数は減少しており、令和4年度の登録割合は27.3%となっています。

### ■ 避難行動要支援者対象者数・登録者数の推移

単位：人

	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
対象者数	749	695	791	823	887
登録者数	285	265	291	278	242
登録割合	38.1%	38.1%	36.8%	33.8%	27.3%

資料：庁内資料

※対象者：要介護認定を受けている人、身体障害者1・2級の人、療育手帳Aを所持する知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の人、玄海町で実施する生活支援サービスを受けている難病患者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯。

※登録者：上記対象者のうち、民生委員に名簿への登録の可否について各世帯を訪問・調査してもらい、毎年度、名簿を更新している。

## 6 自殺の状況

本町の自殺者数は、平成26年から平成29年までは0~1人で推移していましたが、平成30年には2人、令和4年には3人となっています。また、全国の自殺者数は、平成26年以降はおおむね減少傾向で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により令和2年で増加に転じています。

本町では、男性は20~60歳代、女性は60~70歳代の自殺者数が多く、精神保健福祉上の問題だけでなく、失業や長時間労働等の社会的要因が複雑に絡むことが、自殺の危険性を高めていると推察されます。

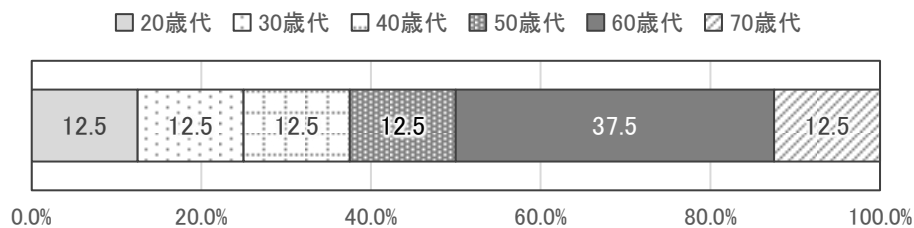
### ■ 自殺者数・自殺死亡率の推移

		平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年
玄海町	自殺者数	1	0	1	0	2	1	0	0	3
	自殺死亡率	16.0	0.0	16.6	0.0	34.9	17.7	0.0	0.0	56.7
佐賀県	自殺者数	162	150	141	130	141	137	116	128	139
	自殺死亡率	19.0	17.7	16.7	15.5	16.9	16.5	14.1	15.6	17.1
全国	自殺者数	25,218	23,806	21,703	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723
	自殺死亡率	19.6	18.6	17.0	16.5	16.2	15.7	16.4	16.4	17.3

※自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺者数

資料：自殺の統計(地域における自殺の基礎資料、自殺日・住居地)(厚生労働省)

### < 年齢別自殺者数の割合(平成26年~令和4年の累計) >



## 第3節 社会資源の状況

### 1 社会福祉施設の状況

#### (1) 高齢者福祉・介護分野

施設・サービスの種類		箇所数
1	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 箇所
2	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	2 箇所
3	訪問介護（ホームヘルプ）事業所	1 箇所
4	通所介護（デイサービス）事業所	1 箇所
5	認知症対応型通所介護事業所	1 箇所
6	通所リハビリテーション（デイケア）事業所	1 箇所
7	短期入所生活介護事業所	1 箇所
8	居宅介護（介護予防）支援事業所	3 箇所
9	玄海町在宅介護支援センター	1 箇所
10	高齢者向け住宅	1 箇所
11	通所型サービス A	1 箇所
12	小規模多機能型居宅介護事業所	1 箇所
13	訪問看護ステーション	1 箇所

資料: 庁内資料(令和5年4月時点)

#### (2) 児童福祉・子育て支援分野

施設・サービスの種類		箇所数
1	保育所	2 箇所
2	児童館	2 箇所
3	教育機関（玄海みらい学園）	1 箇所

資料: 庁内資料(令和5年4月時点)

#### (3) 障がい福祉分野

施設・サービスの種類		箇所数
1	短期入所事業所	1 箇所
2	就労継続支援（B型）事業所	1 箇所
3	訪問介護（居宅介護・重度訪問介護）事業所	1 箇所
4	放課後等デイサービス事業所	1 箇所

資料: 庁内資料(令和5年4月時点)

※就労継続支援（B型）：障害者総合支援法が定める通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である人に対し、就労の機会や生産活動の機会等を提供する支援。

(4) 医療分野

施設・サービスの種類		箇所数
1	病院（医院、診療所等）※歯科医院含む	3か所

資料:庁内資料(令和5年4月時点)

(5) その他、地域の拠点となる施設等

施設・サービスの種類		箇所数
1	公民館・集会所	35か所
2	フリースペース「えん」	1か所
3	宅幼老所	1か所
4	玄海町地域包括支援センター	1か所
5	コミュニティバス	2コース

資料:庁内資料(令和5年4月時点)

※宅幼老所：小規模で家庭的な雰囲気の中、高齢者、障がい者、子どもに対して、一人ひとりの生活リズムに合わせて柔軟なサービスを提供するとともに、地域の多世代にわたるふれあい・交流を目的とした場。

## 2 地域福祉を支える人・組織の状況

### (1) 住民の相談・助言・援助を行う人

組織・団体	人数	組織の概要・活動
民生委員・児童委員	19人	民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。関係行政機関と連携しながら、身近な地域で様々な相談や援助活動を行っており、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。
社会福祉委員 (行政区長が兼務)	27人	地域において高齢者、子育て中の親子、障がいのある人等、援助を必要とする個人や家族に対して、相談相手となるとともに、民生委員・児童委員と連携を図りながら、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役です。
人権擁護委員	3人	「人権・行政・心配ごと相談」の対応や町内の学校や事業所等を訪問し、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行う、人権擁護委員法に基づく民間のボランティアです。
保護司	5人	法務大臣から委託を受け、犯罪や非行を犯した若者等の改善及び更生を手助けするとともに、犯罪予防活動に努めています。
母子保健推進員	5人	町が委託して、地域の母子の身近な子育てサポーターとして、赤ちゃん訪問や乳幼児健診の受診勧奨、母子保健に関する各種手続きの勧め、母子と保健師とのパイプ役として活動しています。
生活支援 コーディネーター	1人	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人です。玄海町地域包括支援センターに1人配置しています。

資料:庁内資料(令和5年4月時点)

(2) 地域福祉の団体・組織

組織・団体	人数	組織の概要・活動
老人クラブ連合会	744人	高齢者の自主的な組織として、地域の仲間づくりや健康づくり・介護予防活動など、地域を豊かにする社会活動を行っています。
玄海町身体障害者会	39人	障がいのある人の自立と社会参加を目的として、グラウンドゴルフや研修、旅行などの様々な活動を行っています。
玄海町食生活改善推進協議会	36人	食生活改善推進員が、実践活動を通じて正しい食習慣を地域に広め、地域の人々の健康増進と体力増強に寄与することを目的として活動する食のボランティア団体です。

資料: 庁内資料(令和5年4月時点)

(3) 地域でボランティア活動を行う団体

名称		主な活動分野
1	唐津青翔高等学校生徒会ボランティア部	施設訪問、地域振興
2	玄海みらい学園 児童・生徒会	施設訪問、地域振興
3	J Aからつ玄海支所	見守り活動
4	食生活改善推進協議会	給食づくり
5	玄海町老人クラブ連合会	清掃活動、見守り活動
6	玄海町役場職員互助会	清掃活動
7	玄海郵便局	清掃活動
8	おじさんバンド	施設訪問
9	淡雪の会	施設訪問
10	トリプルA	清掃活動
11	おはなしやさん てんとうむし	地域振興

資料: 玄海町登録団体(令和5年4月時点)



## 第3章 地域福祉の課題整理

# 第1節 各調査結果からみた課題

## 1 住民アンケート調査からみた町の現状と課題

### (1) アンケート調査の実施概要

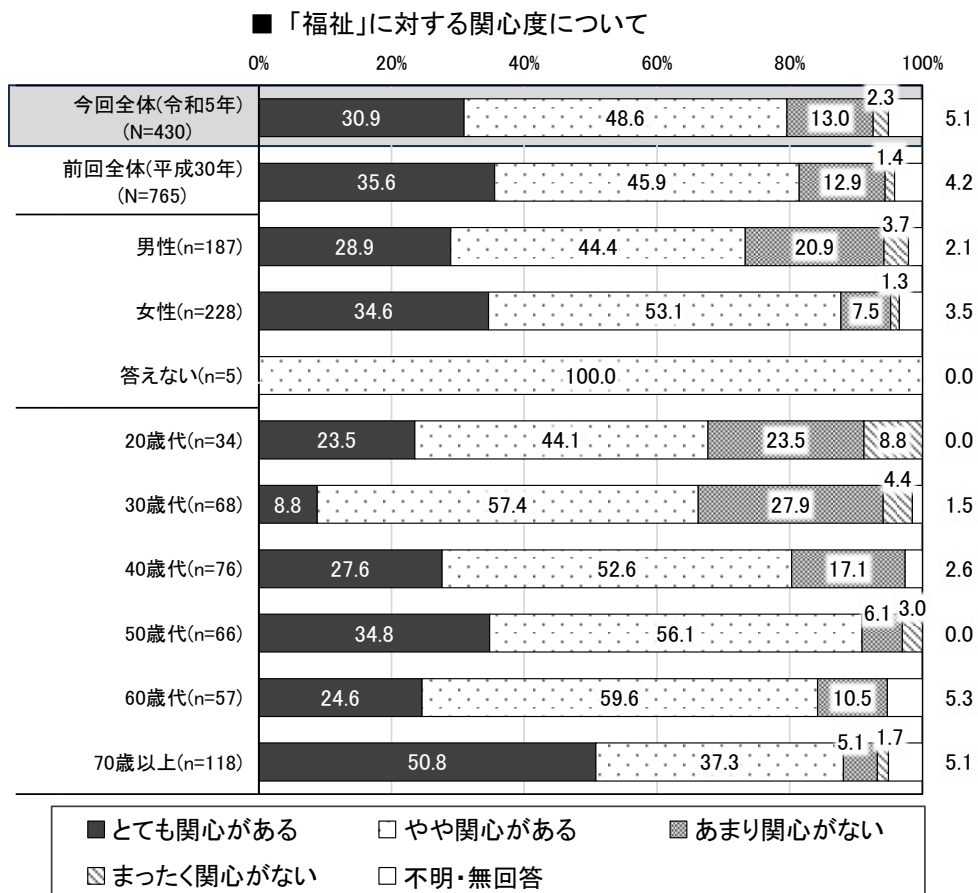
地域における福祉に関する実態と今後の希望等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、住民アンケートを実施しました。

調査対象者は、町内で暮らす満20歳以上の住民1,500人、回収数は430件（回収率28.6%）となりました。以下の内容は、調査結果を抜粋したものです。

### (2) 主な調査結果

#### 1) 福祉に対する考え方について

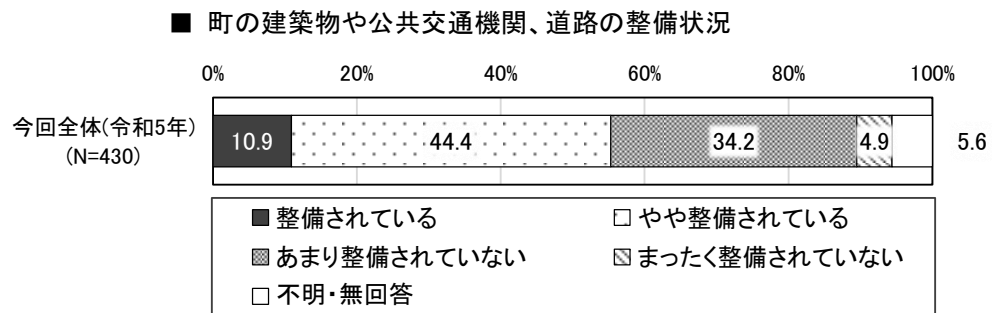
- 「福祉」に対する関心度は、「とても関心がある」と「やや関心がある」と回答した人が79.5%となっており、前回調査と比べるとやや減少しています。年代別でみると、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」と回答した20歳代～30歳代は3割を上回っており、若い年代の「福祉」への関心は低いことがうかがえます。



## 2) 住まいや地域について

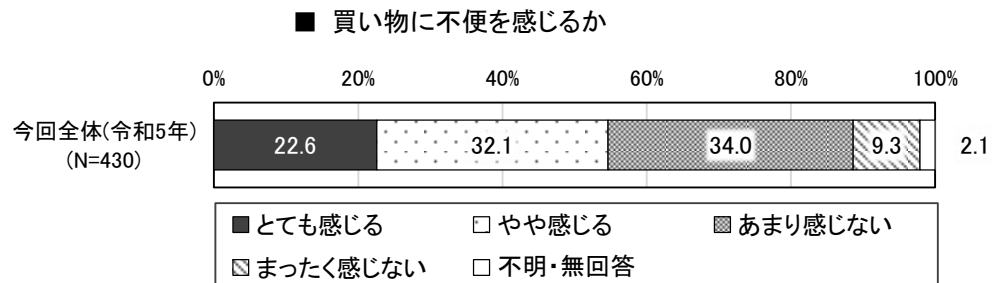
① 町の建築物や公共交通機関、道路等について、高齢者や障がいのある人、妊婦、子ども連れなどが利用しやすいように整備されていると思いますか。

- 町の建築物や公共交通機関、道路の整備について、「整備されている」と「やや整備されている」と回答した人が55.3%、「あまり整備されていない」と「まったく整備されていない」が39.1%となっています。



② 日常の買い物に不便を感じますか。

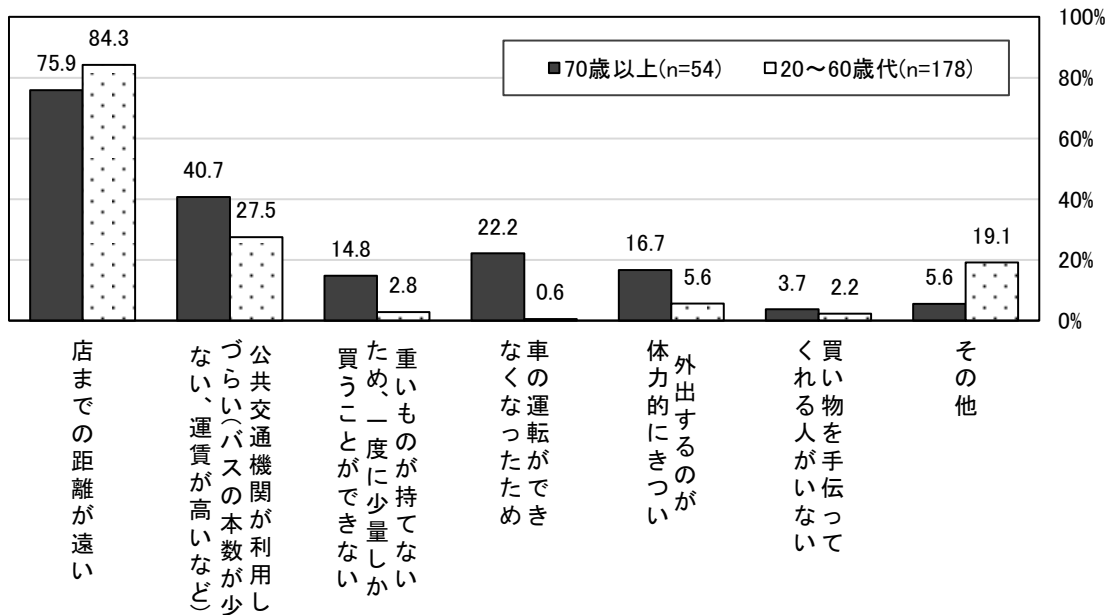
- 日常の買い物に不便を感じるか尋ねたところ、「とても感じる」と「やや感じる」と回答した人が54.7%と半数を超えています。



③ 日常の買い物に不便を感じる理由はどのようなことですか。

- 買い物に不便を感じる理由について、70歳以上では、20～60歳代に比べて「車の運転ができなくなったため」、「公共交通機関が利用しづらい」と回答した人の割合が高く、高齢者の移動が困難になっていることがうかがえます。

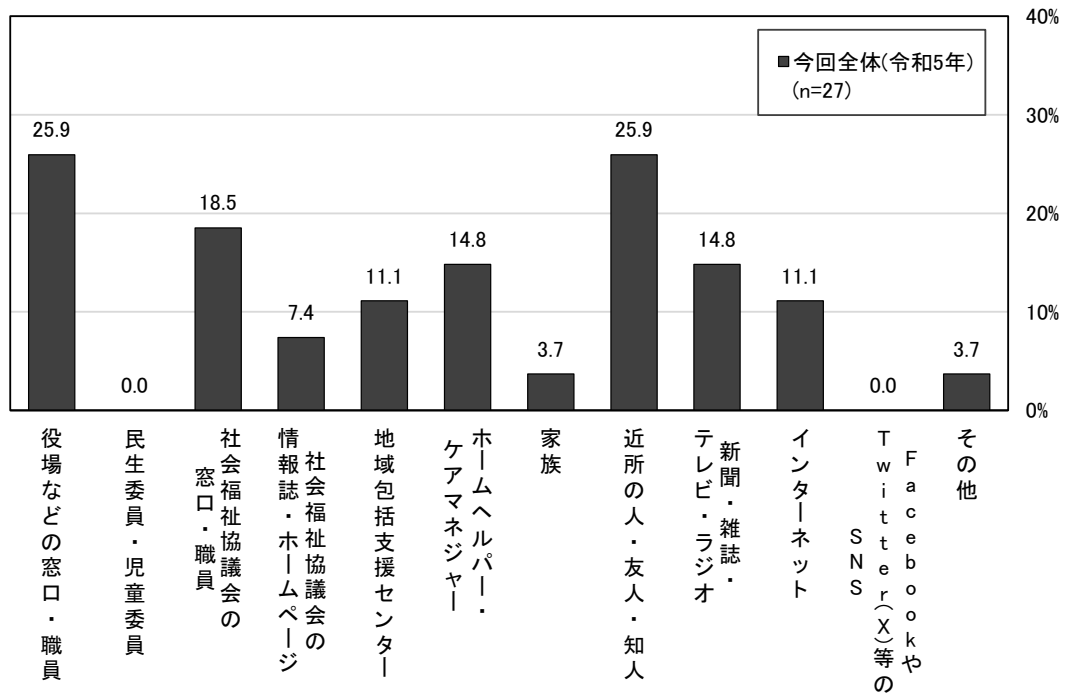
■ 買い物に不便を感じる理由



### 3) 福祉サービスに関する情報の入手先について

- 福祉サービスを利用している人に情報の入手先を尋ねたところ、「役場などの窓口・職員」「近所の人・友人・知人」と回答した人が25.9%と高くなっています。

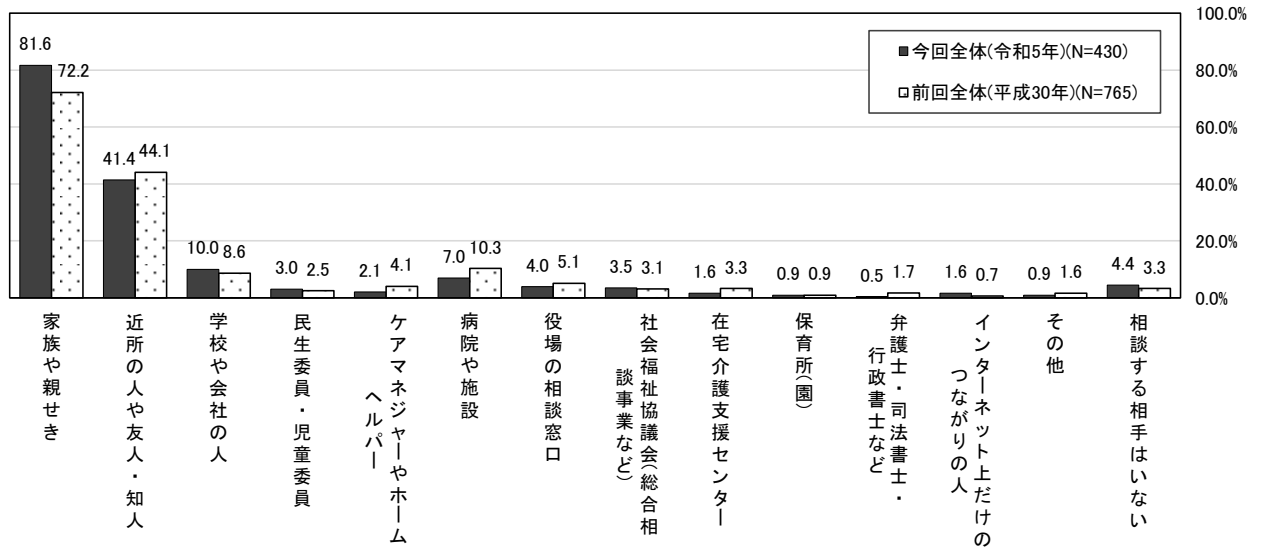
■ 福祉サービスに関する情報の入手先



#### 4) 不安や悩みを相談する相手について

- 不安や悩みを相談する相手は、「家族や親せき」(81.6%)が最も高く、次いで「近所の人や友人・知人」(41.4%)となっています。前回調査と比べると「家族や親せき」が9.4ポイント増加している一方で、「近所の人や友人・知人」が2.7ポイント減少しています。

■ 不安や悩みを相談する相手

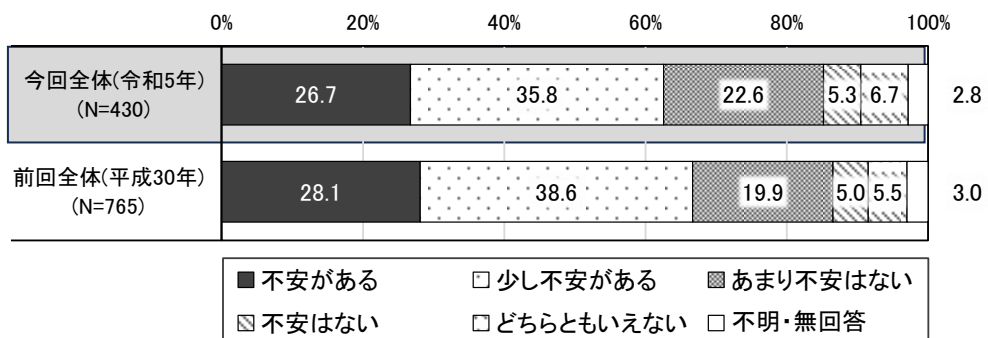


#### 5) 災害時の助け合い・支え合いについて

##### ① お住まいの地域で、災害に対する不安がありますか。

- 『不安がある』(「不安がある」+「少し不安がある」)の割合をみると62.5%と6割を超えていますが、前回調査と比べると4.2ポイント減少しています。

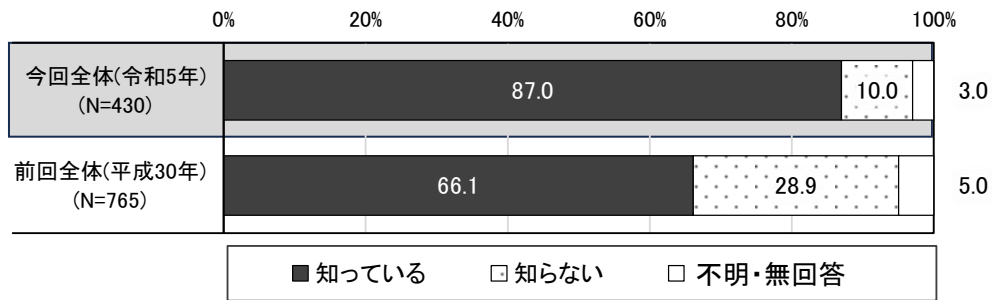
■ 災害に対する不安



② お住まいの地区における災害時の避難所を知っていますか。

- ・地区における避難所の認知状況について、「知っている」と回答した人が87.0%となっており、前回調査と比べると20.9ポイント増加しています。

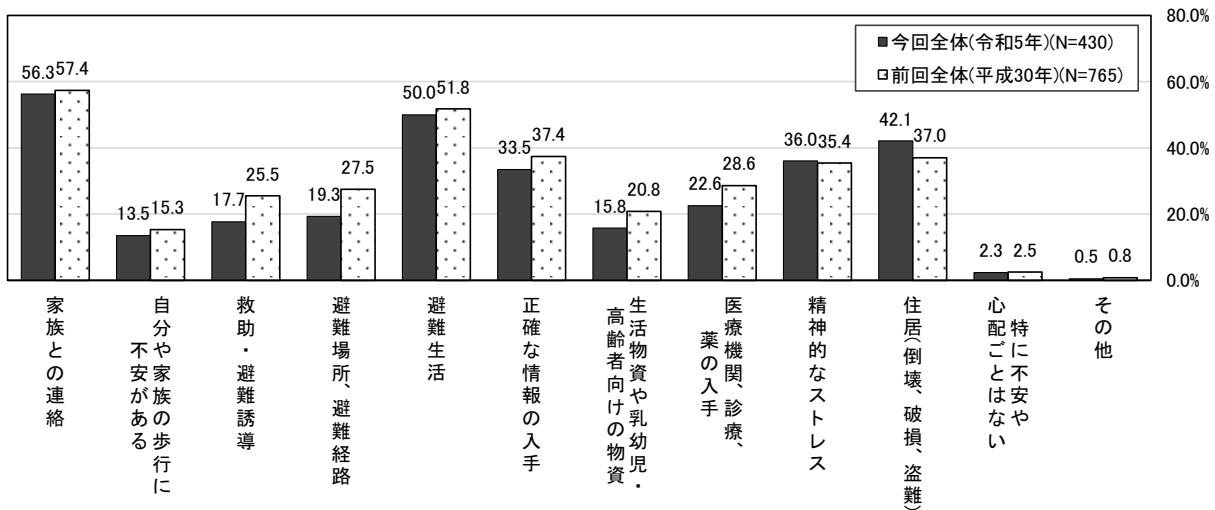
■ 避難所の認知状況



③ 災害が起こったと考えた時、どのような不安や心配ごとがありますか。

- ・災害が起こった場合の不安や心配ごとは、「家族との連絡」と回答した人が56.3%と最も高く、次いで「避難生活」が50.0%、「住居(倒壊、破損、盗難)」が42.1%となっています。前回調査と比べると「精神的なストレス」、「住居(倒壊、破損、盗難)」の割合が増加しています。

■ 災害が起こった時の不安や心配ごと

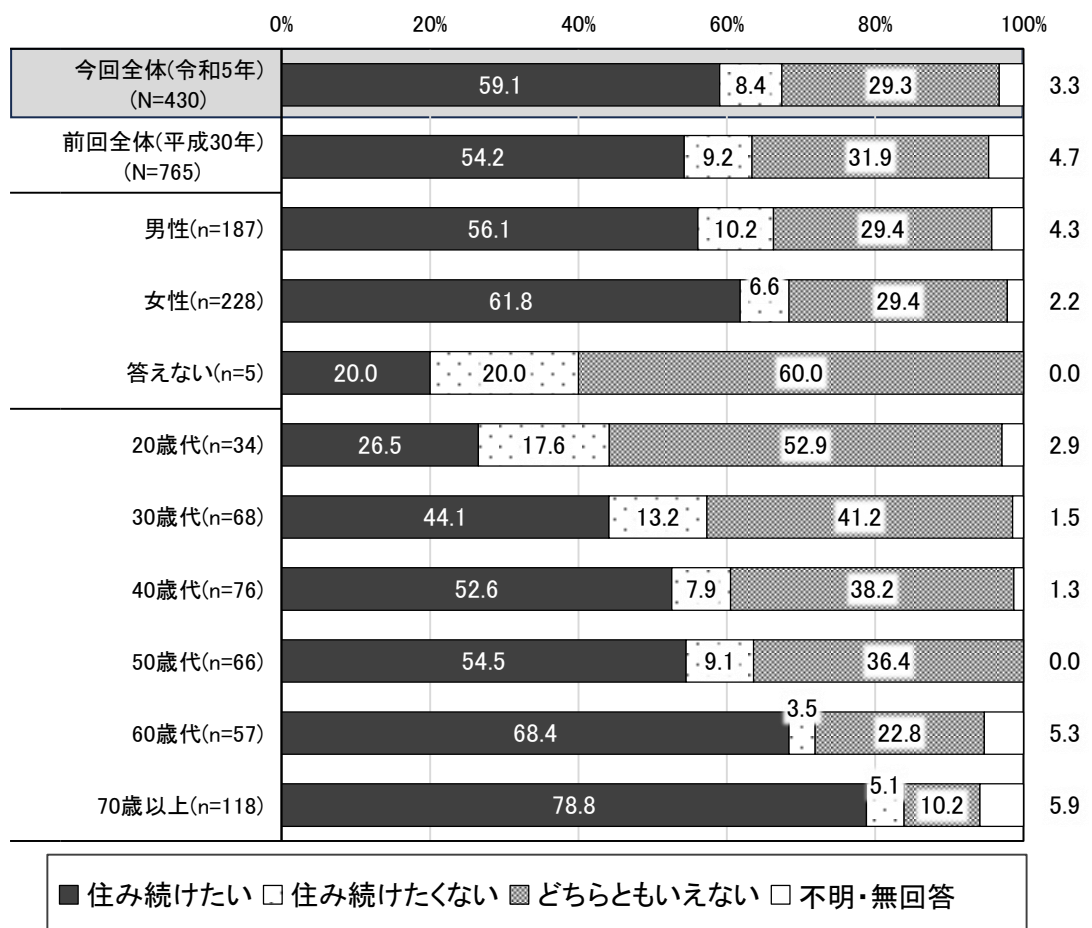


6) 地域とのかかわりについて

① これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思いますか。

- 本町に「住み続けたい」と回答した人は町全体で59.1%となっており、継続して住み続けたいと考える人の方が多く、前回調査と比べてもその割合は4.9ポイント増加しています。また、男性に比べて、女性の方が「住み続けたい」という割合が高くなっています。
- しかし年代別で見ると、20歳代から50歳代では「住み続けたい」という割合が町全体の値を下回っており、特に20歳代では26.5%、30歳代では44.1%と低くなっています。近年、本町では転出数が転入数を上回る「社会減」が続いており、地域コミュニティの活力の低下が懸念されます。若年層及び中年層の町外への転出抑制につながる取組が必要です。

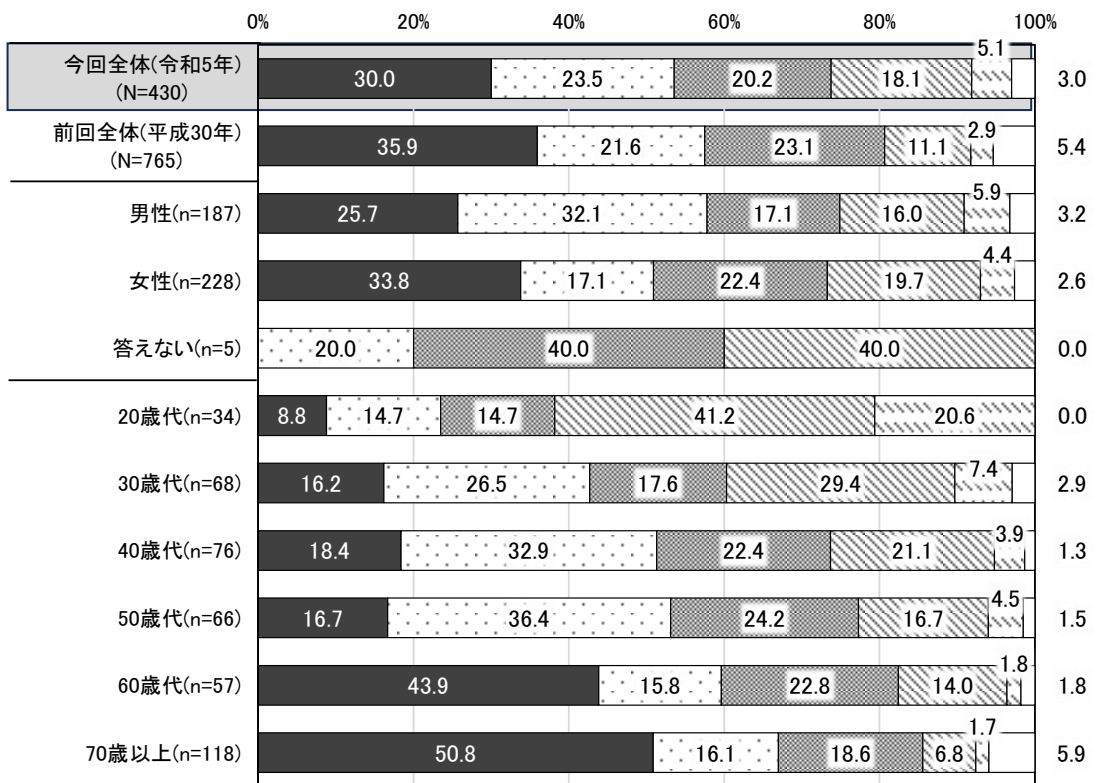
■ 町への定住意向



② ふだん近所の人との程度お付き合いされていますか。

- 近所づきあいの程度は、「困っている時（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくおつきあいしているお宅がある」と回答した人が30.0%と最も高くなっていますが、前回調査と比べると5.9ポイント減少し、一方で「地区、隣近所の行事の時だけつき合う」「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」「つき合いがほとんどない」と回答した人が前回調査よりも増加しています。
- 年代別でみると、「困っている時（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくおつきあいしているお宅がある」という割合は、70歳代が50.8%と最も高い一方で、20歳代では8.8%と非常に少なくなっています。20歳代、30歳代では「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」「つきあいがほとんどない」という割合が他の年代に比べて高く、若い世代の地域や近所とのつきあいの程度が希薄になっていることがうかがえます。

■ ふだんの近所づきあいの程度



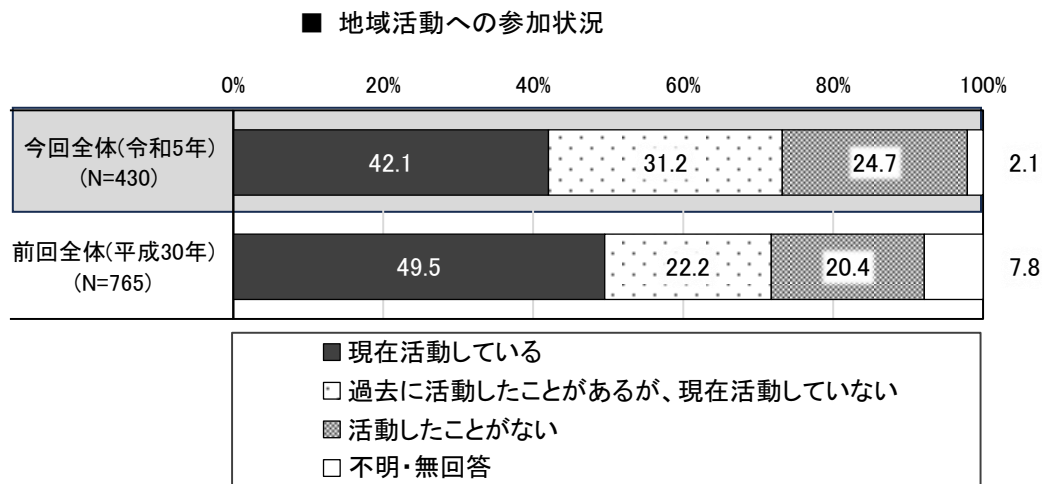
■ 困っている時(病気、悩み、事故など)に、相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくおつきあいしているお宅がある  
 □ 地区、隣近所の行事の時だけつき合う  
 ■ たまに立ち話をする程度  
 ■ 会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない  
 ■ つき合いがほとんどない  
 □ 不明・無回答



7) 地域活動・ボランティア活動への参加について

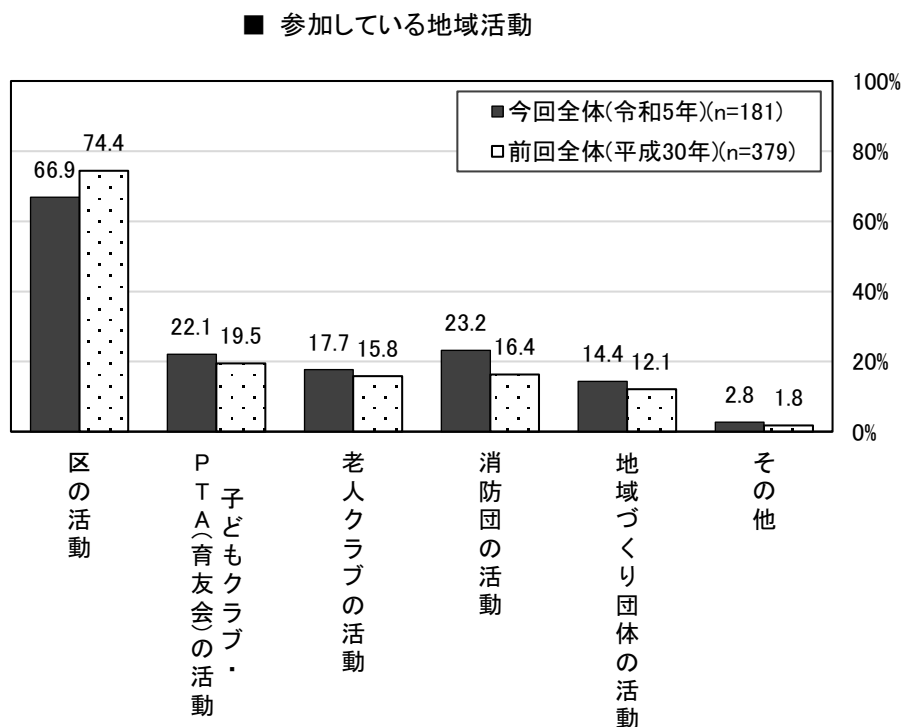
① 現在、地域活動に参加していますか。

- 地域活動への参加経験について、「現在活動している」と回答した人が42.1%となっており、前回調査と比べると7.4ポイント減少しています。



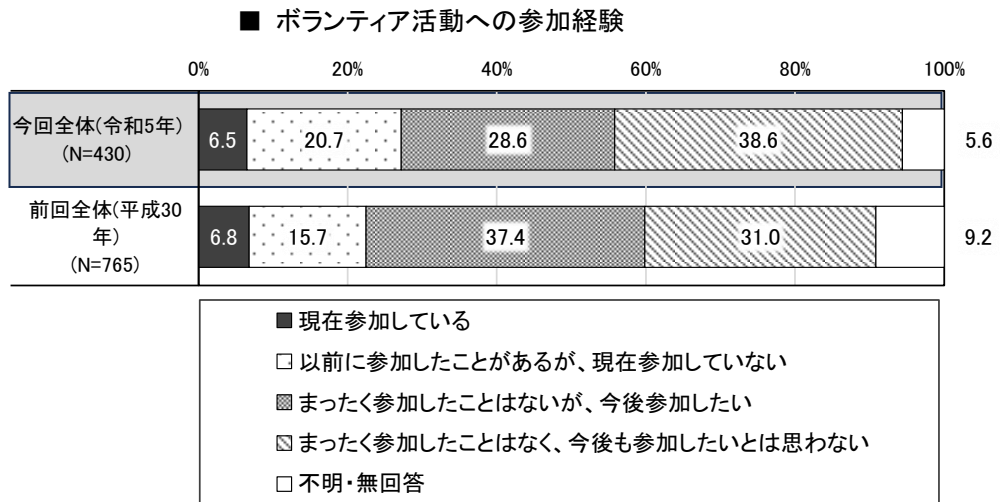
② どのような地域活動に参加していますか。(地域活動に参加している方)

- 参加している地域活動の内容について尋ねたところ、「区の活動」が66.9%と最も高く、次いで「消防団の活動」(23.2%)、「子どもクラブ・PTA(育友会)の活動」(22.1%)となっています。前回調査と比べると「区の活動」が7.5ポイント減少していますが、その他の活動は増加しています。



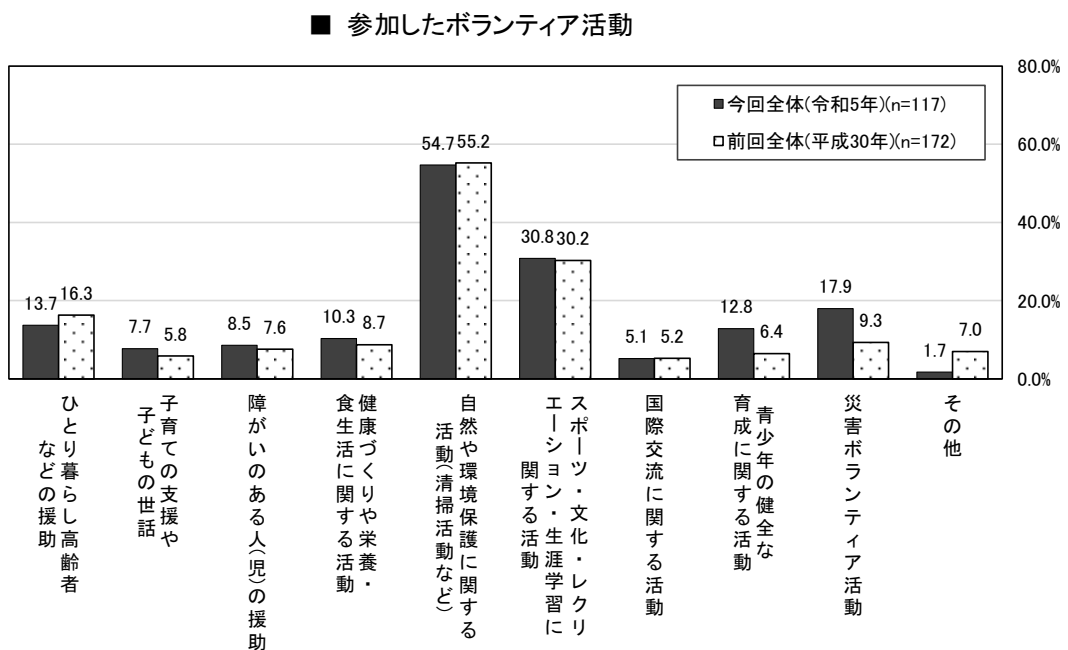
③ 個人的にボランティア活動に参加したことがありますか。

- ・ボランティア活動への参加経験について、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」と回答した人が 38.6%と最も高くなっています。前回調査と比べると、「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」と回答した人が増加しています。



② どのようなボランティア活動に参加してきましたか。(ボランティア活動に参加したことがある方)

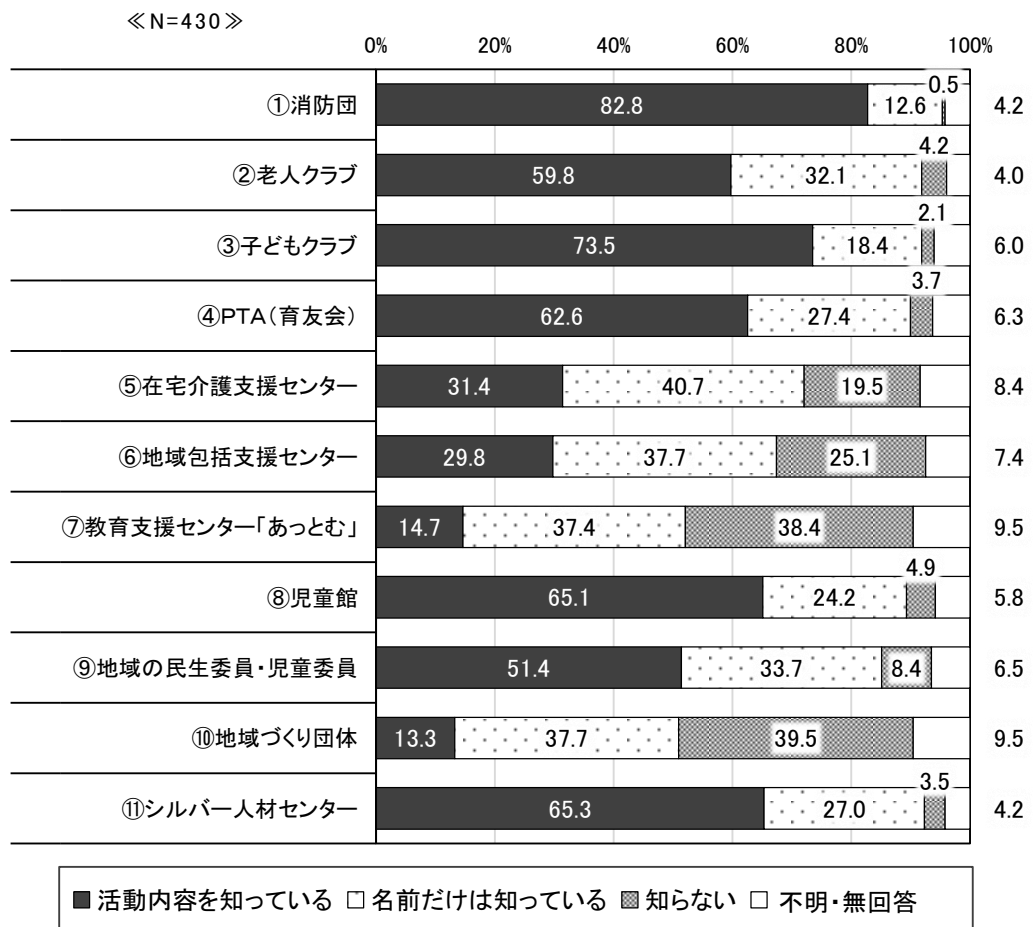
- ・ボランティア活動に参加したことがある人に、どのようなボランティアに参加してきたか尋ねると、「自然や環境保護に関する活動（清掃活動など）」と回答した割合が最も高くなっています。前回調査と比べると「災害ボランティア活動」が8.6ポイント増加しています。



8) 地域にある組織や団体の認知状況について

- 地域にある組織や団体の認知状況について、「活動内容を知っている」と回答した人の割合が最も高いのは、①消防団で82.8%、次いで③子どもクラブで73.5%、⑪シルバー人材センターで65.3%となっています。一方、「知らない」と回答した人の割合が最も高いのは、⑩地域づくり団体で39.5%、次いで⑦教育支援センター「あっとむ」で38.4%、⑥地域包括支援センターで25.1%となっています。

■ 地域にある組織や団体の認知状況



## 2 民生委員・児童委員アンケート調査から見た町の現状と課題

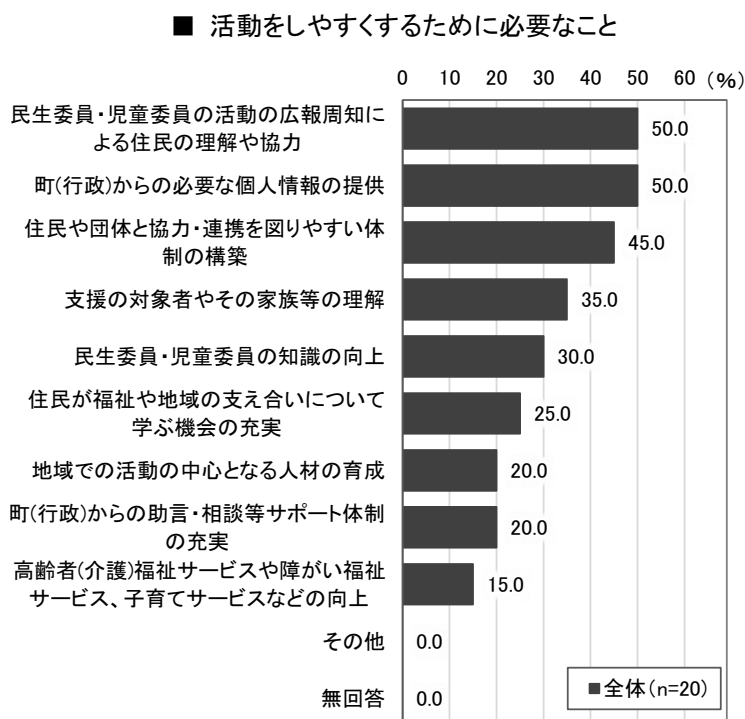
### (1) 回答者自身のことについて

- 回答者の性別は「男性」が45.0%、「女性」が50.0%、年齢は「65歳以上」がおよそ8割を占めています。
- 民生委員・児童委員としての活動期間は「3年未満」(70.0%)が最も多く、「3年以上6年未満」が25.0%となっています。
- 他の役職と「兼任している」という回答が全体で55.0%となっており、兼任している人が多い状況となっています。

### (2) 民生委員・児童委員としての活動について

- 主な活動内容は「見守り・訪問活動」(85.0%)、「地域行事等への参加・協力」(70.0%)、「相談や情報の提供」(35.0%)が多くなっています。
- 活動するうえで「困っていることがある」と回答した人は45.0%となっており、困りごとの内容は「仕事や家庭と民生委員・児童委員としての活動の両立が難しい」「個別相談にどこまで関わればよいかわからない」「町(行政)から必要な個人情報提供されない」という回答が多くなっています。
- 活動について『やりがいを感じる』(「とても感じる」と「どちらかというと感じる」を合わせた割合)は90.0%、『限界を感じる』は35.0%、『負担感を感じる』は40.0%となっています。

○民生委員・児童委員の活動をしやすくするために必要なことは、「民生委員・児童委員の活動の広報周知による住民の理解や協力」「町(行政)からの必要な個人情報の提供」が50.0%と最も高く、次いで「住民や団体と協力・連携を図りやすい体制の構築」(45.0%)の順に続きます。



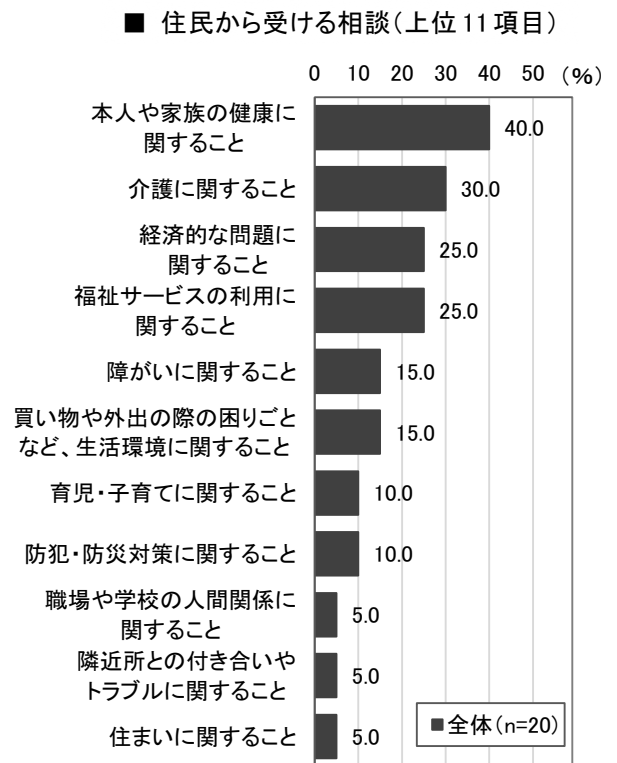
(3) 困りごとを抱えている住民や世帯の状況について

1) 地域で困りごとを抱える住民や支援が必要な住民の実態について

○各民生委員・児童委員が担当地区の住民から受ける相談は「本人や家族の健康に関すること」(40.0%)、「介護に関すること」(30.0%)が多くなっています。

○担当地区における見守り等の支援や何らかの課題を抱えている人・世帯の状況については、「高齢者のみの世帯」が80.0%と多く、次いで「障がいのある人」「閉じこもりやひきこもりの人」(25.0%)、「老老介護を行っている人」「ひとり親家庭」(20.0%)となっています。

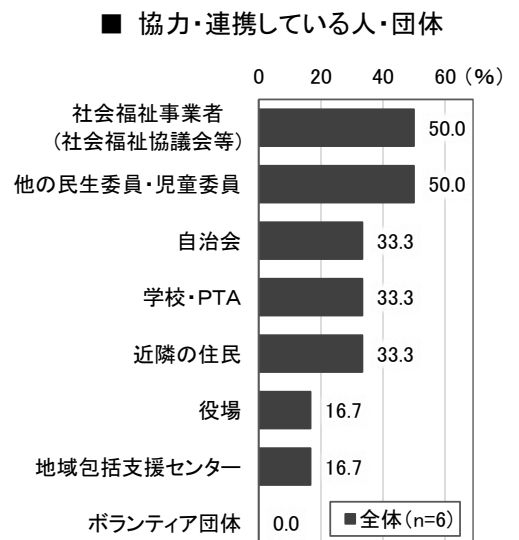
○担当している地区で孤独死や虐待などが起きる恐れがある状況を知った場合、「対応する」(85.0%)という人がほとんどで、その対応方法は「町の役場や児童相談所など、公的機関へ相談する」(76.5%)、「近隣の人に相談する」「自治会役員に相談する」「社会福祉協議会に相談する」(47.1%)が多くなっています。



2) 地域で困りごとを抱える住民について

○地域で困りごとを抱える人・世帯の主な把握方法は、「自分で訪問しながら発見している」「地域の方や団体等と協力・連携して発見している」が30.0%と最も高く、次いで「支援が必要な方の家族や親族、友人・知人、近隣住民が相談してくれる」(20.0%)が多くなっています。

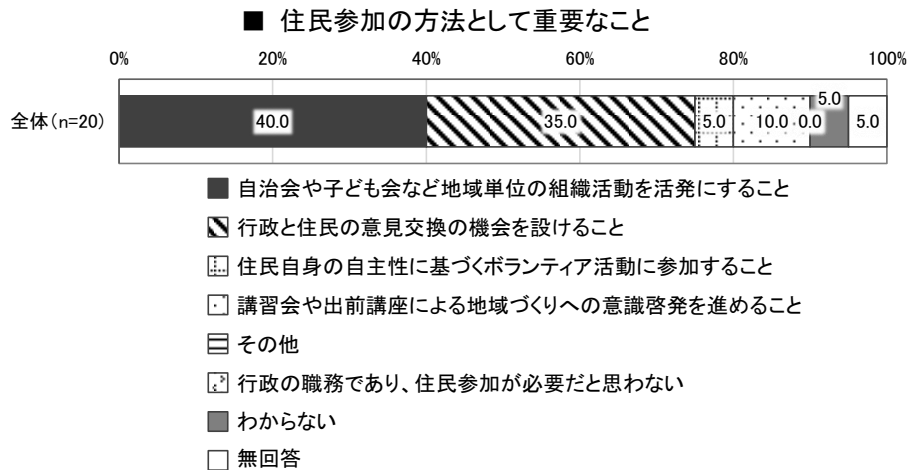
○地域で困りごとを抱える人・世帯を把握するにあたって、協力・連携している人や団体は「社会福祉事業者(社会福祉協議会等)」「他の民生委員・児童委員」(50.0%)が多くなっています。また、「役場」は16.7%と少なくなっており、行政との連携強化が必要です。



(4) 福祉のまちづくりについて

1) 住民参加の方法として重要なこと

○住民参加の方法として重要なことは「自治会や子ども会など地域単位の組織活動を活発にすること」が40.0%と最も高く、次いで「行政と住民の意見交換の機会を設けること」(35.0%)、「講習会や出前講座による地域づくりへの意識啓発を進めること」(10.0%)の順に続きます。



2) 町の地域福祉を充実させるために重要なこと

○地域福祉の充実のために重要なことは「隣近所など、周囲の理解と協力による高齢者などの見守り体制の構築」が60.0%と最も高く、次いで「子どもや高齢者、障がいのある人など、誰もが気軽に集まれる場づくり」「医療や福祉にかかる経済的な援助、手当の充実」「高齢者や障がいのある人の外出支援や買い物支援などの充実」「災害時に備えた避難行動と避難生活の支援の充実」(40.0%)が多くなっています。



### 3 ヒアリング調査からみた町の現状と課題

#### (1) ヒアリング調査の実施概要

本町で地域活動に取り組んでいる組織や団体の現状や抱える課題を把握するとともに、その解決につながる対応策や町に求められる支援策を検討するための基礎調査として、ヒアリング調査を行いました。

#### 【ヒアリング対象団体】

分野	団体名
地域福祉	民生委員・児童委員協議会
	社会福祉協議会
高齢者	地域包括支援センター
障がい者	玄海町身体障害者会
児童・子育て	児童館（さくら児童館・みどり児童館）
	保育所（あおば園・ふたば園）

#### (2) 主な調査結果

##### 1) 活動を行う上で困っていること・課題について

民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町からの情報が少ないので動けない。</li> <li>● 個人情報の問題があるため、どこまで対応して良いかわからない。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の課題を話し合う場の構築については、担い手不足等があり難しい。</li> <li>● ボランティア団体が少ないため、地域の福祉課題を解決するためのインフォーマル資源の開発を進める必要がある。</li> </ul>
包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専任の生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置ができていない。</li> <li>● アウトリーチがあまり出来ておらず、受け身になっている。</li> </ul>
身体障害者会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会員が高齢になり、新たな加入者もない。プライバシー保護により障がいのある人がわからないため、勧誘することができない。</li> </ul>
児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設が老朽化している。また、さくら児童館には駐車場がない。</li> <li>● 児童館は、バリアフリー化されておらず、障がいのある児童が利用しやすい環境となっていない。</li> <li>● 障がいのある児童に対応できる専門職員の配置が必要である。</li> </ul>
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● より保育を充実させるためには更なる人手が必要だが、人員の確保が難しい。</li> </ul>

2) 町の福祉に関わる現状や課題について

<p><b>民生委員・児童委員</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町役場や社会福祉協議会と問題を共有できていない。</li> <li>● 地域を支える福祉人材の確保・育成・定着が課題である。</li> </ul>
<p><b>社会福祉協議会</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢化や人材不足により令和4年度末にボランティア連絡協議会の活動が休止した。そのため、買い物や見守りなどのインフォーマル支援につながりにくい等の課題がある。</li> <li>● 社協がネットワーク拠点を担っているが、広域的にネットワークを形成するのは人員不足等で困難である。</li> <li>● 生活保護世帯については、定期訪問を行い、状況を把握している。また、福祉事務所と連携を図り、支援している。</li> </ul>
<p><b>包括支援センター</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症が流行してから医療機関との連携が電話のみになり、連携がとりにくい。</li> <li>● 認知症の症状が進行して家でみることができなくなってから「施設に入れたい」と相談を受ける場合が多い。症状が進行する前に、専門の病院を受診するように言っても、なかなか受診することがない。</li> <li>● 買い物や通院のために高齢になっても車の運転を辞められない人が多い。</li> </ul>
<p><b>身体障害者会</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車に乗れない人や歩くことができない人は外出に不便を感じている。</li> <li>● ストーマについて町から補助金があるので助かっている。</li> </ul>
<p><b>児童館</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもは塾や習い事があり、保護者も忙しく、親子で対話する時間が減っている。</li> </ul>
<p><b>保育所</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 離乳食や箸の使い方、トイレトレーニングなど、園任せになる保護者がいる。核家族化により、余裕がないのかもしれない。</li> <li>● 玄海町内に児童発達支援センターがないので、唐津市の施設まで通っている人がいる。</li> </ul>

3) 住民同士のつきあい方・かかわり方に関する現状や課題について

<p><b>社会福祉協議会</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コロナ禍に行事が減り、地域住民同士（隣近所）のつきあいが希薄化しているように感じる。</li> </ul>
<p><b>包括支援センター</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者ほど、認知症のある人や障がいのある人に対する偏見が強い。</li> </ul>
<p><b>身体障害者会</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人との地域や学校での交流はほとんどない。子どもはスクールバスで学校に通うので会うことも少なくなった。</li> </ul>
<p><b>児童館</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童館とお年寄りの交流会を実施している。これまでスカットボールや門松作り等で交流を深めた。</li> </ul>
<p><b>保育所</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● みらい学園との交流会や産業文化祭への参加、棚田の田植えなど、保育所と地域が連携・交流を行っている。</li> </ul>



## 4) 地域の安全確保・生活環境に関する現状や課題について

民生委員・ 児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に対応できる支援体制が整っていない。</li> </ul>
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者やその家族の様子について、今後の財産管理や身上監護、8050 問題等が気になる。</li> <li>● 障がいのある人やその家族について、親亡き後の生活が気になる。</li> <li>● 要保護児童実務者会議等で、要保護児童の情報共有等はできている。</li> </ul>
身体 障害者会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所である公民館までの距離が遠い。また、毛布だけでは足りない ので布団が必要だが、抱えていくことが難しい。</li> <li>● コミュニティバスを利用したくても時間が合わない。</li> </ul>
児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 非常通報装置を設置している。また、警察官にパトロールを行ってもらっている。</li> <li>● 虐待の疑いのある子どもは、玄海町要保護児童実務者会議の中で話してもらおうなど、連携できている。</li> </ul>
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難訓練や防犯訓練を実施している。</li> <li>● こども・ほけん課と連携し、見守りや訪問など児童虐待の防止に努めている。</li> </ul>

## 5) 町や地域社会に望むこと

民生委員・ 児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な世代や事情を抱える人などが集まれる場づくりが必要だと思う。</li> <li>● 玄海町民が住みやすく、若者がふるさとを離れない、魅力あるまちづくりが必要だと思う。</li> </ul>
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の生活課題について住民同士が話し合える場づくりが必要だと思う。</li> <li>● 今後、町の人口減少、少子高齢化に伴いフォーマル・インフォーマルともに担い手が不足する可能性が高い。このことを住民に伝え、残された住民で何が出来るのかを考えていく機会を提供することが必要だと思う。</li> </ul>
身体 障害者会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校の空き教室を活用して、憩いの場や交流の場等に使えたら良いのではないかな。</li> <li>● コミュニティバス停に椅子を設置してほしい。</li> </ul>
児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>● どんな行政サービスがあるのか分かりにくい。行政サービスやイベント情報など、SNS を使って知らせてはどうか。</li> </ul>
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て座談会や子育てサークルがあったら良いと思う。</li> <li>● 福祉サービスやイベントについて、町からの情報発信が重要だと思う。</li> </ul>

## 4 第2次計画の施策・事業の実施状況からみた現状と課題

第2次計画では4つの基本目標と10の取組の柱を定めています。それに基づく取組や事業について、地域福祉計画は町の担当課や関係課、地域福祉活動計画は社会福祉協議会がそれぞれ内部評価を行い、第2次計画の評価検証を行いました。

### (1) 地域福祉計画の評価検証結果

#### 1) 地域福祉計画の取組の評価（総括表）

<地域福祉計画の取組の評価（総括表）>

基本目標	取組の柱	取組	取組評価	取組の柱評価	基本目標評価	
基本目標1 支え合い 人と人が交流する まちづくり	1 地域の支え合い・ 見守り体制の充実	(1) 地域のつながりや絆を実感できるまちづくり	B	B	B	
		(2) 地域における見守り体制の構築	B			
	2 住民同士の交流の 場・機会の創出	(1) 交流の場・機会づくりの推進	C	C		
基本目標2 思いやりの 心が育む 福祉のまちづくり	1 地域を支える担い 手の確保・育成	(1) 地域福祉を担う人材の発掘・育成	C	C	B	
		(2) 社会貢献活動の推進	B			
	2 福祉意識・人権 意識の向上	(1) 福祉教育・人権教育の充実	A	B		
		(2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実	C			
基本目標3 適切なサービスや 支援につながる まちづくり	1 相談援助の充実	(1) 総合的な相談援助の充実	B	B	A	
		2 情報提供・ 情報共有の充実	(1) 福祉サービスの情報提供の充実			A
			(2) 身近なところでの情報共有の充実			A
	3 自立支援の充実	(1) 生活困窮者の自立に向けた支援	B	B		
基本目標4 いつまでも 安心して暮らせる まちづくり	1 災害時支援活動の 充実	(1) 平常時の備えの充実	C	C	C	
		(2) 円滑な支援活動の推進	C			
	2 福祉サービスの 向上	(1) 福祉サービスの質の確保・向上	B	B		
(2) 権利擁護の推進		C				
	3 安心・安全な生活 環境の充実	(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	C	C		
		(2) 安心して暮らせる住まいの確保	B			

#### 【評価】（4段階による評価）

- A：十分取り組むことができた      B：概ね取り組むことができた  
C：あまり取り組むことができなかった      D：全く取り組むことができなかった

#### 2) 地域福祉計画の取組状況

##### ■ 基本目標1 支え合い 人と人が交流する まちづくり

#### 【取組と課題】

- 認知症カフェ（オレンジカフェ）を令和元年度に設置することができました。
- 「子ども110番の家」の登録を見直しました。
- 高齢者見守りネットワーク事業として町内で4団体の登録を行っていますが、住民や事業者等の登録はなく、見守りの輪を広げていく必要があります。

**■ 基本目標2 思いやりの心が育む 福祉のまちづくり****【取組と課題】**

- 町役場の職員を対象として、人権や福祉をテーマとした研修を行いました。また、車椅子バスケットボールの選手をみらい学園に招き、触れ合いを通して、障がいに対する理解を深めることができました。
- 地域福祉を推進するうえでボランティア活動は欠かせないものですが、本町におけるボランティア連絡協議会活動が高齢化や人材不足により休止となりました。また、介護予防ボランティア養成講座を開催することができていません。ボランティア活動に参加する人を増やすための取組が必要です。

**■ 基本目標3 適切なサービスや支援につながる まちづくり****【取組と課題】**

- 総合相談事業を積極的に行っており、年間793件の相談がありました。今後の課題として、関係機関との連携、複合的な課題への対応、表面化していない相談者の掘り起こし等に取り組む必要があります。
- 地域ケア会議や要保護児童対策実務者会議等において情報共有を行っています。今後、各分野の専門職ネットワークを強化するとともに、分野を超えた多機関との連携体制や個別支援を支える地域ネットワークづくりを促進する必要があります。

**■ 基本目標4 いつまでも安心して暮らせる まちづくり****【取組と課題】**

- 災害時支援活動の充実に向けて、玄海町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例を策定しました。また、避難行動要支援者名簿システムを導入し、避難行動要支援者への支援体制を強化しました。しかし、避難場所のバリアフリー化や福祉避難所の拡充、福祉避難所運営マニュアルの策定はできていないため、今後、関係機関と協議を行い、取り組む必要があります。
- 認知症カフェや公営学習塾の開催など福祉に関する施策を推進してきましたが、人口減少、少子・高齢化、高齢者世帯の増加等により、福祉サービスの一層の拡充が必要です。

(2) 社会福祉協議会による地域福祉活動計画の評価検証結果

1) 地域福祉活動計画の取組の評価 (総括表)

<地域福祉活動計画の取組の評価 (総括表)>

基本目標	取組の柱	取組	取組評価	取組の柱評価	基本目標評価
<b>基本目標1</b> 支え合い 人と人が交流する まちづくり	1 地域の支え合い・ 見守り体制の充実	(1) 地域のつながりや絆を実感できるまちづくり	B	<b>B</b>	<b>B</b>
		(2) 地域における見守り体制の構築	B		
	2 住民同士の交流の 場・機会の創出	(1) 交流の場・機会づくりの推進	B	<b>B</b>	
		(2) 地域福祉を支える担い 手の確保・育成	B		
<b>基本目標2</b> 思いやりの 心が育む 福祉のまちづくり	1 地域を支える担い 手の確保・育成	(1) 地域福祉を支える担い 手の確保・育成	C	<b>C</b>	<b>B</b>
		(2) 社会貢献活動の推進	B		
	2 福祉意識・人権 意識の向上	(1) 福祉教育・人権教育の充実	A	<b>B</b>	
		(2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実	B		
<b>基本目標3</b> 適切なサービスや 支援につながる まちづくり	1 相談援助の充実	(1) 総合的な相談援助の充実	A	<b>A</b>	<b>A</b>
	2 情報提供・ 情報共有の充実	(1) 福祉サービスの情報提供の充実	A		
		(2) 身近なところでの情報共有の充実	B		
3 自立支援の充実	(1) 生活困窮者の自立に向けた支援	A			
<b>基本目標4</b> いつまでも 安心して暮らせる まちづくり	1 災害時支援活動の 充実	(1) 平常時の備えの充実	B	<b>C</b>	<b>B</b>
		(2) 円滑な支援活動の推進	C		
	2 福祉サービスの 向上	(1) 福祉サービスの質の確保・向上	A	<b>A</b>	
		(2) 権利擁護の推進	A		
	3 安心・安全な生活 環境の充実	(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	B	<b>A</b>	
		(2) 安心して暮らせる住まいの確保	A		

【評価】 (4段階による評価)

A : 十分取り組むことができた

B : 概ね取り組むことができた

C : あまり取り組むことができなかった

D : 全く取り組むことができなかった

2) 地域福祉活動計画の取組状況

■ 基本目標1 支え合い 人と人が交流する まちづくり

【取組と課題】

- 地域福祉や福祉サービス等を「社協だより」を通じて周知しました。
- ひとり暮らし高齢者給食事業は、令和5年度から協力団体の活動休止等により回数を減らして実施しています。
- 就学前の子育て家庭が、親子で遊び、他の家庭との交流や、支援者に子育ての悩みを相談できる場である「子育て親子ふれあい広場」について、令和元年度に計画をしましたが参加者はいませんでした。また、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響等により実施できていません。
- ひとり暮らし高齢者の保育園との交流事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでした。また、年々協力団体の理解を得ることが難しい状況で、今後改善が必要です。

## ■ 基本目標2 思いやりの心が育む 福祉のまちづくり

### 【取組と課題】

- ボランティア活動の理解と参加を促進するため、玄海みらい学園7年生を対象に要約筆記福祉体験を実施しました。
- 令和5年度よりボランティア連絡協議会活動が休止となり、今後のボランティア活動の促進が喫緊の課題となっています。
- 社協だよりで、人権・福祉に関する啓発活動や虐待問題に関する周知・啓発のため掲載が必要です。
- 子育てサロンについては、令和元年度に計画をしましたが参加者がいませんでした。また、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響等により実施できませんでした。

## ■ 基本目標3 適切なサービスや支援につながる まちづくり

### 【取組と課題】

- 住民の相談を確実に受けとめる総合相談事業を実施しました。
- 民生委員・児童委員、地域包括支援センター等との連携を図り、情報共有を行いました。
- 区長（社会福祉委員）との連携が不足しています。
- 自立相談支援事業や生活福祉資金貸付事業等を推進するなど、生活困窮者の自立に向けた支援に取り組みました。
- 社協ホームページの更新が出来ていません。今後ホームページを更新して分かりやすい情報提供に努めます。

## ■ 基本目標4 いつまでも安心して暮らせる まちづくり

### 【取組と課題】

- 令和5年7月に佐賀県内の災害ボランティアセンターへ職員を派遣しましたが、玄海町社協としての運営・訓練は実施できていません。
- 令和3年度に災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書を締結しました。また令和5年度には災害における玄海町が実施する救助とボランティア活動の調整事務に係る業務委託契約書を締結しました。
- 行政との協定等は出来ましたが、災害ボランティアセンターの設置や運営に向けて話し合うことが必要です。

## 第2節 町の地域福祉をめぐる主要課題

これまでの統計資料や住民アンケート調査、ヒアリング調査、第2次計画における取組の進捗状況に加え、国の関連法令・制度、法改正等を踏まえ、本町の地域福祉をめぐる主要課題を整理します。

### (1) 包括的な支援体制の構築

地域福祉活動の担い手不足や少子・高齢化により、地域福祉活動を行う団体の活動存続が危ぶまれる状況にあります。アンケート調査やヒアリング調査においても、「ボランティア活動の参加者の減少」「人材不足」等の意見があり、地域福祉活動を推進していく上で、地域の支え合い・つながりの再構築（強化）が必要な時期にきています。

また、地域課題が複雑化・多様化していることに対し、「支え手」「受け手」という関係や各分野を超えて対応に当たる難しさが課題としてあります。ヒアリング調査や第2次計画の評価検証においても、連携や情報共有に課題を感じているという意見がみられました。このため、庁内や関係機関・団体の横断的連携体制を整備しながら、複雑化・多様化する福祉課題に対応できる支援体制を構築する必要があります。

### (2) つどいの場の充実

近年、地域のつながりの希薄化が懸念されており、アンケート調査でも地域のつき合いが疎遠になっている結果がみられます。また、地域のつながりをつくるために重要な地域活動やふれあい交流事業が、コロナ禍により大幅に制限され、活動が縮小してしまったことにより、町民が日常的に交流する場・機会をつくりづらい状況になっています。

日常的に交流する場・機会がなければ、支援が必要な地域の人がいいても気づかない可能性が高くなり、課題が深刻化していく懸念があります。

こうしたことから、地域や自治会で行われている祭りや行事等の周知や、地域のつどいの場の充実が求められます。そのため、気軽に立ち寄れる交流の場を創出し、多様なつながりや参加者の機会を確保することが重要です。

### (3) 地域福祉を支える人づくり

今後の福祉のあり方を考える際に、担い手不足が大きな課題として挙げられます。しかし、人口減少、少子・高齢化が進む中、担い手不足は全ての分野で起こっており、容易に解消できる問題ではありません。

しかし、アンケート調査では、地域活動に参加している人が約4割、ボランティア活動に参加したことはないが今後参加したい人がおよそ3割となっており、福祉の担い手は潜在的に存在すると考えられます。こうした方々が参加しやすい取組を検討するとともに、担い手の育成に取り組むことが必要です。

また、ボランティア活動に参加できない人でも、日頃から家族や隣近所のような身近な助け合いに意識を向けることが、地域福祉の向上につながります。助け合いの大切さを学校や地域で伝え、町民の福祉に対する意識の醸成を図ることが必要です。

### (4) 様々な分野の福祉サービスの充実と情報発信の向上

本町においては、人口減少、少子・高齢化が進展しており、福祉サービスの一層の充実が必要となることが想定されます。また、困った時にいつでも情報を入手でき、必要な支援につながるよう、わかりやすい情報の発信が必要です。特に若い世代ではインターネット等を通じて「情報を探しやすい」こと、年齢層が高まるとともに、広報紙や回覧板等「情報を受けやすい」ことが求められます。

### (5) 安全・安心なまちづくり

近年、地震や豪雨等の災害が各地で多発しており、災害への備えが重要となっています。高齢化の進展に伴い、災害時に支援や介助が必要な人も増えてきています。このような中、アンケート調査結果から、災害に対する不安を持つ住民も多くなっています。平常時からの避難場所や避難経路の確認、地域での避難訓練への参加等を促していく必要があります。また、災害時に安心して避難生活を送ることができるよう、高齢者や障がいのある人等の配慮を必要とする要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡充等が必要です。





## 第4章 計画の基本的な考え方

## 第1節 基本理念

基本理念は、計画全体を貫く基本となる考え方であり、玄海町の福祉のまちづくりの方向性を示すものです。

本町の最上位計画である「第五次玄海町総合計画」（後期基本計画）では、町の将来像を「人と自然がおりなす 笑顔あふれる玄海町」と設定し、人と人、人と自然が様々な魅力を創出し、笑顔が増える幸せなまちづくりを住民と行政がともに力を合わせて進めていくこととしています。

また、佐賀県地域福祉支援計画では、基本理念を「すべての人に「居場所と出番」があり、つながり広がる地域共生社会～人を大切に 住民とともに支える地域福祉～」として、人と人、人と社会のつながりを大切にする地域共生社会を目指すこととしています。

第3次計画では、総合計画の町の将来像及び佐賀県地域福祉支援計画の基本理念を踏まえるとともに、地域に住む人たちがそれぞれ役割を持ち、つながり、支え合いながら、暮らすことのできる地域（共生社会）の実現を目指すため、以下のとおり基本理念を掲げます。

### 第3次玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念

---

**誰もがつながり支え合い 笑顔あふれる 玄海町**

---

## 第2節 基本目標

玄海町の地域福祉を取り巻く現状や課題を踏まえ、前述の基本理念の実現に向けた本計画の基本目標を5つ設定します。

### 基本目標1 支え合い、つながるまちづくり（出番）

誰もが身近な地域で安心して福祉サービスや支援を受けられるよう、分野を横断して行政、関係団体が連携できる支援体制の構築に取り組みます。

また、一人ひとりの心配ごとなど何でも相談でき、個別の住民のニーズに対応できる専門性を備えた相談事業の展開と同時に、支援が必要な人を早期に把握し、必要な支援に結びつくよう、民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）等の見守りネットワーク活動を維持・促進します。

### 基本目標2 住民参加の機会づくり（居場所）

住民同士がつながる場として多様な地域活動や、多世代・高齢者・子ども・障がい者等の交流の場づくりなどを支援します。また、高齢者や障がい者等の社会参加を促す地域の居場所づくりを促進します。

### 基本目標3 地域福祉を支える人づくり

本町における地域福祉の推進にあたっては、その担い手となる人材の確保・育成が欠かせないものとなります。それぞれの専門的な立場から活動を展開している福祉人材のさらなる育成を進めるとともに、地域への関心を高め活動への参加を促進するための福祉教育についての取組を進めるなど、地域を支える担い手づくりを推進します。

#### 基本目標4

#### 住民の暮らしを支える地域づくり（基盤）

福祉サービスを適切に利用できるように行政の情報提供の充実を図るとともに、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援等、支援を必要とする人が安心してサービスを受けることができるよう、福祉サービスの充実と質の向上を図ります。

#### 基本目標5

#### 安心して生活できる地域づくり

あらゆる災害に備えることができるよう、町の関係機関等と連携を図り防災活動や地域防災に取り組むとともに、地域における災害発生時の要援護者の支援等、自主防災・減災力の強いまちづくりを目指します。

また、居住環境や外出環境等は、地域福祉の仕組みづくりや住民の自立した暮らしを支える上で基盤となるものであり、全ての人が安全で安心した生活が送れるよう、町のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点をもった地域の生活環境の整備を推進します。

### 第3節 計画の体系

基本理念

誰もがつながり支え合い

笑顔あふれる

玄海町

基本目標

取り組みの柱

1	<p>支え合い、つながるまちづくり (出番)</p>	<p>1. 支え合いのネットワークづくり</p> <p>2. 包括的な相談支援体制の充実</p>
<p><span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> : 重点施策</p>		
2	<p>住民参加の機会づくり (居場所)</p>	<p>1. 住民参加の場・機会づくり</p>
3	<p>地域福祉を支える人づくり</p>	<p>1. 福祉教育・人権教育の推進</p> <p>2. 地域福祉の多様な担い手の育成</p>
4	<p>住民の暮らしを支える地域づくり (基盤)</p>	<p>1. 福祉サービスの充実</p> <p>2. 情報提供の充実</p>
5	<p>安心して生活できる地域づくり</p>	<p>1. 災害時の避難支援体制の強化</p> <p>2. 安全・安心に生活できる環境の整備</p>

## 第4節 計画の重点施策

基本理念の実現に向け、本計画の重点施策を以下のように定めます。

### 重点施策1 支え合いのネットワークづくり

ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題といった複数の世代や分野にまたがる、複雑化した社会課題が増加しています。従来の体制では早期発見が難しく、対応も受け身になっているのが現状です。

現在、民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）、老人クラブ連合会等の方々が、ひとり暮らしの高齢者等を訪問し、安否確認等を行っています。また、地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会の場等で定期的に情報共有し、課題解決に向けて行政や社会福祉協議会と連携しています。

それぞれの見守りネットワークの活動の維持・促進を図り、行政等と連携して支援につなげるとともに、個人情報保護に留意しながら、関係機関・団体との連携を強化します。また、身近な近隣へのあいさつや声かけ等により住民同士で支え合える関係を維持し、地域住民による見守り活動を促進します。

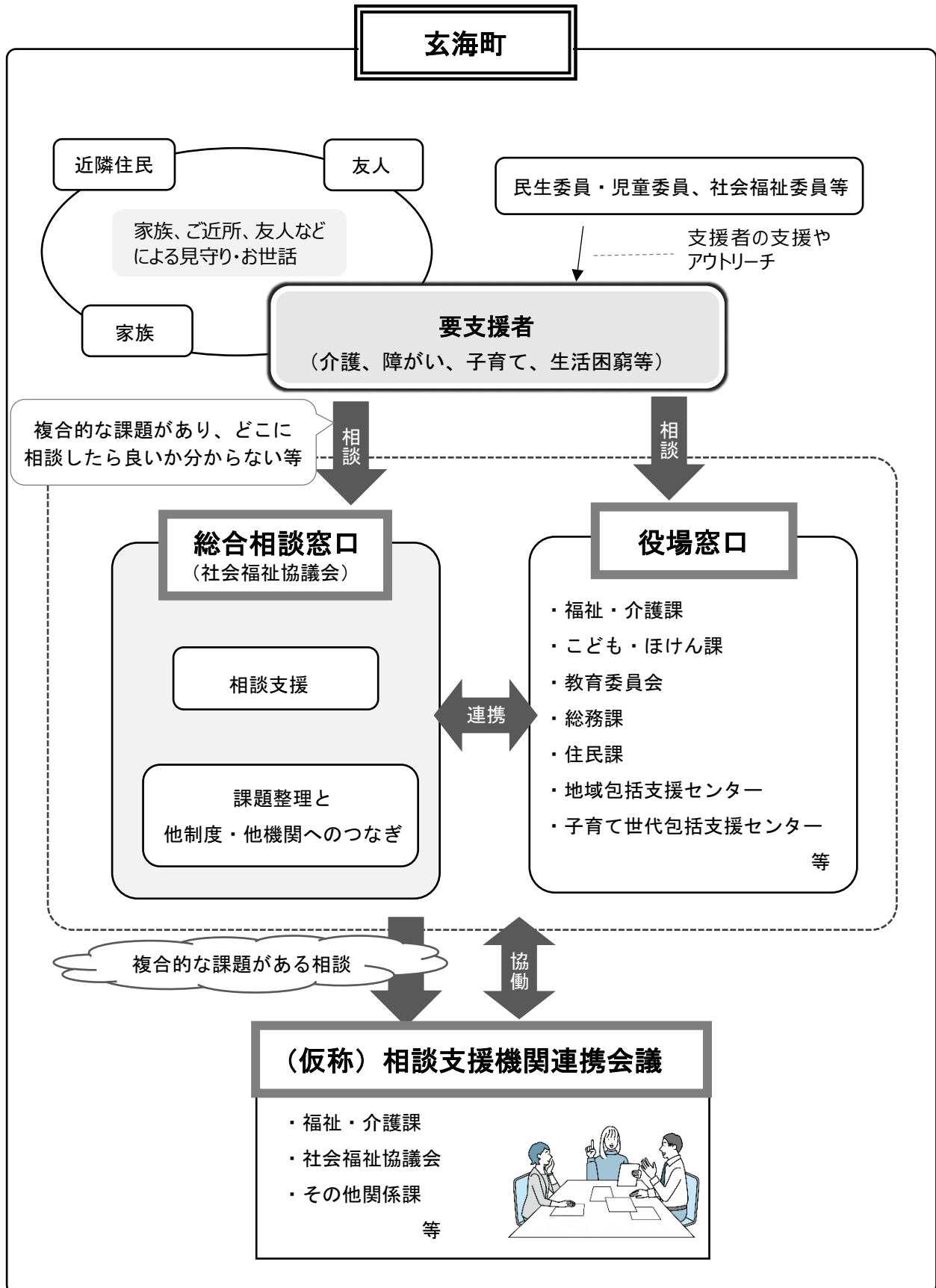
### 重点施策2 包括的な相談支援体制の充実

老老介護、障がいのある親と児童、生活困窮家庭、ひとり親、子育ての悩みなど福祉的な課題が複雑化・複合化する中で、制度の狭間で支援が届いていない、困難を抱えていることが表に出ていない住民・家庭が存在すると予想されます。

このため、高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭、生活困窮者等全ての人を対象として相談に応じ、具体的な支援を行う体制づくりを進めます。

そこで、総合相談窓口機能を整備し、相談を包括的に受け止め、その場で専門職による個別支援が行われる包括的な支援体制を整備します。

■ 重点施策のイメージ







## 第5章 具体的な取り組みと役割

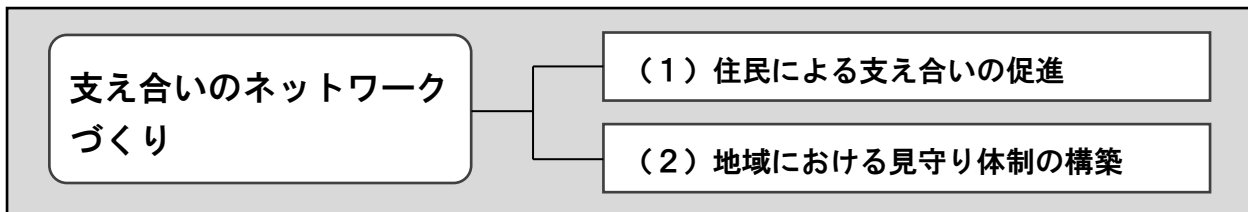
## 基本目標 1 支え合い、つながるまちづくり（出番）

### 1 支え合いのネットワークづくり

#### 現状と課題

- 地域福祉活動の担い手不足や、少子・高齢化により地域福祉活動を行う団体の活動存続が危ぶまれる状況にあります。
- アンケート調査やヒアリング調査においても、「ボランティア活動の参加者の減少」「人材不足」等の意見があり、地域福祉活動を推進していく上で、地域の支え合い・つながりの再構築（強化）が必要です。
- 地域住民、自治組織、民生委員・児童委員、社会福祉事業者及び民間事業者等が連携を図り、地域の課題を共通認識し、お互いに支え合える地域づくりが必要です。

#### 施策の体系



#### 取り組み

##### (1) 住民による支え合いの促進

家庭や近所における日常的な見守りや声かけ等の支え合い・助け合いの活動を、地域ぐるみの活動に広がっていきます。

#### 役割分担

##### 自分や家族ができること

- 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から家庭や地域でのコミュニケーションを大切にします。
- 地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけ、顔なじみの関係をつくれます。
- 困っている人や家庭を見つけた場合、身近な相談窓口へ報告します。

### 隣近所や地域で取り組むこと

- ◇ 近所の高齢者や障がい者等の支援が必要な人や、引きこもりがちの人、地域活動へ誘っても来ない人を把握し、必要に応じて支援や福祉サービスにつなげます。
- ◇ 民生委員・児童委員や区長（社会福祉委員）と協力しながら、見守りや声かけを進めます。
- ◇ 民生委員・児童委員等が定期的に、ひとり暮らし高齢者世帯等を訪問し、気になる世帯や解決できない課題に遭遇した時は、行政等に相談し、共に解決に取り組みます。

### 町（行政）が取り組むこと

- ▶ 町の広報紙やホームページ等を通じて、地域での支え合いや地域福祉活動に携わる人や団体、機関等の重要性について普及・啓発に取り組みます。
- ▶ 地域共生社会の実現のため、他人事になりがち地域づくりを、地域住民が我が事として主体的に取り組む仕組みづくりを進めていきます。

#### ▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内容	担当課・関係課
1	地域福祉について考える機会や情報の提供	町の広報紙やホームページを通じて、地域福祉に関する知識や活動を紹介します。	福祉・介護課
2	地域福祉計画の周知	町のホームページに「玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を掲載し、計画内容の周知を図ります。	福祉・介護課
3	地域への郷土に関する知識の普及	郷土愛を育むとともに、地域への積極的な参加意識を高めるため、歴史・文化等の知識の普及を行います。	教育課

### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 「広報玄海」への地域福祉に関する情報の掲載回数	12回/年 (2022年度)	12回/年 (2028年度)
② 近所づきあいの程度は「困っている時に、相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくおつき合いしているお宅がある」と回答した割合	30% (2023年度)	40% (2028年度)

## 取り組み

### (2) 地域における見守り体制の構築

地域住民のちょっとした変化に気づき、支援を必要としている人を早期に発見し、深刻化する前に支援につなげられるよう、住民同士の日常の見守りや声かけを推進します。

また、住民、地域、関係機関・団体、事業者、行政のネットワークの充実を図り、支援を必要とする人が適切な支援につながる体制を強化します。

## 役割分担

### 自分や家族ができること

- 日頃から、近所の人とコミュニケーションを積極的に図ります。
- 地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけ、顔見知りの関係をつくります。
- 自分や家族だけでは解決できない問題や悩み、不安等について、身近な人や支援者に相談します。
- 近所に困っている人や家庭がいる場合は、民生委員・児童委員や区長（社会福祉委員）、社会福祉協議会、行政につなぎます。

### 隣近所や地域で取り組むこと

- ◇ 地域の見守りネットワークについて話し合い、構築に向けて協力します。
- ◇ 民生委員・児童委員や区長（社会福祉委員）、老人クラブ等の連携により、高齢者のみの世帯を定期的に訪問します。
- ◇ 子どもたちの登下校の安全確保のため、地域住民による見守りの強化を図ります。
- ◇ 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待を防止するため、気になる家庭については、地域において相談援助に携わる人たちと地域住民が協力しながら、声かけや見守りを進めます。

### 町（行政）が取り組むこと

- ▶ 民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）、社会福祉協議会、地域の見守り活動を行う団体との連携を密にし、情報の共有化を図りながら、ネットワークづくりを進めます。
- ▶ 保健・税・住宅・水道等、全庁的な連携体制を整え、生活に課題を抱える人の早期発見・支援体制づくりを促進します。
- ▶ 複合的な課題に対応できるよう、福祉のほか、医療、保健、就労、産業、教育等の多岐にわたる専門分野と横断的なネットワークを構築します。

## ▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内 容	担当課・関係課
1	見守りネットワークの 充実 ※高齢者見守りネット ワーク事業	地域住民、民生委員・児童委員、機関・団体、 新聞、郵便の配達員や電気、ガスなどのライフ ラインを担っている事業者等の見守り活動や 情報提供への協力を呼びかけることで、見守り の輪を広げ、高齢者や認知症の人などの見守り ネットワークの充実を図ります。	福祉・介護課
2	「食」の自立支援事業 (社協委託事業)	栄養バランスのとれた食事を提供するととも に、利用者の安否確認を行います。	福祉・介護課
3	認知症サポーターの 養成	学校や地域の組織・団体、多くの人たちが利用 する事業所等を対象とした認知症サポーター 養成講座の開催や参加を呼びかけます。	福祉・介護課
4	地域ケア会議の充実	介護保険事業所や医療機関、関係機関、地域の 組織・団体等と連携した地域ケア会議の充実を 図り、高齢者支援の充実や地域課題の把握とそ の改善に向けた地域の基盤づくりに努めます。	福祉・介護課
5	要保護児童対策地域協 議会における児童虐 待、要支援家庭への支 援の充実	児童虐待のリスクの高い家庭や支援が必要な 児童・家庭について、関係機関で構成される要 保護児童対策地域協議会において情報共有す るとともに民生委員・児童委員への協力を依頼 し、見守り支援の充実を図ります。	こども・ほけん課
6	子どもの見守り活動の 充実	子どもを犯罪等から守るため、見守りボラン ティア（地域見守り隊）や民生委員・児童委員等 による危険箇所の点検や登下校時の見守り、挨 拶運動を実施します。  「子ども110番の家」の設置を進めるととも に、地域の商店等に依頼して緊急避難場所の設 置促進に努めます。	福祉・介護課 教育課
7	緊急通報システムの 利用促進	見守りが必要なひとり暮らし高齢者世帯に対 し、災害等の緊急事態に備えるため、各対象世 帯に通報装置の利用を促進します。	福祉・介護課

成果目標値

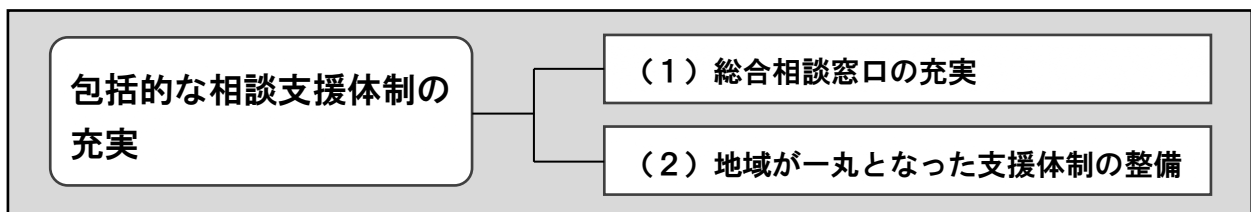
指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 認知症サポーター養成講座の受講者数	95人/年 (2022年度)	110人/年 (2028年度)
② 地域ケア会議の年間開催回数	2回/年 (2022年度)	2回/年 (2028年度)
③ 「子ども110番の家」の設置数	60か所 (2022年度)	70か所 (2028年度)
④ 高齢者見守りネットワーク事業への登録事業所数	3か所 (2022年度)	4か所 (2028年度)

## 2 包括的な相談支援体制の充実

### 現状と課題

- これまでは、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者等の分野ごとに相談窓口があり、それぞれが必要なサービスを提供してきました。しかし、8050問題やダブルケアなど複雑化・複合化した課題を抱える世帯が増加し、分野ごとの対応だけでは課題の解決は難しくなっています。
- 地域には、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立したり、どこに相談してよいか分からない人がいます。分野をまたがる相談にも幅広く対応し、地域住民が相談しやすく、必要なサービス情報を容易に得ることができる体制の整備が重要です。また、町のソーシャルワーカー等の専門職と民生委員・児童委員等の各種相談員が連携・協働し、アウトリーチ型（訪問型）の相談支援に取り組むことが必要になります。
- 福祉問題や生活課題が多様化、複雑化していることから、地域の身近な相談援助を行う人の福祉サービス等に関する知識や専門機関へのつなぎ役としての機能など、資質の向上が求められるとともに、行政や社会福祉協議会との情報共有のあり方について検討していく必要があります。

### 施策の体系



### 取り組み

#### (1) 総合相談窓口の充実

誰もが必要な支援にたどりつく、相談しやすい相談窓口（相手）の拡充を図ります。

生活課題を抱えている人、その背景にある家庭や地域まで「丸ごと」受けとめ、断らない総合相談支援を目指します。また、相談を受けたもののその場だけでは課題を解決できないこともあるため、適切な相談支援の場へとつなげていく連携の仕組みづくりを検討します。

## 役割分担

### 自分や家族ができること

- 家族や親せき、近所とのつきあいを大切にし、日頃から声をかけ合います。
- 近所の人や民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）と相談できる関係を築きます。
- 隣近所で気になる人がいたら、見守りを心がけるとともに、相談窓口へ連絡します。
- 困っているときには悩みを一人で抱えこまず、地域において相談援助に携わる人たちに相談するよう心がけます。

### 隣近所や地域で取り組むこと

- ◇ 相談援助に携わる人たちは、地域で困っている人や見守りが必要な人を把握し、日頃の見守りや声かけを行い、包括的な支援体制の構築に努めます。
- ◇ 相談援助に携わる人たちは、地域住民の福祉ニーズに対して、できる限りアドバイスや支援ができるよう、研修会や講座等を活用し、スキルアップに努めます。
- ◇ ひとりの支援者、一つの団体だけでは解決が難しい課題を解決できるよう、多様な関係機関等との連携体制を強化します。

### 町（行政）が取り組むこと

- ▶ 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受けとめる総合相談窓口を整備するため、社会福祉協議会や庁内の部署間の連携を図ります。
- ▶ 専門的かつ複合的なニーズに対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、断らない相談窓口としての相談支援体制の強化を図ります。
- ▶ 複合的な課題を抱える困難事例等の解決について、（仮）相談支援機関連携会議を開催し、関係機関等のそれぞれの役割などを確認し、地域住民のニーズに沿った適切な対応ができるよう、包括的な支援体制の充実を図ります。
- ▶ 支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援が届いていない人に訪問等を通じて、寄り添い、伴走しながら、つながり続けることを目指す伴走型支援を実施できる体制づくりを推進します。
- ▶ 高齢者、障がい者、子ども、困窮者等の既存の取組については緊密な連携を図るとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、多分野協働による新たな資源作りを検討します。
- ▶ 相談を受けられる場が分かるよう、広報紙やホームページ等を活用して周知を図ります。



## ▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内容	担当課・関係課
1	町の広報への掲載	「広報玄海」で民生委員・児童委員や区長（社会福祉委員）等の役割や活動等を紹介するとともに、相談を受けられる場について周知を図ります。	福祉・介護課
2	民生委員・児童委員等への研修	地域において相談援助に携わる人たちに気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員、障害者相談員等への研修を行い、資質向上を図ります。	福祉・介護課
3	ゲートキーパー養成講座の開催	地域において相談援助に携わる人が、心に様々な悩みを抱えている人に気づき、話を聞き、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成を図ります。	こども・ほけん課
4	総合的な相談支援体制の充実	地域包括支援センターや子育て世代包括支援センターによる総合的な相談窓口の充実を図り、必要に応じて、より専門的な機関につなげます。	福祉・介護課 こども・ほけん課
5	総合相談事業 （社協委託事業）	福祉に関する様々な相談支援を行います。複合的な課題を抱える困難事例等については、行政等と連携して困りごとの解決を目指します。また、支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援が届いていない人に訪問等を通じて、寄り添い、伴走しながら、つながり続けることを目指す伴走型支援を実施します。	福祉・介護課
6	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	母子保健推進員と保健師が協力し、乳児のいる家庭への訪問、子育てに関する情報の提供、ならびに乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、相談に応じ、助言その他の援助を行います。	こども・ほけん課
7	子育て世代包括支援センターの充実	妊娠期から子育て、子どもの発達に関する様々な相談に対し、切れ目のない支援を一体的に提供する子育て世代包括支援センターの支援体制の充実を図ります。	こども・ほけん課
8	職員への相談に係る研修の実施	困りごとをもつ人が、役場窓口に来訪した時に、最初の窓口となる職員の対応力向上に向け、研修の充実を図ります。また、全ての職員がゲートキーパー養成講座を受講し、心に悩みを抱えている人の早期発見・早期支援に努めます。	福祉・介護課 こども・ほけん課

成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 民生委員・児童委員への研修会の実施	1回/年 (2022年度)	1回/年 (2028年度)
② ゲートキーパー養成講座の実施回数	1回/年 (2022年度)	2回/年 (2028年度)
③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）実施率	96.2% (2022年度)	100% (2028年度)

## 取り組み

### (2) 地域が一丸となった支援体制の整備

地域住民等の複雑化・複合化した課題に対応するため、福祉の推進を目的に活動している団体や専門職等と行政が連携し、多機関の協働による包括的な支援体制を構築する必要があります。そのため、多機関が協働で支援するためのチームの編成・位置づけを検討します。

## 役割分担

### 自分や家族ができること

- 困っているときには悩みを一人で抱えこまず、地域において相談援助に携わる人たちに相談するよう心がけます。
- 地域で困りごとや悩みを抱えている人や家庭を日頃から気かけ、支援の必要性が確認できた場合には、民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）、行政の相談窓口等へつなぎます。

### 隣近所や地域で取り組むこと

- ◇ ひとりの支援者、一つの団体だけでは解決が難しい課題を解決できるよう、多様な関係機関等との連携体制を強化します。
- ◇ 高齢者世帯や認知症高齢者等に対する見守り活動の充実を図るため、区長（社会福祉委員）や区の役員、民生委員・児童委員等の間で、福祉情報の共有化を図ります。
- ◇ 相談援助に携わる人たちは、関係者会議等を通じて専門的な立場での参加・協力をを行い、多機関協働の支援体制の構築に努めるとともに、新たな資源づくりの検討に協力します。

### 町（行政）が取り組むこと

- ▶ 複合的な課題を抱える困難事例等の解決について、（仮）相談支援機関連携会議を開催し、関係機関等のそれぞれの役割などを確認し、地域住民のニーズに沿った適切な対応ができるよう、包括的な支援体制の充実を図ります。
- ▶ 支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援が届いていない人に訪問等を通じて、寄り添い、伴走しながら、つながり続けることを目指す伴走型支援を実施できる体制づくりを推進します。
- ▶ 民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）、社会福祉協議会、行政等が一体となって関係者会議を行い、多様な関係者・団体間の定期的な情報共有及び連携・協働の取組を推進していきます。
- ▶ 個人情報の管理について、町職員や民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）を対象とした研修や学習会のさらなる充実を図ります。
- ▶ 高齢者、障がい者、子ども、困窮者等の既存の取組については緊密な連携を図るとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、多分野協働による新たな資源作りを検討します。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内容	担当課・関係課
1	町の広報への掲載 (再掲) 1-2- (1)	「広報玄海」で民生委員・児童委員や区長（社会福祉委員）等の役割や活動などを紹介するとともに、相談を受けられる場について周知を図ります。	福祉・介護課
2	伴走型支援	支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援が届いていない人に訪問等を通じて、寄り添い、伴走しながら、つながり続けることを目指す伴走型支援を実施します。	福祉・介護課
3	関係者会議	民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）、社会福祉協議会、行政等が連携した関係者会議を開催し、定期的な情報共有及び連携を図ります。	福祉・介護課
4	民生委員・児童委員協議会における情報交換	民生委員・児童委員協議会の中で、地域の状況や福祉ニーズを情報交換し、活動を支援します。	福祉・介護課
5	地域ケア会議における情報共有	地域ケア会議の中で、個別のケースを情報共有し、多職種間で対応を検討します。	福祉・介護課
6	要保護児童対策実務者会議における情報共有	児童福祉、保健医療、教育等の関係機関との会議を通して、情報共有を行い、児童への適切な対応を検討します。	こども・ほけん課
7	個人情報の管理	個人情報の管理について、町の職員や民生委員・児童委員や区長（社会福祉委員）を対象とした研修や学習会の充実を図ります。	総務課
8	コーディネーター機能の充実	地域住民のニーズを、ボランティアや福祉事業者等に結び付け、解決するためのコーディネーター業務を行います。	福祉・介護課
9	多機関協働事業	複合的な課題を抱える困難事例等について話し合う（仮）相談支援機関連携会議の開催を検討します。	福祉・介護課

## 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 不安や悩みを「相談する相手はいない」と回答した割合	4.4% (2023年度)	0.0% (2028年度)
② 民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）を対象に行った個人情報の管理に関する研修会・学習会の実施回数	0回/年 (2022年度)	1回/年 (2028年度)
③ 地域ケア会議の年間開催回数	2回/年 (2022年度)	2回/年 (2028年度)
④ 要保護児童対策実務者会議開催数	3回/年 (2022年度)	3回/年 (2028年度)

## 基本目標2 住民参加の機会づくり（居場所）

### 1 住民参加の場・機会づくり

#### 現状と課題

- 近所づきあいや地域との交流から始まる人間関係は、地域福祉の推進にあたって、基本となるものですが、高齢化や核家族化による家族機能の低下、町外への住民の流出、個人のライフスタイルや価値観の変化・多様化により、住民同士のつながりが希薄となっているのが現状です。
- 令和2年からの新型コロナウイルス感染症により、地域での交流等が中断されました。日常的に交流する場・機会がなければ、支援が必要な地域の人がいいても気づかない可能性が高くなり、課題が深刻化していく懸念があります。交流の場の重要性を見直し、これまで以上に地域での交流を促進していくことが必要です。
- 若い世代や移住してきた人、障がいのある人、地域から孤立しがちな人等が、地域の中でともに楽しい時間を過ごせるような場や機会を拡充し、顔見知りによる助け合いや支え合いの基盤を固めていくことが重要です。

#### 施策の体系

住民参加の場・機会づくり

（1）住民同士の交流の場・機会の創出

#### 取り組み

##### （1）住民同士の交流の場・機会の創出

全ての住民が身近な地域で気軽に集い交流できる機会の創出や拠点づくりを支援し、誰もが孤立することなくいきいきと暮らせる地域を目指します。

## 役割分担

### 自分や家族ができること

- 日頃から家族や近所の人と会話やコミュニケーションの機会を持つよう心がけます。
- 地域行事に参加し、家族や近隣住民とふれあう時間を大切にします。
- 地域の行事や祭りごと、文化や歴史に関心を持ち、積極的に参加します。

### 隣近所や地域で取り組むこと

- ◇ 地域の行事・イベントの時は隣近所で声をかけ合い、参加しやすい雰囲気をつくります。
- ◇ 地域や区で行われている活動や行事について周知し、参加を呼びかけます。
- ◇ 誰もが参加しやすい地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取組を行います。
- ◇ 多世代が交流できる行事を企画し、お互いに親睦を深める場や機会を設けます。
- ◇ 高齢者の豊かな経験や知識、技能を生かし、野菜づくりや郷土文化・郷土料理等を次世代に継承する場や機会をつくります。
- ◇ 交流拠点となり得る公民館や空き家等を整備してふれあいの場づくりに努めます。
- ◇ 企業は障がいのある人に対する法定の雇用率以上の雇用を行うよう努めます。

### 町（行政）が取り組むこと

- ▶ 住民同士が地域で交流する場や機会の拡充を図ります。
- ▶ 子育て中の保護者が気軽に集い、子育てについての相談や情報交換が図れる場や機会の充実に努めます。
- ▶ 高齢者の健康づくり・介護予防、認知症の人の居場所づくりを進めます。
- ▶ 障がいのある人と地域住民が交流する場や機会づくりに努めます。
- ▶ 企業に障がいのある人に対する法定の雇用率を守るよう指導します。

#### ▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内容	担当課・関係課
1	町の広報への掲載	「広報玄海」で地域や自治会で行われている祭りや行事等を広く周知します。	教育課
2	玄海町育児サークル「げんきキッズ広場」の推進	子育て中の保護者が気軽に集い、子育てについての相談や情報交換の場となる機会を提供します。	こども・ほけん課
3	認知症カフェの開設支援	認知症の人やその家族、地域住民、福祉の専門職等が集い、気軽に会話や情報交換等を楽しむための、カフェ形式の場の開設に対し、支援を行います。	福祉・介護課

取組・事業		内 容	担当課・関係課
4	障がいのある人と地域住民とのふれあいの場の充実	障がいのある人と地域住民の交流を活発にし、地域において気軽に集まり、相談もできるような場を設けるなど、お互いにふれあうことのできる機会の充実を図ります。	福祉・介護課
5	障がい者団体の活動支援	障がい者団体の各種活動の活性化、会員数の増加につながるよう、支援の充実を図ります。	福祉・介護課
6	法定雇用率遵守の促進	障がいのある人に対する法定雇用率を守るよう啓発し、障がいのある人の就労を支援します。	福祉・介護課 総務課
7	就業機会の充実	高齢者が培ってきた知識や技能を活かして、社会参加と生きがいづくりができるよう、玄海町シルバー人材センターと連携しながら、高齢者の就業機会の提供、就業に関する情報提供に努めます。	福祉・介護課

### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 地域活動に参加している人の割合	42.1% (2023年度)	50.0% (2028年度)
② 玄海町育児サークル「げんきキッズ広場」の開催数	12回/年 (2022年度)	12回/年 (2028年度)
③ 認知症カフェ設置数	1か所 (2022年度)	2か所 (2028年度)
④ 役場の法定雇用率の割合	2.2% (2022年度)	3.5% (2028年度)



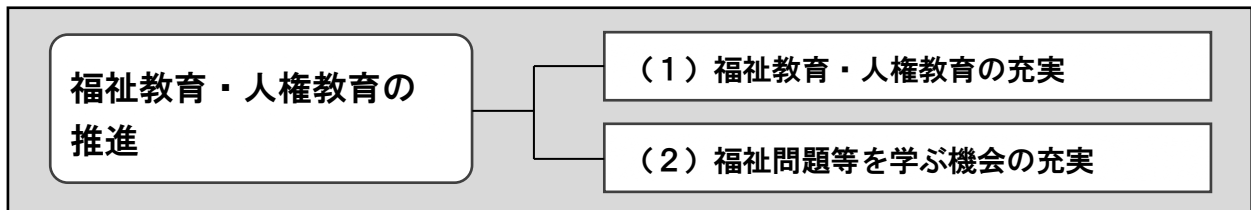
## 基本目標3 地域福祉を支える人づくり

### 1 福祉教育・人権教育の推進

#### 現状と課題

- これまでに町では、住民の相互理解を深めるため、各種講演会や研修会、学校での福祉教育の推進をはじめ、より多くの人に理解が深まるよう、福祉に関わる情報の発信に努めてきました。一方で、それらの活動への参加者や興味・関心を持つのは一部の人にとどまり、地域全体にまで浸透していない状況です。
- 子どもから高齢者まで、地域での支え合いやつながりの大切さを共有し、地域福祉活動への関心を高めていくことが求められます。
- 福祉教育や人権教育の普及啓発に向けては、より効果的な手法についての検討が求められます。

#### 施策の体系



#### 取り組み

##### (1) 福祉教育・人権教育の充実

地域福祉を推進する上では、住民一人ひとりの福祉に対する意識が重要であるため、住民の福祉意識の醸成を図るとともに、学校・地域・家庭における人権教育・福祉教育を推進し、地域福祉の理解促進を図ります。

## 役割分担

### 自分や家族ができること

- 家庭で「福祉」「人権」について話す機会をつくります。
- 子どもたちは、障がいや家庭環境に左右されず、ともに学び、ともに遊びます。
- 人権教育や福祉教育に関する講座や教室等に積極的に参加し、福祉について理解を深めます。

### 隣近所や地域で取り組むこと

- ◇ 地域で「福祉」「人権」について話す機会をつくります。
- ◇ 人権擁護委員は、人権意識の考え方について啓発します。
- ◇ 地域活動やイベント等を通じて、高齢者や障がいのある人、子どもたちとふれあう機会を設けます。
- ◇ 地域の施設や人材を活かし、福祉や人権に関する勉強会や研修等を開催します。
- ◇ 福祉施設の地域への開放や交流を通じて、ボランティアや体験学習を受け入れます。

### 町（行政）が取り組むこと

- ▶ 人権尊重、多様性の理解や支え合いの意識を育む広報・啓発に取り組みます。
- ▶ 学校教育や人権教育等の生涯学習を通じ、福祉教育を推進します。
- ▶ 町職員の障がいや障がいのある人に対する正しい理解が深まるよう研修等を実施します。
- ▶ 人権擁護委員等と協力して、人権の考え方や相談事業に取り組みます。

#### ▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内容	担当課・関係課
1	町の広報への掲載	「広報玄海」で人権尊重の考え方を広く周知します。	住民課
2	人権や福祉に関する講演会、学習会の開催	人権や福祉をテーマとした講演会、研修会を開催します。	住民課
3	学校での福祉教育の推進	学校教育の総合学習の時間等において、福祉に関する体験的な学習の時間を通じて、高齢者や障がいのある人に対する理解を深めます。	福祉・介護課 教育課
4	障がいに対する理解の啓発	「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」に関する啓発を行います。また、障がいのある人への合理的な配慮を求めるよう啓発を行います。また、町職員については、「玄海町職員における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づく研修及び啓発活動を行います。	福祉・介護課 総務課

取組・事業		内 容	担当課・関係課
5	人権・行政・心配ごと相談の実施	いじめや差別、虐待など人権に関わる問題について、人権擁護委員と行政相談委員が相談に応じ、問題の解決に取り組みます。	住民課

### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 人権に関する講演会の開催数	1回/年 (2022年度)	2回/年 (2028年度)
② 人権・行政・心配ごと相談所の開設	6回/年 (2022年度)	6回/年 (2028年度)

## 取り組み

### (2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実

認知症の理解や子育て不安の解消、虐待問題についての対応等、知る機会が少ない身近な生活課題や福祉問題への適切な対応等を学ぶ場や機会の充実を図ります。

## 役割分担

### 自分や家族ができること

- 家族や近所の人を誘い合って、地域福祉活動や地域での交流の場へ積極的に参加します。
- 行政や社会福祉協議会からの福祉情報を確認するとともに、福祉に関する講演会や学習会等に参加します。

### 隣近所や地域で取り組むこと

- ◇ 地域での集まり等の中で、身近な福祉の問題について考え、理解する場を設けます。
- ◇ 認知症サポーター養成講座の開催を要請し、地域住民に参加を呼びかけます。

### 町（行政）が取り組むこと

- ▶ 多くの住民が興味・関心を持つ福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座等を実施し、福祉問題や生活課題についての理解を深める取組を進めます。
- ▶ 認知症の人や家族介護者、障がいのある人など、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- ▶ 高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題、ひきこもりや不登校、生活に不安や悩みを抱えている人の社会からの孤立問題について学ぶ機会の充実を図ります。

#### ▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内 容	担当課・関係課
1	町の広報への掲載	「広報玄海」で福祉問題や生活課題についての理解を深める記事を掲載し、広く周知します。	福祉・介護課
2	福祉に関する講演会、学習会の開催	福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座等を実施します。	福祉・介護課
3	認知症サポーター養成講座の実施	学校や地域の組織・団体、多くの人たちが利用する事業所等を対象とした認知症サポーター養成講座の開催を呼びかけ、地域に認知症サポーターを増やします。	福祉・介護課

取組・事業		内 容	担当課・関係課
4	認知症カフェの開設 支援 (再掲) 2-1- (1)	認知症の人やその家族、地域住民、福祉の専門職等が集い、気軽に会話や情報交換等を楽しむためのカフェ形式の場の開設に対し、支援を行います。	福祉・介護課
5	子育てサポーターの養成 唐津市・玄海町の委託事業 「子育て緊急サポート センター ラビットくん」	地域で子育てを応援できる人、子育て支援に興味がある人等を募り、子育てサポーターとして活動する人材を養成し、地域全体で子育てができる環境をつくります。	こども・ほけん課

### 成果目標

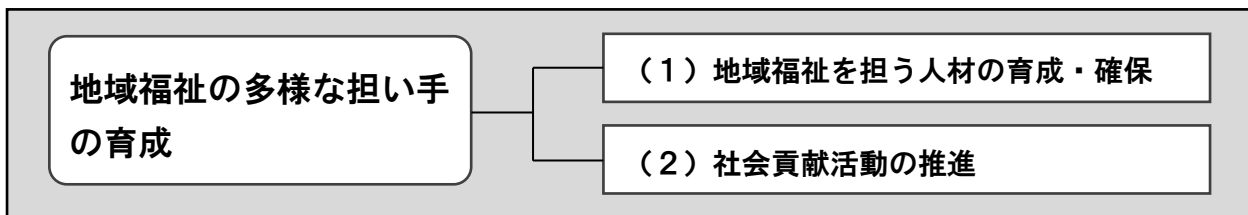
指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 「福祉」に関心がある人の割合（「とても関心がある」と「やや関心がある」を合わせた割合）	79.5% (2023年度)	<b>85.0%</b> (2028年度)
② 認知症サポーター養成講座の受講者数	95人/年 (2022年度)	<b>110人/年</b> (2028年度)
③ 認知症カフェ設置数	1か所 (2022年度)	<b>2か所</b> (2028年度)

## 2 地域福祉の多様な担い手の育成

### 現状と課題

- 地域福祉を推進するためには、地域活動を支える担い手の育成・確保が重要です。
- ヒアリング調査や、町や社協の内部評価では、地域活動や福祉活動の担い手の高齢化や減少が課題として挙がっており、これからの玄海町を担う人材の確保・育成が求められます。
- 一方、アンケート調査では、ボランティア活動に参加したことはないが今後参加したい人がおよそ3割となっており、福祉の担い手は潜在的に存在すると考えられます。
- 地域のために何かできると考えている人たちの思いの実現に向けてサポートする講座や、学んだ人たちが活動の実践につながるよう、支援していくことが必要です。

### 施策の体系



### 取り組み

#### (1) 地域福祉を担う人材の育成・確保

本町における地域福祉を推進し、地域共生社会を実現していくため、地域福祉への関心を高め、活動に参加するきっかけとなるような働きかけを進め、新たな担い手を確保・育成するとともに、活動の中核となるリーダーの育成に取り組みます。

役割分担

**自分や家族ができること**

- 地域における福祉活動を担う人や団体の活動内容を理解し、協力します。
- 社会福祉協議会が実施するボランティア養成講座等に参加します。
- 身近な地域活動やボランティア活動に家族ぐるみで積極的に参加します。
- 自分の知識や技術、経験、時間を活かして、地域活動やボランティア活動に参加します。

**隣近所や地域で取り組むこと**

- ◇ 地域の行事等を通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりを進めます。
- ◇ ボランティア団体は、人材の発掘・育成に取り組み、仲間づくりを行います。
- ◇ 各種団体間で交流を深めながら、それぞれの団体活動の活性化を図ります。

**町（行政）が取り組むこと**

- ▶ 地域や区で行われている地域福祉活動の周知を図り活動への参加を促します。
- ▶ ボランティアの人材育成に向けて、学習会や研修等の充実を図ります。
- ▶ 認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターの普及を図ります。
- ▶ 養成した地域活動の担い手が継続して活動できるよう、相談や情報交換、研修会等の支援を行います。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内容	担当課・関係課
1	町の広報への掲載	「広報玄海」で地域や自治会で行われている地域福祉活動等を広く周知します。	福祉・介護課
2	民生委員・児童委員、 区長（社会福祉委員）の 研修の充実	地域の身近な相談員となる民生委員・児童委員、区長（社会福祉委員）の資質向上を図るため、福祉制度の基本的・専門的知識、技術を普及し、活動の推進を図ります。	福祉・介護課
3	障がい福祉に関する 研修会の実施	障がい福祉に関する制度やサービスについて研修会を実施し、障がいへの理解を深めます。	福祉・介護課
4	介護予防リーダー研修 会の検討	健康づくりや介護予防を中心とした制度や具体的な方法等の周知啓発を行い、地域における介護予防に特化したリーダー的存在の育成を検討します。	福祉・介護課
5	子ども・子育てに関する 研修会の実施	子ども・子育てに関するサークル活動の支援や情報交換の場を設けるなど、子育てに関する研修会を実施します。	こども・ほけん課

取組・事業		内 容	担当課・関係課
6	認知症サポーター養成講座の実施 (再掲) 3-1- (2)	学校や地域の組織・団体、多くの人たちが利用する事業所等を対象とした認知症サポーター養成講座の開催を呼びかけ、地域に認知症サポーターを増やします。	福祉・介護課
7	人材の育成・確保	様々な悩み困難を抱える人と支える担い手の育成・確保につとめるとともに、研修や講座など、地域活動への参加を動機づけるための取組を推進します。	福祉・介護課

### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 現在、地域活動に参加している人の割合	42.1% (2023 年度)	50.0% (2028 年度)
② 障がい福祉に関する研修会の実施回数	0 回/年 (2022 年度)	1 回/年 (2028 年度)
③ 介護予防リーダー研修会の実施回数	0 回/年 (2022 年度)	1 回/年 (2028 年度)
④ 子ども・子育てに関する研修会の実施回数	11 回/年 (2022 年度)	12 回/年 (2028 年度)
⑤ 認知症サポーター養成講座の実施回数	5 回/年 (2022 年度)	6 回/年 (2028 年度)
⑥ 民生委員・児童委員を対象とした研修会の開催数	12 回/年 (2022 年度)	12 回/年 (2028 年度)



## 取り組み

### (2) 社会貢献活動の推進

地域活動の活性化を図るため、地区や各種団体等の交流・連携を深めます。また、誰もが参加しやすい体制の整備を図ります。

町や社会福祉協議会、地域の福祉活動団体、関係機関等と連携しながら、地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

## 役割分担

### 自分や家族ができること

- 地域における福祉活動を担う人や団体の活動内容を理解し、協力します。
- 自らの興味や関心があることや地域における清掃活動など、自分にできる身近な地域活動やボランティア活動に参加します。

### 隣近所や地域で取り組むこと

- ◇ 地域や区で行われている活動や行事について、多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、多くの人たちが参加できるよう工夫します。
- ◇ 各種団体間で交流を深めながら、それぞれの団体活動の活性化を図ります。
- ◇ 高齢者が持つ経験や能力、技能を地域活動に活かす場を設けます。
- ◇ ボランティア活動の拠点としていつでも活用できるよう、公民館等を広く開放します。

### 町（行政）が取り組むこと

- ▶ 地域や区で行われているボランティア活動の周知を図り、参加意識を高めます。
- ▶ 社会福祉協議会や各種団体等と連携し、ボランティア活動しやすいまちづくりを進めます。
- ▶ ボランティアをしたい人とボランティアを求める人をつなぎます。

#### ▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内容	担当課・関係課
1	町の広報への掲載	「広報玄海」でボランティアのあり方やボランティア団体の取組等を広く周知します。	住民課
2	社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会との連携を強化するとともに、活動の内容の周知を図ります。また、地域福祉活動計画を推進するために必要な支援を行い、社会福祉協議会の基盤強化を図ります。	福祉・介護課

取組・事業		内 容	担当課・関係課
3	コーディネート機能の充実	学校や教育支援センターと連携し、ボランティアをしたい人とボランティアを求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。	教育課
4	介護予防ボランティア養成講座	介護等が必要な人に対して生活支援や軽度の介護を提供する介護予防ボランティア養成講座の開催を検討します。	福祉・介護課
5	食生活改善推進員養成講座	地域で食生活改善のためのボランティア活動を行う食生活改善推進員の育成強化を図ります。	こども・ほけん課

### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① ボランティア活動への参加意欲がある人の割合（「現在参加している」「以前参加したことはあるが、現在参加していない」「まったく参加したことはないが、今後参加したい」を合わせた割合）	55.8% (2023年度)	60% (2028年度)
② ボランティアコーディネーターの人数	0人 (2022年度)	5人 (2028年度)
③ 介護予防ボランティア養成講座の開催数	0回/年 (2022年度)	1回/年 (2028年度)
④ 食生活改善推進協議会会員数	41人/年 (2022年度)	増やす (2028年度)

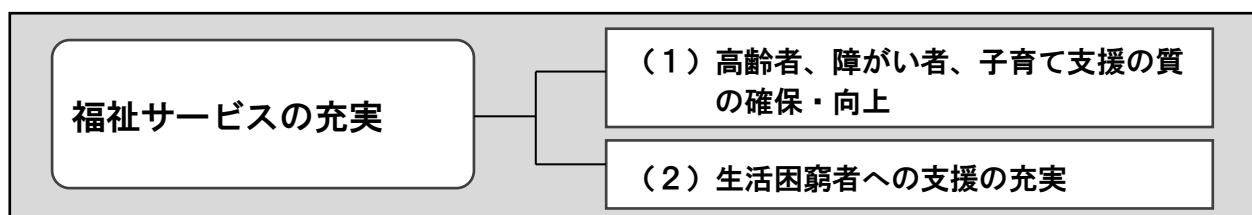
## 基本目標 4 住民の暮らしを支える地域づくり (基盤)

### 1 福祉サービスの充実

#### 現状と課題

- 日頃から、町の広報紙、社協だより等で福祉サービスに関する情報提供を行っています。今後も広報紙やホームページ等による情報提供の充実を図る必要があります。
- 高齢者、障がい者、子育て支援については、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「障がい者計画」「子ども・子育て支援事業計画」等の計画に基づき、各種福祉サービスの充実を図っています。引き続き各計画に基づいて支援を強化していくとともに、単独の分野での対応が難しいケースについては分野横断的な支援をしていく必要があります。
- 生活困窮者の多くは、働きたくても働けない、住むところがない、生活費に困っているなど、生活や就労での課題のみならず、心身の不調、家族の問題、健康の問題等の複合的で複雑な問題を抱えている場合があります。
- 生活困窮者本人が自立した暮らし送るためには、他者や地域との関係を取り戻せるように、地域の中に居場所を確保し、社会参加できるような支援が重要です。
- 生活困窮者や社会的孤立状態にある人、ひとり親家庭等に対し、必要な福祉サービス、住まい、就労支援、教育支援等の周知及び確実な運用を図るとともに、相談に来られない困窮者への訪問など、必要な支援につなぐ取組が必要です。

#### 施策の体系



#### 取り組み

##### (1) 高齢者、障がい者、子育て支援の質の確保・向上

分野別の福祉サービスを充実させ、それぞれの特性を活かした事業の展開に努め、支援が必要な人が必要な時に福祉サービスを受けられる町づくりを進めます。また、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある生活課題の解決に向け、関係機関が一体となって支援する仕組みづくりを推進します。

役割分担

自分や家族ができること

- 町の広報紙やホームページ等を活用して情報収集を行います。
- 隣近所や身近な人と地域の情報を伝達・共有します。
- 福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解します。

隣近所や地域で取り組むこと

- ◇ 地域で困っている人や必要なサービスが受けられない人がいる場合、地域の関係機関やサービス事業者、行政に伝えます。
- ◇ 地域の集まりの場で、福祉サービスや制度について学ぶ機会をつくります。
- ◇ サービス事業者等は、利用者の声を基に、サービス内容を見直しながら、サービスの質の向上に努めます。また、福祉従事者の知識や技術を向上させます。

町（行政）が取り組むこと

- ▶ 各種福祉分野にかかる個別計画を推進することにより、サービスの質の向上を図ります。
- ▶ 近隣市町や社会福祉協議会、サービス事業所との連携・協働による、サービス提供体制の拡充に努めます。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内容	担当課・関係課
1	分野別計画の推進	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画など、分野別計画に沿った事業を進めていきます。	福祉・介護課 子ども・ほけん課
2	生活支援体制の整備	高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、生活支援コーディネーターの配置や関係者間の情報共有、連携強化の中核となる協議体を設置します。	福祉・介護課
3	地域ケア会議の充実	介護保険事業所や医療機関、関係機関、地域の組織・団体、生活支援コーディネーター等を加えた地域ケア会議の推進により、高齢者やその家族に対する支援の充実や全町的な地域課題の解決に向けた政策形成のための会議を開催します。	福祉・介護課
4	給付適正化	県の「介護給付適正化計画」に基づき、要介護認定の適正化やケアプランチェック及び住宅改修などの点検によるケアマネジメントの適正化を図ります。	福祉・介護課

取組・事業		内 容	担当課・関係課
5	民間事業者等の参入促進	町の福祉分野の事業に関し、民間事業者やNPO 法人等が担う事業領域について見直し、事業参入促進を図ります。	福祉・介護課 こども・ほけん課
6	シルバー人材センター支援事業	買い物や移動支援など、既存サービスでは対応できない日常生活上の手助けをシルバー人材センターへ委託し、相互援助活動を活性化させます。	福祉・介護課
7	軽度生活支援事業	ひとり暮らし高齢者に対して、簡単な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続と家族等の介護負担の軽減を図ります。	福祉・介護課
8	家族介護者への支援	家庭介護講座や相談会を開催するなど、介護が必要な高齢者や障がいのある人を抱える家族への支援を充実します。	福祉・介護課
9	重度心身障害者（児）紙おむつ支給	在宅の重度心身障がい者に対して、紙おむつを支給します。	福祉・介護課
10	子どもの学習支援事業	4～9年生を対象に、公営学習塾を開催し、学習習慣の定着と学力の向上を図ります。	教育課
11	タクシー利用料金の助成	在宅の重度心身障がい者に対して、タクシー利用料金の一部を助成します。	福祉・介護課
12	公共交通網の形成	路線バス網の再構築、デマンド交通の導入等、唐津地域公共交通活性化協議会において、協議・検討します。	防災安全課

### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 生活支援コーディネーターの配置人数	1人 (2022年度)	1人 (2028年度)
② 地域ケア会議の年間開催回数	2回/年 (2022年度)	2回/年 (2028年度)
③ ケアプランチェック回数	7回/年 (2022年度)	12回/年 (2028年度)
④ 軽度生活支援事業利用回数	30回/年 (2022年度)	30回/年 (2028年度)
⑤ 重度心身障害者（児）紙おむつ支給事業利用回数	68回/年 (2022年度)	80回/年 (2028年度)

## 取り組み

### (2) 生活困窮者への支援の充実

地域のつながりや、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力を得て、生活困窮者を早期に発見し、公的な支援と地域の見守りなどの支援を組み合わせながら、生活困窮者の自立を支援します。

## 役割分担

### 自分や家族ができること

- 困ったときは、一人で悩まず、身近な人や相談援助に携わる人に相談します。
- 生活困窮者への偏見や差別をなくし、日頃から気にかけて、見守ります。

### 隣近所や地域で取り組むこと

- ◇ 生活困窮者や社会から孤立した状態にある人がいた場合、日頃から見守り、必要に応じて声をかけます。
- ◇ 住民からの相談に乗り、必要に応じて社会福祉協議会や町（行政）等の公的な支援機関につながります。
- ◇ 地域の組織や団体、民生委員・児童委員等による訪問活動を充実し、自立支援に関する情報を提供します。

### 町（行政）が取り組むこと

- ▶ 生活保護を受給する前の段階から、生活に困窮している人や必要な支援を受けられずにいる人を把握し、早期における自立支援、必要な福祉サービスにつなげます。
- ▶ 就職に関する相談、生活の安定に向けた福祉資金の貸付制度、就学援助等の各種制度について、広報紙やホームページを活用して周知します。
- ▶ 学校や教育委員会等と支援が必要な子どもについて情報を共有し、就学援助や教育相談などにつなげます。

#### ▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内容	担当課・関係課
1	各種手当制度の周知	各種手当制度の案内を広報紙等に掲載し、周知を図ります。	福祉・介護課 教育課
2	生活困窮者自立支援事業 (県実施事業)	生活困窮者を早期に発見、把握し、相談者が抱える課題に対し、自立支援計画を作成し、課題の解決、改善に取り組みます。	福祉・介護課

取組・事業		内容	担当課・関係課
3	就労準備相談支援事業 (県実施事業)	生活習慣形成のための指導・訓練、必要な社会的能力の習得、就労体験の場の提供や一般雇用への就職に向けた知識の取得等の支援など、生活困窮者の状態に応じた支援を行います。	福祉・介護課
4	家計相談支援事業 (県実施事業)	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにし、生活の再生に向け、必要な情報提供や専門的な助言・指導等の支援を行います。	福祉・介護課
5	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成のために手当を支給します。	こども・ほけん課
6	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の父母及び児童等が、病院などの医療機関で診察を受けた場合、医療費の自己負担金の一部を助成します。	こども・ほけん課
7	就学援助	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費等の就学に必要な経費の一部を援助します。	教育課
8	福祉資金貸付事業 (社協委託事業)	低所得者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行い、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ります。	福祉・介護課
9	公営住宅への優先入居	低所得者の公営住宅への入居を優先的に行い、生活の安定を確保します。	まちづくり課
10	生活保護制度の適正な運用	生活保護を必要とする世帯の実態と要望を把握しながら、生活保護制度の適正な運用を図ります。	福祉・介護課

成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 生活困窮者自立支援事業における新規相談受理件数	8件/年 (2022年度)	12件/年 (2028年度)
② 生活困窮者自立支援計画作成件数	7件/年 (2022年度)	8件/年 (2028年度)
③ 生活困窮者として気になる人を「役場に相談した」と回答した人の割合	8.3% (2023年度)	15.0% (2028年度)

## 2 情報提供の充実

### 現状と課題

- 町では、各種福祉サービスや制度、各種手当が改正された際には、広報紙やホームページを通じて、随時情報発信を行っています。
- アンケート調査では、福祉サービスに関する情報の入手方法は「役場などの窓口・職員」「近所の人・友人・知人」（25.9%）が最も多く、次いで「社会福祉協議会の窓口・職員」（18.5%）となっており、情報入手の重要な役割を担っていることがうかがえます。
- 近年では、インターネットや SNS（ソーシャルネットワークサービス）の普及とその利便性からホームページを利用した情報発信が多くなっています。このような中、インターネットの利用環境が身近にない高齢者や利用にハンディがある人には、情報収集に不利が生じ、必要な情報が十分行き届いているとは言い難い状況にあると考えられます。
- 誰もが必要な情報を得られるよう、多様な媒体を活用した情報発信や、高齢者や障がい者等の立場に立って、わかりやすい情報提供を行うなどの工夫が必要です。

### 施策の体系

情報提供の充実

（1）福祉サービスの情報提供の充実

### 取り組み

#### （1）福祉サービスの情報提供の充実

福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。また、情報が十分に行き届きにくい人へのきめ細かい配慮やわかりやすい情報提供の工夫と充実を図ります。



## 役割分担

### 自分や家族ができること

- 「広報玄海」や「社協だより」、地区の回覧板に目を通し、把握した情報を隣近所などに伝えるよう心がけます。
- 近所に、情報の入手が困難な人がいる場合、情報入手を手助けします。

### 隣近所や地域で取り組むこと

- ◇ 地域の組織や団体、民生委員・児童委員等による訪問活動を充実させ、福祉サービスに関する情報提供の機会として活用します。
- ◇ 福祉サービスについて、地区のいきいきサロンや保護者等が集まる機会を活用し、情報交換や意見交換ができる場を設けます。

### 町（行政）が取り組むこと

- ▶ 年代や障がいの有無によって情報の入手方法が違う点を踏まえ、広報紙やホームページ、SNS、訪問など、多様な媒体・手段を用いて、福祉サービスに関する情報を提供します。
- ▶ 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人やその家族に対して、民生委員・児童委員やボランティア団体等との連携のもと確実な情報提供に努めます。
- ▶ 地域の組織や団体に対し、福祉サービスや制度についてわかりやすく説明する場や機会の充実を図ります。

#### ▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業	内容	担当課・関係課
1 広報紙、パンフレット、ホームページの充実	「広報玄海」やパンフレット、ホームページ等で、各種福祉サービスや制度についての情報提供を充実させます。また、高齢者や障がいのある人向けに文字を大きくするなど、情報の受け手の特性に合わせた福祉に関する情報提供を進めます。	福祉・介護課 防災安全課
2 総合相談事業 (社協委託事業)	情報の入手や理解が困難な人及びその家族には、できる限り訪問支援を実施し、情報が行き届くよう努めます。	福祉・介護課

## 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 「広報玄海」で福祉サービスや制度について情報提供を行った回数	12回/年 (2022年度)	12回/年 (2028年度)

## 基本目標5 安心して生活できる地域づくり

### 1 災害時の避難支援体制の強化

#### 現状と課題

- 近年、地震や豪雨等の災害が各地で多発しています。本町は海と山、さらには、原子力発電所を有していることから、多くの災害対策を講じる必要があります。
- アンケート調査結果では、災害に対する「不安がある」と感じている町民が6割を超えており、災害時の避難に困難を伴う高齢者や障がいのある人、妊婦、子どもなどの避難支援体制の強化は喫緊の課題と言えます。
- 町では、避難場所等を掲載した「玄海町防災マップ」を全戸配布しているほか、原子力防災訓練の実施や避難行動要支援者台帳登録者の個別計画を作成するなど、災害時の円滑な避難支援体制の構築に努めてきました。
- 令和5年には災害時支援活動の充実に向けて、「玄海町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」を策定しました。また、避難行動要支援者名簿システムを導入し、避難行動要支援者への支援体制を強化しました。
- 避難場所のバリアフリー化や福祉避難所の拡充、福祉避難所運営マニュアルの策定は進んでいないため、今後、関係機関と協議を行い、取り組む必要があります。
- 大災害になればなるほど、公助には限界があり、日頃から住民一人ひとりが災害に備え、地域の人たちとつながることが重要です。

#### 施策の体系

災害時の避難支援体制の強化

(1) 平常時の備えの充実

(2) 円滑な支援活動の推進

#### 取り組み

##### (1) 平常時の備えの充実

地域防災の要となる関係組織の充実・強化とともに、自助・共助の力を活かし、避難支援体制や連絡体制を整えます。また、防災等に関する情報をわかりやすく提供します。

役割分担

**自分や家族ができること**

- 町や社会福祉協議会、地区で実施する防災訓練や講座等に参加します。
- 日頃から防災意識を持ち、非常用持出品の備蓄や家族との連絡方法の確認、避難場所・避難経路の確認、家具の転倒防止策の実施等に努めます。
- 家族に避難行動要支援者がいる場合、要支援者台帳への登録手続きを進めます。

**隣近所や地域で取り組むこと**

- ◇ 避難行動に支援が必要な人を支援する体制を整備するとともに、避難場所や避難経路を検討し、地域住民全員が安全に避難できる体制を築きます。
- ◇ 地域の実情に応じた防災マップの見直しなど、コミュニティを通じた自主防災活動に取り組みます。
- ◇ 避難行動に支援が必要な人を交えて、地域で防災訓練を実施します。
- ◇ 避難行動要支援者台帳登録者の個別計画作成について協力します。
- ◇ 防災のための教室やセミナーを開催し、地域での防災意識を高めます。

**町（行政）が取り組むこと**

- ▶ 防災訓練の実施や避難場所の周知及び整備に取り組み、迅速な避難体制を整えます。
- ▶ 「玄海町防災マップ」の全戸配布など、住民の防災意識を高める広報・啓発を充実します。
- ▶ 緊急時の連絡体制等の個別計画を地域住民の協力を得ながら作成します。
- ▶ 避難行動要支援者名簿のさらなる整備に向け、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係機関等との情報共有を図りながら、随時更新を行い、避難支援体制の充実に取り組みます。
- ▶ 自主防災組織の設立・育成を支援し、地域防災ネットワークの確立を図ります。
- ▶ 各避難場所での福祉避難スペースの設置と福祉避難所の充実を図ります。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内 容	担当課・関係課
1	災害の知識及び対処法についての啓発・広報	避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、広報紙や地域での集まりごとを通じて啓発します。	防災安全課
2	避難場所の整備	高齢者や障がいのある人が利用しやすい施設等の整備（バリアフリー化）を進めます。	防災安全課
3	緊急通報システムの利用促進	災害等の緊急事態に備えるため、見守りが必要なひとり暮らし高齢者に通報装置の利用を促します。	福祉・介護課

取組・事業		内容	担当課・関係課
4	「玄海町防災マップ」の充実	防災や避難、土砂災害の危険がある場所の情報について、随時更新し、住民にとってわかりやすいマップの作成に努めます。	防災安全課
5	避難行動要支援者への支援体制の強化	避難行動要支援者名簿システムを活用し、情報の更新や修正等を随時行います。また、名簿情報を警察、消防団、社会福祉協議会等と共有し、地域全体で見守る体制の強化を図ります。	福祉・介護課 防災安全課
6	地域防災ネットワークの確立	地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成を積極的に進めます。また、自主防災組織に対し、出前講座等を実施して、組織体制の強化を図るとともに、消防・防災関係機関と連携した防災ネットワークづくりを進めます。	防災安全課
7	福祉避難所の充実	災害時に一般の避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人、妊婦等が避難する福祉避難所を拡充します。	防災安全課 福祉・介護課

### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 災害時の避難所を「知っている」と回答した人の割合	87.0% (2023年度)	100.0% (2028年度)
② 緊急通報システム設置数	11件 (2022年度)	15件 (2028年度)
③ 避難行動要支援者対象者における登録者の割合	27.2% (2022年度)	95% (2028年度)
④ 自主防災組織数	27団体 (2022年度)	27団体 (2028年度)
⑤ 町内の福祉避難所の指定数	7か所 (2022年度)	10か所 (2028年度)

## 取り組み

### (2) 円滑な支援活動の推進

災害時の円滑な支援活動の推進のため、地域住民、災害時に支援が必要な人及び支援者に対し、正確で速やかな情報を提供するとともに、災害時避難行動要支援者支援計画の実効性を高めます。

高齢者や障がいのある人に適した避難所の整備、プライバシーに配慮した施設整備、専門職による支援など、安心できる避難生活の支援に努めます。

## 役割分担

### 自分や家族ができること

- 日頃から町の防災マップや防災情報に関するメールの配信、町のホームページ等を利用するよう心がけます。
- 災害時や緊急時の避難の際、隣近所で声をかけ合います。

### 隣近所や地域で取り組むこと

- ◇ 災害時や緊急時には、身近な地域において、早めの避難行動をお互いに呼びかけます。
- ◇ 災害時避難行動要支援者支援計画に従い、要支援者の避難支援や安否確認を確実にかつ速やかに行います。
- ◇ 災害時避難行動要支援者支援計画に従い、要支援者の避難支援や安否確認を行った場合や支援の情報を収集した時は、その情報を町や消防・防災関係機関へ報告します。
- ◇ 住民が主体となり、防災活用や円滑な救援・災害復旧等を行うことができるよう、自主防災組織の機能強化に取り組みます。

### 町（行政）が取り組むこと

- ▶ 防災無線やホームページへの掲載など、災害状況の情報伝達を確実に行います。
- ▶ 地域住民及び要支援者の避難誘導や避難状況、安否確認の状況について把握し、関係者との情報共有を図ります。
- ▶ 災害発生時には避難所を速やかに開設するとともに、避難所の運営にあたっての物資等の調達や避難者の健康管理等を確実に進めます。
- ▶ 避難生活に配慮が必要な人の状態に応じた環境を整えるとともに、専門職の配置など支援体制の構築を図ります。

▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内 容	担当課・関係課
1	避難行動要支援者に対する支援体制の充実	災害時に支援が必要な人を把握するとともに、行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の支援団体の協力を得ながら、地域全体で安否確認や避難誘導を行います。	防災安全課 福祉・介護課
2	避難生活に必要な物資等の調達・備蓄	衣服やミルク、紙おむつ等を備蓄し、必要に応じて支給できるよう備えます。	防災安全課
3	医療・保健・福祉機関との連携	避難所での高齢者や障がいのある人、妊産婦等の健康状態の安定に向け、医師や看護師、助産師、保健師、介護福祉士等の専門職を確保し、適切な医療やケアが受けられるよう、医療・保健・福祉の関係機関と連携を図ります。	防災安全課 福祉・介護課 こども・ほけん課
4	福祉避難所運営マニュアルの策定	指定した福祉避難所の施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するための体制を整備します。	福祉・介護課 防災安全課

成果目標

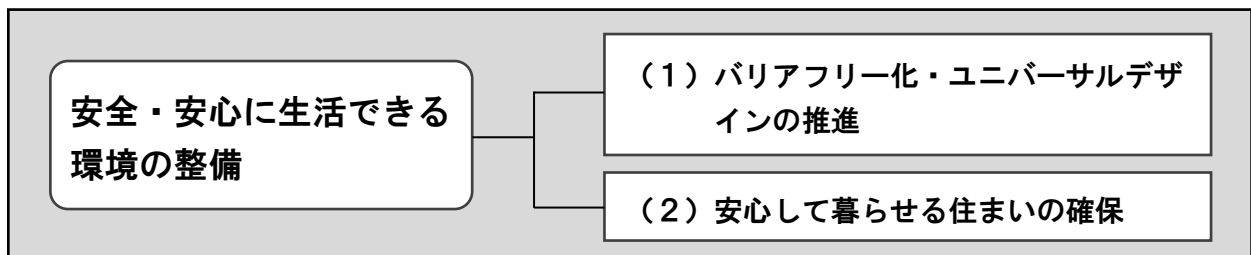
指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 災害時避難行動要支援者の個別計画件数	242 件 (2022 年度)	330 件 (2028 年度)
② 福祉避難所運営マニュアルの策定件数	0 件 (2022 年度)	1 件 (2028 年度)

## 2 安全・安心に生活できる環境の整備

### 現状と課題

- 公営住宅への高齢者、障がい者、ひとり親等の優先入居を進めています。
- 建て替えにおいては、高齢者対応、バリアフリー化を行っています。
- 道路環境等の整備については、定期的なパトロールにより、道路状況の確認及び把握をしており、必要箇所について整備・改善をしています。
- 公共施設や道路など、誰もが使いやすいよう、町全体のバリアフリー化やユニバーサルデザインを進めていくことが必要です。
- 今後、高齢化や核家族化、人口減少により、空き家件数は増加することが見込まれており、空き家の管理や活用が課題となっています。

### 施策の体系



### 取り組み

#### (1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

全ての町民が利用しやすい公共施設や建築物、公共交通機関、道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進し、安心して快適な生活基盤の充実を図ります。

### 役割分担

#### 自分や家族ができること

- バリアフリー化やユニバーサルデザインの趣旨を理解し、公共施設等の利用に際しては、周囲に配慮して行動します。
- 点字ブロックの上に駐車・駐輪、障害物を置かないように気をつけます。
- 障がいのある人や妊婦、けが人などが利用しやすい駐車スペースを確保します。

### 隣近所や地域で取り組むこと

- ◇ 公園など公共の場所は自分たちできれいにします。
- ◇ バリアフリー化・ユニバーサルデザインの視点で地域の状況を点検し、利用しにくい、または危険な箇所について行政や民間事業者など、それぞれの管理者に意見・要望を伝えます。

### 町（行政）が取り組むこと

- ▶ 町の公共施設や建築物のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの視点に基づいた施設整備を推進します。
- ▶ 高齢者や障がいのある人、子どもなど、それぞれの状況に応じた建物や歩行空間、公共交通機関の整備を推進します。

#### ▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内 容	担当課・関係課
1	ユニバーサルデザインについての普及・啓発	町の広報紙やホームページを通じて、ユニバーサルデザインに関する考え方の普及・啓発を図ります。	全課
2	公共施設等の整備・改善	町の公共施設や民間施設等における段差解消など、バリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい空間づくりに努めます。	全課
3	道路環境等の整備・改善	定期的なパトロールにより、道路環境を確認・把握します。また、安全な道路や歩行空間の確保に向け、関係機関と協議しながら整備・改善を図ります。	まちづくり課
4	公共交通機関の利便性の確保	高齢者や障がいのある人の移動の円滑化を促進するため、バス、タクシー事業者に対し、低床バス、リフトバス、リフトタクシー等の導入の促進を求めています。	福祉・介護課 防災安全課

### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 町内の建築物や公共交通機関、道路等について、誰もが利用しやすいように整備されていると回答した人の割合（「整備されている」と「やや整備されている」を合わせた割合）	55.3% (2023年度)	65.0% (2028年度)



## 取り組み

### (2) 安心して暮らせる住まいの確保

誰もが地域において安全・安心な住生活を営むことができるよう、公営住宅への優先入居や空き家の活用等により、住まいを確保します。

## 役割分担

### 自分や家族ができること

- 家具転倒防止器具や火災報知機等を設置します。
- 空家の所有者は、可能な範囲で「空き家バンク制度」に登録し、定住促進住宅等への活用に取り組みます。

### 隣近所や地域で取り組むこと

- ◇ 地域の中に空き家がある場合、可能な範囲で、「空き家バンク制度」について、所有者に知らせ、登録を促します。
- ◇ 地域の人が集まれる場として、空き家の活用を検討します。

### 町（行政）が取り組むこと

- ▶ 高齢者や障がいのある人、低所得者等の住宅の確保に配慮を要する人（住宅確保要配慮者）を把握し、公営住宅への入居支援に努めます。
- ▶ 住宅の改修・改造等に係る資金の助成についての情報提供を行います。

#### ▼ 町（行政）の具体的な取り組み・事業

取組・事業		内容	担当課・関係課
1	住宅確保要配慮者への支援	住宅確保要配慮者への円滑な入居の促進を図るため、情報提供や入居相談を行うとともに、入居者選考委員会において公営住宅への優先入居について協議します。	まちづくり課
2	住宅改修の促進	高齢者や障がいのある人の在宅生活・在宅介護を支援するため、住宅改修に関する相談体制を整備し、「在宅高齢者住宅改良事業」や「日常生活用具給付」の利用促進を図ります。	福祉・介護課
3	空き家の活用	空き家の数や状態を把握し、空き家の所有者の同意のもとで、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅や定住促進住宅として、活用を検討します。	まちづくり課

取組・事業		内 容	担当課・関係課
4	町の広報への掲載	空き家バンク制度や住宅改修支援について、広報紙やホームページ等を活用して周知し、利用を促します。	まちづくり課
5	住宅用火災警報器設置の促進	自宅や施設等の建物における火災等の災害から身を守るため、火災警報器設置に係る補助を検討し普及に努めます。	防災安全課

### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 在宅高齢者住宅改良事業利用件数	2件/年 (2022年度)	4件/年 (2028年度)
② 日常生活用具給付の申請件数	23件/年 (2022年度)	30件/年 (2028年度)

## 第6章 社会福祉協議会の取り組み

第3次玄海町地域福祉計画の基本理念「誰もがつながり支え合い 笑顔あふれる 玄海町」に基づき、玄海町社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）が、地域住民とともに、行政をはじめ各種団体、関係機関と協働して取り組むための今後5年間の活動計画を次のように定めます。

## 第1節 取り組みの体系

基本目標	取り組みの柱	取り組み	事業・活動	
1 支え合い、 つながるまちづくり (出番)	1. 支え合いの ネットワーク づくり	(1) 住民による支え 合いの促進	1	地域福祉に関する広報・啓発の充実
			2	民生委員・児童委員、社会福祉委員（区長）の周知
		(2) 地域における見 守り体制の構築	1	一人暮らし高齢者給食事業
			2	「食」の自立支援事業
	3		区座談会の開催	
	4		家庭訪問による福祉課題等の把握・対応	
	2. 包括的な相談 支援体制の 充実	(1) 総合相談窓口の 充実	1	総合相談窓口に関する広報・啓発の充実
			2	総合相談事業の充実
			3	民生委員・児童委員等との連携強化
			4	地域包括支援センターとの連携強化
5			生活支援コーディネーターとの連携強化	
(2) 地域が一丸とな った支援体制の 整備		1	地域福祉活動に関する広報活動の充実	
		2	伴走型支援	
		3	民生委員・児童委員、社会福祉委員との連携強化	
4	関係機関・団体との連携強化			
2 住民参加の 機会づくり (居場所)	1. 住民参加の場・ 機会づくり	(1) 住民同士の交流 の場・機会の 創出	1	一人暮らし高齢者のふれあい交流事業
			2	高齢者と小学生の交流事業の推進
			3	ふれあい・いきいきサロンの開催
3 地域福祉を支え る人づくり	1. 福祉教育・人権 教育の推進	(1) 福祉教育・人権 教育の充実	1	人権・福祉に関する啓発活動の推進
			2	児童・生徒に対する福祉教育の実施
		(2) 福祉問題等を学 ぶ機会の充実	1	介護技術等に関する学習会の開催
			2	虐待問題に関する周知・啓発

基本目標	取り組みの柱	取り組み	事業・活動	
3 地域福祉を支える 人づくり	2. 地域福祉の多様な担い手の育成	(1) 地域福祉を担う人材の育成・確保	1	社会福祉委員（区長）への研修
			2	ボランティア活動の促進
		(2) 社会貢献活動の推進	1	ボランティア連絡協議会の活動再開
			2	ボランティアセンターの運営
			3	ボランティア活動協力校の継続支援
4 住民の暮らしを支える地域づくり（基盤）	1. 福祉サービスの充実	(1) 高齢者、障がい者、子育て支援の質の確保・向上	1	地域包括支援センターとの連携強化
			2	生活支援コーディネーターとの連携強化
			3	児童館の運営事業
			4	コミュニティバスの運行事業
			5	家族介護者支援の推進
			6	福祉サービス苦情解決・制度の周知
		(2) 生活困窮者への支援の充実	1	自立相談支援事業の推進
			2	家計相談支援事業の推進
			3	住宅確保給付金の支給
			4	生活福祉資金貸付事業の推進
	5		福祉資金貸付事業の推進	
	2. 情報提供の充実	(1) 福祉サービスの情報提供の充実	1	福祉サービスに関する広報活動の充実
	5 安心して生活できる地域づくり	1. 災害時の避難支援体制の強化	(1) 平常時の備えの充実	1
2				見守りネットワーク活動の推進
3				災害ボランティアセンターの開設事前訓練
(2) 円滑な支援活動の推進			1	災害時の避難行動の支援
			2	災害ボランティアセンターの設置・運営
2. 安全・安心に生活できる環境の整備		(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	1	バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発
		(2) 安心して暮らせる住まいの確保	1	住宅確保要配慮者の情報共有
2	地域居住の場の確保			
3	住まい確保と合わせた地域居住支援の実施			

## 第2節 目標別の取り組み

### 基本目標1 支え合い、つながるまちづくり（出番）

#### 1 支え合いのネットワークづくり

地域における様々な福祉課題・生活課題に対して、社会福祉協議会は、住民の活動への参加を得ながら、民生委員・児童委員、社会福祉委員（区長）等との協働した支え合いの地域づくりを促進します。また、ひとり暮らし高齢者等を地域で見守る仕組みづくりを進めます。

#### 取り組み

##### （1）住民による支え合いの促進

- ① 地域における支え合いの大切さや地域福祉に関する理解を深めるために、広報活動を行い、内容の充実を図ります。
- ② 住民の理解・協力を得るために、民生委員・児童委員、社会福祉委員（区長）の役割や活動について住民に広く周知します。

##### ▼ 具体的な事業・活動

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 地域福祉に関する広報・啓発の充実	地域福祉に関して「社協だより」や社協ホームページ等に掲載し、内容の充実を図ります。	自主	継続	—
2 民生委員・児童委員、社会福祉委員（区長）の周知	民生委員・児童委員、社会福祉委員の役割・活動を「社協だより」や社協ホームページを通じて周知します。	自主	継続	民生委員・児童委員 社会福祉委員

#### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 社会福祉協議会の活動内容を知っていると回答した人の割合	37.4% (2023年度)	45.0% (2028年度)
② 「社協だより」への地域福祉に関する記事の掲載回数	4回/年 (2022年度)	4回/年 (2028年度)

## 取り組み

### (2) 地域における見守り体制の構築

- ① ひとり暮らし高齢者等の心身の健康維持のために、弁当の配食や歳時に合わせた会食を実施します。
- ② 地域住民のちょっとした変化に気づき、支援を必要としている人を早期に発見し、深刻化する前に支援につなげる体制を強化します。

#### ▼ 具体的な事業・活動

事業・活動		内容	財源	実施年度	対象団体
1	一人暮らし高齢者給食事業	ひとり暮らし高齢者等へ、住民団体の協力を得て弁当の配食や歳時に合わせた会食を実施します。	自主	継続	食生活改善推進協議会 民生委員・児童委員等
2	「食」の自立支援事業	ひとり暮らし高齢者等へ、平日(日・祝日、年末年始除く)に栄養バランスのとれた弁当を配食し、利用者の安否を確認します。	受託金	継続	—
3	区座談会の開催	区単位で住民参加による座談会を定期的に開催し、地域のニーズを把握します。	自主	継続	サロン地区
4	家庭訪問による福祉課題等の把握・対応	地域包括支援センター、民生委員・児童委員等と連携して家庭訪問を行い、状況を把握し、町等へつなぎます。	自主	継続	地域包括支援センター 民生委員・児童委員等

## 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 一人暮らし高齢者給食の配食・開催回数	7回/年 (2022年度)	12回/年 (2028年度)
② 栄養改善を目的とした配食の年間配食日数	293日/年 (2022年度)	293日/年 (2028年度)
③ 区座談会の開催地区数	0地区/年 (2022年度)	2地区/年 (2028年度)

## 2 包括的な相談支援体制の充実

社会福祉協議会は、住民に身近で、住民に寄り添う相談支援事業に取り組むとともに、町と連携を強化して総合的な相談援助の体制づくりに努めます。

また、支援者・団体、町との連携を一層強化し、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の確立を目指します。

### 取り組み

#### (1) 総合相談窓口の充実

- ① 様々な福祉課題や生活課題を抱える人への個別相談・支援に取り組むとともに、複雑化・複合化した地域生活課題を解決へとつなぐことができるよう、多様な関係機関とのネットワークを強化し、総合相談の体制づくりに努めます。
- ② 社会福祉協議会が実施している総合相談事業について周知します。

#### ▼ 具体的な事業・活動

事業・活動		内容	財源	実施年度	対象団体
1	総合相談窓口に関する広報・啓発の充実	総合相談事業に関して「社協だより」や社協ホームページ等に掲載し、事業内容について周知を図ります。	自主	継続	—
2	総合相談事業の充実	福祉に関する様々な相談支援を行います。複合的な課題を抱える困難事例等については、町等と連携して困りごとの解決を目指します。また、支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援が届いていない人に訪問等を通じて、寄り添い、伴走しながら、つながり続けることを目指す伴走型支援を実施します。	受託金 自主	継続	町等
3	民生委員・児童委員等との連携強化	福祉課題・生活課題を抱える家庭に対して、民生委員・児童委員、社会福祉委員等との連携を強化します。	自主	継続	民生委員・ 児童委員 社会福祉委員
4	地域包括支援センターとの連携強化	相談援助活動において、地域包括支援センターとの連携を強化します。	受託金 自主	継続	—



事業・活動		内容	財源	実施年度	対象団体
5	生活支援コーディネーターとの連携強化	町・関係機関等への橋渡し役であり、福祉活動をコーディネートする生活支援コーディネーターとの連携を強化します。	自主	継続	—

### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 家庭訪問による相談件数	793 件/年 (2022 年度)	<b>810 件/年</b> (2028 年度)
② 不安や悩みを相談する相手として社会福祉協議会と回答した人の割合	3.5% (2023 年度)	<b>10.0%</b> (2028 年度)
③ 総合相談事業を知っていると回答した人の割合	73.3% (2023 年度)	<b>80.0%</b> (2028 年度)

取り組み

(2) 地域が一丸となった支援体制の整備

- ① 相談窓口を訪れることが困難な人に対応するため、町等と連携して家庭訪問による相談活動等を強化します。
- ② 民生委員・児童委員、社会福祉委員（区長）、関係機関・団体との間で活動に必要な情報共有を充実させます。

▼ 具体的な事業・活動

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 地域福祉活動に関する広報活動の充実	「社協だより」や社協ホームページ等で地域福祉に関する活動団体の情報を提供します。	自主	継続	—
2 伴走型支援	支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援が届いていない人に訪問等を通じて、寄り添い、伴走しながら、つながり続けることを目指す伴走型支援を実施します。	自主	継続	—
3 民生委員・児童委員、社会福祉委員との連携強化	民生委員・児童委員協議会、社会福祉委員との間で、活動に必要な情報を共有します。	自主	継続	民生委員・児童委員 社会福祉委員
4 関係機関・団体との連携強化	地域ケア会議、要保護児童対策実務者会議、北部地域自立支援協議会等との間で、活動に必要な情報を共有します。	自主	継続	関係機関・団体等

成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 「社協だより」で紹介した地域福祉活動団体数	1 団体/年 (2022 年度)	1 団体/年 (2028 年度)

## 基本目標 2 住民参加の機会づくり (居場所)

### 1 住民参加の場・機会づくり

社会福祉協議会は、地域住民が、年齢や障がいの有無等にかかわらず、お互いの理解を深め、地域の福祉活動へ協働して取り組む意識を醸成するために、積極的に交流の場づくり・機会づくりを進めます。

#### 取り組み

#### (1) 住民同士の交流の場・機会の創出

- ① 高齢者と子どもが交流できる機会を創ります。
- ② 高齢者の生きがいつくり及び健康づくりのために、各地区でいきいきサロンを実施します。

#### ▼ 具体的な事業・活動

事業・活動		内容	財源	実施年度	対象団体
1	一人暮らし高齢者のふれあい交流事業	ひとり暮らし高齢者の保育園との交流会を開催します。	自主	継続	保育所等
2	高齢者と小学生の交流事業の推進	高齢者が児童館において、小学生とふれあう交流会を開催します。	自主	継続	老人クラブ
3	ふれあい・いきいきサロンの開催	高齢者が身近な場所で気軽に集まり、交流を深めるサロンを開催します。運営を担うリーダーを育成し、地区での自立した運営を目指します。	自主	継続	社会福祉委員 民生委員・ 児童委員

#### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 一人暮らし高齢者のふれあい交流事業の回数	0回/年 (2022年度)	2回/年 (2028年度)
② 高齢者と小学生の交流事業の回数	1回/年 (2022年度)	1回/年 (2028年度)
③ ふれあい・いきいきサロンの開催地区数	8地区/年 (2022年度)	10地区/年 (2028年度)

## 基本目標 3 地域福祉を支える人づくり

### 1 福祉教育・人権教育の推進

住民の福祉課題に関する理解が深まり、福祉意識・人権意識が地域活動の基本となるよう、社会福祉協議会は、福祉意識・人権意識を向上させる教育の充実を図り、福祉問題・人権問題を学ぶ機会づくりに積極的に取り組みます。

#### 取り組み

#### (1) 福祉教育・人権教育の充実

- ① みんなが暮らしやすい玄海町を創っていくため、地域住民を対象とした福祉教育の充実を図ります。

#### ▼ 具体的な事業・活動

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 人権・福祉に関する啓発活動の推進	「社協だより」等を活用して、人権尊重、多様性について啓発活動を行います。	自主	継続	—
2 児童・生徒に対する福祉教育の実施	児童館等における疑似体験等を実施し、児童・生徒に福祉教育を実施します。	自主	継続	児童館利用者

#### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 児童館における高齢者疑似体験の参加者数	16人/年 (2022年度)	20人/年 (2028年度)

## 取り組み

### (2) 福祉問題等を学ぶ機会の充実

- ① 高齢者等を介護する家族が集い、介護技術を学び、悩みや不安について語り合える場を設けます。
- ② 高齢者や児童、障がい者等への虐待問題に関する周知を図ります。

#### ▼ 具体的な事業・活動

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 介護技術等に関する学習会の開催	介護技術等を学び、介護の悩み等を語り合う会を開催します。	自主	継続	地域包括支援センター
2 虐待問題に関する周知・啓発	高齢者や児童、障がい者等への虐待問題や対応に関する周知を図ります。	自主	継続	町等

## 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 介護技術等の学習会の参加者数	13人/年 (2022年度)	15人/年 (2028年度)

## 2 地域福祉の多様な担い手の育成

地域の福祉活動の担い手が不足しているため、社会福祉協議会は、住民に対し地域福祉活動への理解を深めるよう広報活動を行うとともに、ボランティアの養成を推進し、ボランティア活動を実施する機会を創出します。

### 取り組み

#### (1) 地域福祉を担う人材の育成・確保

- ① ボランティア活動や団体に関する情報を町民に提供します。
- ② ボランティアを養成する講座を開催し、人材の育成・確保を図ります。

#### ▼ 具体的な事業・活動

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 社会福祉委員（区長）への研修	地域における地域福祉活動を推進する社会福祉委員（区長）への研修を実施します。	自主	継続	社会福祉委員
2 ボランティア活動の促進	福祉活動等のボランティアを養成する講座を開催し、ボランティア活動の理解と参加を促進します。	自主	継続	民生委員・児童委員 町関係機関等

### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 社会福祉委員の研修回数	0回/年 (2022年度)	1回/年 (2028年度)
② ボランティア養成講座の開催回数	0回/年 (2022年度)	1回/年 (2028年度)

## 取り組み

### (2) 社会貢献活動の推進

- ① ボランティア連絡協議会の活動を再開し、ボランティア活動の輪を広げていきます。
- ② 子どもの社会貢献の精神を育むため、学校や地域の団体等が連携し、ボランティア活動を支援します。

#### ▼ 具体的な事業・活動

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 ボランティア連絡協議会の活動再開	ボランティア連絡協議会の活動再開に向けて、ボランティアだより等を利用した活動の紹介・参加の呼びかけ等を行います。	自主	継続	ボランティア連絡協議会
2 ボランティアセンターの運営	町民のボランティアへの理解と関心を高め、ボランティア活動の推進及び支援を行います。 ・ボランティア(個人、団体)の登録受付 ・ボランティアの依頼対応及び調整 ・ボランティアに対する保険加入受付	自主	継続	ボランティア連絡協議会
3 ボランティア活動協力校の継続支援	児童、生徒のボランティア活動への積極的な参加を支援します。	自主	継続	みらい学園 唐津青翔 高等学校

## 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① ボランティア連絡協議会登録団体数	8 団体 (2022 年度)	12 団体 (2028 年度)

## 基本目標 4 住民の暮らしを支える地域づくり (基盤)

### 1 福祉サービスの充実

社会福祉協議会は、高齢者、障がい者、児童等の各分野の福祉事業を推進するとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センター、町等の関係機関と連携して事業を進めます。

また、生活支援が必要な人や社会復帰を目指している人、ひきこもりの状態にある人に対して、自立に向けた支援を行います。

#### 取り組み

#### (1) 高齢者、障がい者、子育て支援の質の確保・向上

- ① 各分野の福祉サービスの質を確保・向上するため、関係機関等との連携を強化します。
- ② 地域住民の交通手段を確保するため、利用者の意見を踏まえながらコミュニティバスを運行します。

#### ▼ 具体的な事業・活動

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 地域包括支援センターとの連携強化	課題を抱える高齢者世帯等への支援において、地域包括支援センターとの連携を図ります。	受託金 自主	継続	—
2 生活支援コーディネーターとの連携強化	生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、生活支援コーディネーターとの連携を強化します。	自主	継続	—
3 児童館の運営事業	保護者・地域住民・関係団体・町と協働して運営の充実を図ります。	受託金	継続	町等
4 コミュニティバスの運行事業	住民の日常生活に必要な交通手段として利便性の向上を図ります。	受託金	継続	町等
5 家族介護者支援の推進	在宅の高齢者を介護する家族の交流、リフレッシュの場を設定し、運営を行います。	自主	継続	地域包括支援センター
6 福祉サービス苦情解決・制度の周知	福祉サービス運営適正化委員会等の苦情解決について周知を行います。	自主	継続	—



成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 家族介護者の集いの場の開催回数	2回/年 (2022年度)	4回/年 (2028年度)



取り組み

(2) 生活困窮者への支援の充実

- ① 地域住民や民生委員・児童委員等の協力を得て、訪問による積極的なアプローチにより、生活困窮者や社会から孤立した状態にある人を早期に発見し、必要な支援につなげます。
- ② 生活困窮者等に対して、地域住民に理解を促し、地域の居場所づくりを進めます。
- ③ 働きたくても働けないなどの生活に困りごとや不安を抱えている生活困窮者に自立に向けた支援、経済的な生活支援を行います。

▼ 具体的な事業・活動

事業・活動		内容	財源	実施年度	対象団体
1	自立相談支援事業の推進	生活困窮者に対する自立相談支援事業を推進します。	受託金	継続	—
2	家計相談支援事業の推進	生活困窮者自立支援制度に基づく家計相談支援事業を推進します。	受託金	継続	—
3	住宅確保給付金の支給	離職等により住居を失うおそれのある人の就労支援と家賃相当額の支給を行います。	受託金	継続	—
4	生活福祉資金貸付事業の推進	県社協が実施主体の生活福祉資金貸付制度の受付窓口として事業を推進します。	受託金	継続	—
5	福祉資金貸付事業の推進	町が実施主体の福祉資金貸付制度の受付窓口として事業を推進します。	受託金	継続	—

成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 生活困窮者として気になる人を「社会福祉協議会に相談した」と回答した人の割合	8.3% (2023年度)	15.0% (2028年度)
② 自立相談支援事業を知っていると回答した人の割合	44.7% (2023年度)	50.0% (2028年度)
③ 生活福祉資金貸付事業を知っていると回答した人の割合	36.6% (2023年度)	40.0% (2028年度)

## 2 情報提供の充実

住民の福祉への関心を高め、地域福祉活動への参画を促すために、日頃から地域福祉の必要性について、目にふれ、周知を行う情報提供が重要です。そのため、社会福祉協議会は、「社協だより」はもとより、インターネットを活用して福祉サービスの情報提供を充実させるとともに、地域に出て情報提供を行います。

### 取り組み

#### (1) 福祉サービスの情報提供の充実

- ① 社協だよりやホームページ、SNS、訪問など、多様な媒体・手段を用いて、福祉サービスに関する情報を提供します。
- ② 見やすさ、分かりやすさに配慮した情報提供を行います。

#### ▼ 具体的な事業・活動

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 福祉サービスに関する広報活動の充実	「社協だより」や社協ホームページ等で、福祉サービスの情報を提供します。	自主	継続	—

### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 福祉サービスの情報を社協の情報誌・ホームページから入手していると回答した人の割合	7.4% (2023年度)	15.0% (2028年度)

## 基本目標 5 安心して生活できる地域づくり

### 1 災害時の避難支援体制の強化

豪雨や地震など自然災害への備えは、本町において重要課題であり、社会福祉協議会は、事前の避難行動要支援者の把握、防災訓練等について、民間の立場から町等と協働して推進していくものとします。

#### 取り組み

#### (1) 平常時の備えの充実

- ① 地域の要支援者を把握し、個人情報保護に留意しながら、町、関係機関等と情報を共有し、災害時や緊急時の適切な対応につなげます。
- ② 災害時の避難所までの避難訓練と合わせて、災害ボランティアセンターの開設・運営の訓練を実施し、炊き出し等の模擬訓練を行います。

#### ▼ 具体的な事業・活動

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 避難行動要支援者台帳への登録促進及び台帳の管理	避難行動要支援者情報の登録を促進し、個人情報に留意して登録台帳を管理します。	自主	継続	町
2 見守りネットワーク活動の推進	住民参加による高齢者世帯等の見守りネットワークを強化します。	自主	継続	民生委員・児童委員 社会福祉委員 老人クラブ等
3 災害ボランティアセンターの開設事前訓練	災害ボランティアセンターについて、事前に開設・運営の訓練を行い、炊き出し等の模擬訓練を行います。	自主	継続	町 関係機関等

#### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 災害ボランティアセンターの開設事前訓練の実施回数	0回/年 (2022年度)	1回/年 (2028年度)

## 取り組み

### (2) 円滑な支援活動の推進

- ① 地域における災害時や緊急時の早めの避難行動を支援します。
- ② 災害ボランティアセンターの設置が求められる場合は、速やかに設置を行い、同センターを円滑に運営します。

#### ▼ 具体的な事業・活動

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 災害時の避難行動の支援	町（行政）が把握する避難行動に支援が必要な人について、避難行動要支援者台帳に基づき、情報共有・管理を行い、災害時の避難行動を支援します。	自主	継続	行政区等
2 災害ボランティアセンターの設置・運営	災害時に町、県社協等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、運営を行います。	自主	—	町 関係機関等

## 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 避難行動要支援者の情報共有・管理	242件 (2022年度)	330件 (2028年度)

## 2 安全・安心に生活できる環境の整備

住民が安心・安全な暮らしを送れるように、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方を住民に啓発します。

また、高齢者や障がい者、低所得者等の住宅確保要配慮者の住まいの確保を支援し、日常生活支援等の地域居住支援を実施します。

### 取り組み

#### (1) バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

- ① 誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方について、普及・啓発します。

#### ▼ 具体的な事業・活動

事業・活動	内容	財源	実施年度	対象団体
1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発	バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を、「社協だより」やホームページ等で普及・啓発します。	自主	継続	—

### 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① バリアフリーやユニバーサルデザインを「社協だより」やホームページで普及・啓発した回数	0回/年 (2022年度)	1回/年 (2028年度)

## 取り組み

### (2) 安心して暮らせる住まいの確保

- ① 町と連携し、安心して暮らせる住まいの確保の推進に努めます。
- ② 高齢者や障がい者、低所得者等の住まいの確保と合わせて、見守りや生活相談、通院支援、日常生活支援等の地域居住を支援します。

#### ▼ 具体的な事業・活動

事業・活動		内 容	財源	実施年度	対象団体
1	住宅確保要配慮者の情報共有	住宅確保要配慮者について、町等の関係機関と情報共有に努めます。	自主	継続	町等
2	地域居住の場の確保	養護老人ホームや救護施設、母子生活支援施設等の利用について支援します。	自主	継続	町等
3	住まい確保と合わせた地域居住支援の実施	住まいの確保と合わせて、日常生活支援等の地域居住支援を実施します。	自主	継続	町等

## 成果目標

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
① 「社協だより」で低所得者等向けの住まいや地域居住支援に関する記事を掲載した回数	1回/年 (2022年度)	1回/年 (2028年度)





## **第7章 権利擁護の推進**

**(第2次玄海町成年後見制度利用促進基本計画)**

## 第1節 成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

認知症や知的障がい等があることにより、財産の管理や日常生活に支障がある人を社会全体で支え合うことが高齢社会において喫緊の課題となっています。

成年後見制度はそのような人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないという課題があります。このような状況を踏まえ、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年に施行し、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。令和4年には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、権利擁護支援のネットワークを構築することが求められています。

本町においても、こうした国の動向や高齢化の進行を踏まえて、成年後見制度の利用を推進し、町民の権利擁護をより一層充実していく必要があることから、「第2次玄海町成年後見制度利用促進基本計画」を策定することとしました。

### 2 計画の位置づけ

本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

### 3 計画の期間

本計画は「第3次玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定するため、計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第2節 成年後見制度をめぐる現状と課題

### 1 成年後見制度の利用状況

本町の成年後見制度利用者数は5人前後で推移しています。そのうち、将来判断能力が不十分となった場合に備え、あらかじめ本人が選んだ人に、支援してほしいことを契約で決めておく「任意後見」制度の利用者数は、令和2年以降、0人となっています。

■ 成年後見制度の利用者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
法定後見	5	7	7	4
後見	5	7	7	4
保佐	0	0	0	0
補助	0	0	0	0
任意後見	0	0	0	0
成年後見制度利用者計	5	7	7	4

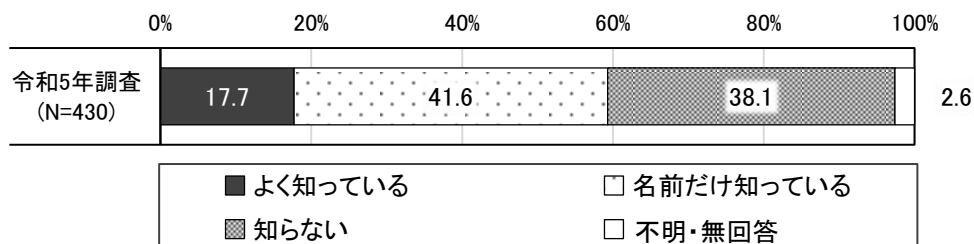
資料：庁内資料(各年4月末日)

### 2 住民アンケート調査からみた現状

#### (1) 成年後見制度の認知度

- 成年後見制度について「よく知っている」と回答した人の割合は 17.7%と認知度が低く、さらなる周知が必要です。
- 前回調査と比べると、4.5ポイント増加していました。
- 年齢別では、「知らない」と回答した人の割合は、20歳代が52.9%と最も高く、次いで、70歳以上（41.5%）、40歳代（40.8%）となっていました。

■ 成年後見制度の認知度



### 3 権利擁護の主要課題

統計資料やアンケート調査を踏まえ、主要課題を次のように整理します。

#### （1）権利擁護支援のための体制整備

今後、高齢化が進む中、判断能力が十分ではない認知症高齢者などの権利や財産が守られ、虐待などを受けることがないようにするための権利擁護の仕組みがさらに重要となります。また、成年後見制度の利用が必要な人を把握し、相談機関等につなげていくためには、権利擁護に関わる関係機関・団体の連携を強化していく必要があります。

#### （2）成年後見制度の周知

今後、成年後見制度の利用が必要な高齢者が増加していくことが想定されるため、成年後見制度の認知度を高める取組を進める必要があります。

#### （3）成年後見制度の適切な利用の促進

経済的な理由や制度内容の難しさから利用を断念することがないように、相談体制を強化するとともに、町長申し立ての適切な実施や後見人等への支払いが困難な人などへの支援体制を整え、制度利用を必要とする人が適切に利用できるようにしていくことが必要です。

## 第3節 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方及び基本方針

### 1 基本的な考え方

尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域で安心して暮らせるよう、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の充実や、後見人の確保・育成など、成年後見制度の利用を促進するための取組をさらに進めていき、地域共生社会の実現をめざします。

### 2 基本方針

本計画においては、①権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、支援につなげるための地域連携ネットワークの構築、②成年後見制度の利用促進を図ります。

## 第4節 施策の展開

### 基本目標1 権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークづくり

#### （1）地域連携ネットワークとは

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じて、適切な支援につなげる連携の仕組みをさします。

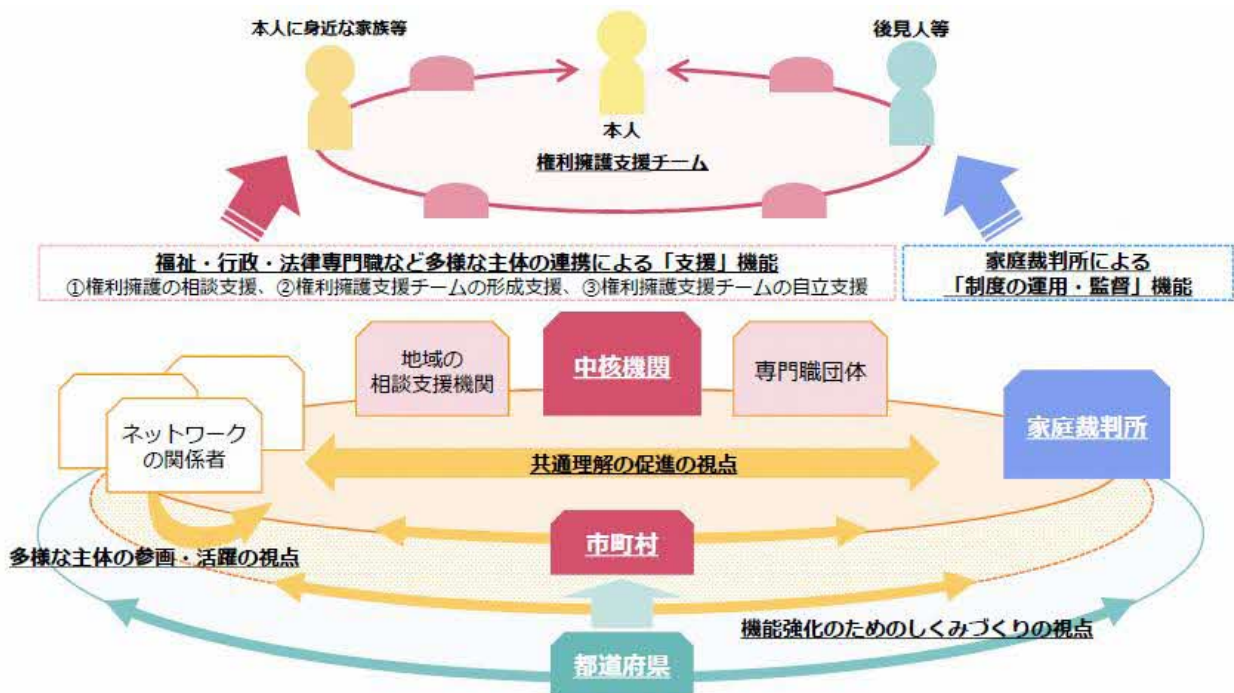
地域連携ネットワークは、「権利擁護支援チーム」「協議会」「中核機関」の3つの仕組みからなります。

「権利擁護支援チーム」とは、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者等が、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みのことです。

「協議会」とは、「権利擁護支援チーム」に対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、専門職団体や当事者等団体等を含む関係機関・団体が、連携体制を強化することを目的とした合議体のことです。

「中核機関」とは、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、専門的助言を行いつつ、支援内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを担当する機関のことです。また、専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために、協議会の運営等を行います。

#### ■ 地域連携ネットワークのイメージ図



資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

## （2）具体的な取り組み

### 1）権利擁護支援チームの形成

---

- 後見開始前においては、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形でチームとして関わる体制づくりを進めます。
- 後見人や地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、対応する仕組みづくりを進めます。

### 2）協議会の整備

---

- 権利擁護支援チームに対し、福祉・法律の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けます。
- 各種専門職や関係機関の連携強化を図る協議会において、ケース会議を開催し、多職種間での課題整理等を行います。

### 3）中核機関の設置・運営

---

- 中核機関を設置し、地域の専門職や各関係機関と連携を図ることにより円滑な運営を行います。
- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、専門的助言を行うとともに、支援内容の検討や支援を適切に実施するため、関係機関・団体等と協働・調整を進めます。

### 4）包括的な支援体制の構築

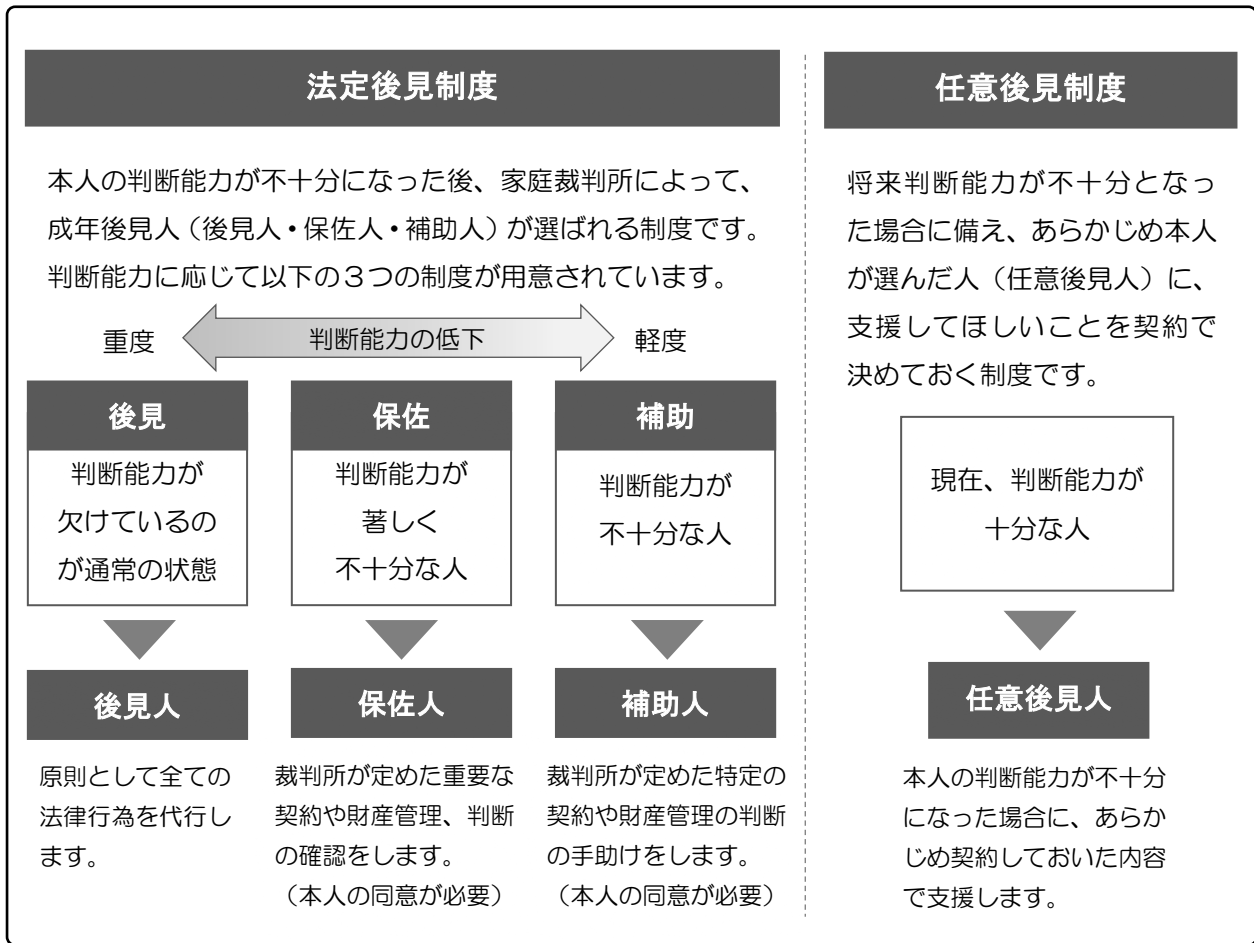
---

- 地域連携ネットワークを進めるなかで、介護や障がい、生活困窮、子育てなど各分野の仕組みと有機的に連携できる体制づくりを行います。
- 権利擁護支援が必要な人の早期発見や見守りを行う体制を整えるとともに、潜在的なニーズの把握や権利侵害への対応を図ります。
- 住民や関係機関からの成年後見に関する相談に受けられるように、情報収集や個別相談会を行うなど、相談体制を強化します。

## 基本目標2 成年後見制度の適切な利用の促進

### （1）成年後見制度の利用にあたって

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がい等によってひとりで決めることに不安や心配のある人（本人）について、本人の権利を擁護する援助者を選ぶことで、法律的に支援する制度です。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。



### （2）成年後見制度の適切な利用の促進に向けて

認知症等により判断能力が不十分になった方や将来の判断能力の低下に不安を抱く方のために、成年後見制度について広く周知を行います。特に、本人の意思の反映・尊重の観点から、任意後見制度についての普及・啓発に取り組みます。

また、制度の利用が必要な人が、適切に安心して利用できるよう、相談支援体制の充実や後見活動の不正の防止を図ります。

### （3）具体的な取り組み

#### 1) 後見人の確保・育成等の推進

---

- 成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくため、支援の担い手となる市民後見人や社会福祉法人等の法人後見の確保に向けた検討を進めます。
- 育成に向けた制度の周知や養成研修等の情報収集を行うとともに、受講を促すなど、後見人の育成を推進します。
- 親族後見人等への金銭管理事務の研修やチームとして被後見人に接することによって、後見活動の不正行為の防止を図ります。

#### 2) 広報・啓発の推進

---

- 成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進を図るため、広報紙やホームページ等を活用して積極的に制度の周知を行います。
- 任意後見制度について理解を図るために研修会等を開催し、本人が元気なうちから自分の将来に備えておくための取組を周知します。

#### 3) 成年後見制度の利用促進に向けた支援

---

- 成年後見制度に係る費用を負担することが困難な人に対して、成年後見の申し立てに要する費用及び成年後見人等への報酬を助成するための事業の実施を継続します。
- 成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、本人や家族ともに申し立てを行うことが難しい場合など、特に必要があるときは町長申し立てを適切に行います。
- 地域において権利擁護に関する支援が必要な人を把握し、必要な相談・支援につなげます。
- 社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業と連携し、成年後見制度の利用が必要と認められる場合、円滑に移行できるよう支援します。



## **第8章 再犯防止の推進**

**（玄海町再犯防止推進計画）**

## 第1節 再犯防止推進計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にある一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、令和4年は、およそ半数の47.9%となっています。こうした状況を受け、再犯防止対策は治安を維持するために重要な取組として認識されるようになり、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定されました。

本町においても「玄海町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人等が社会復帰するための仕組みづくりを推進することで、誰一人取り残すことなく、安全で安心して暮らせる町づくりを目指します。

### 2 計画の期間

本計画は「第3次玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定するため、計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

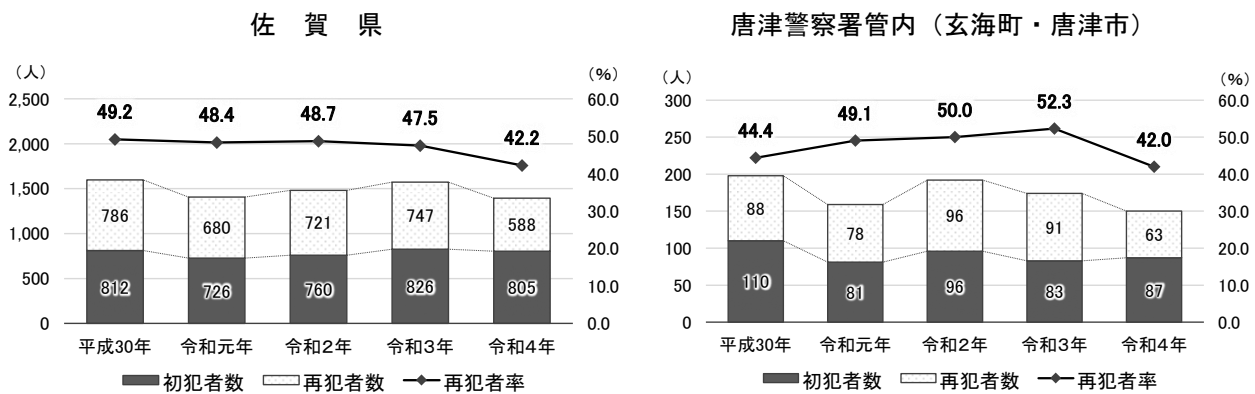
## 第2節 再犯をめぐる現状と課題

### 1 初犯者・再犯者別の検挙人員

佐賀県における刑法犯検挙者数<sup>(※)</sup>は増減を繰り返して推移していますが、再犯者率は平成30年以降減少を続け、令和4年では42.2%となっています。

唐津警察署管内（玄海町・唐津市）における刑法犯検挙者数は令和2年以降減少傾向にあります。一方で、再犯者率は平成30年以降増加していましたが、令和4年に減少に転じ、42.0%となっています。（※ 初犯者数と再犯者数の計）

■ 初犯者・再犯者別検挙人員の推移



資料：法務省矯正局

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する人のことをいう。犯行時の年齢が20歳以上の者を計上している。

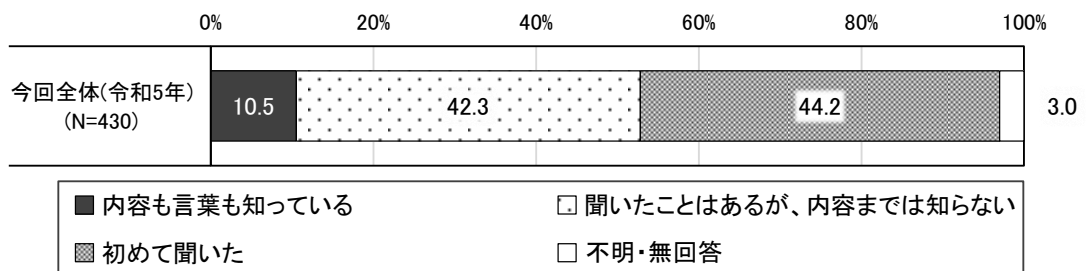
「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

### 2 住民アンケート調査からみた現状

#### （1）社会を明るくする運動の認知度

- 再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である『社会を明るくする運動』について「初めて聞いた」と回答した割合が44.2%と最も高く、「内容も言葉も知っている」は10.5%と少ない状況にあります。

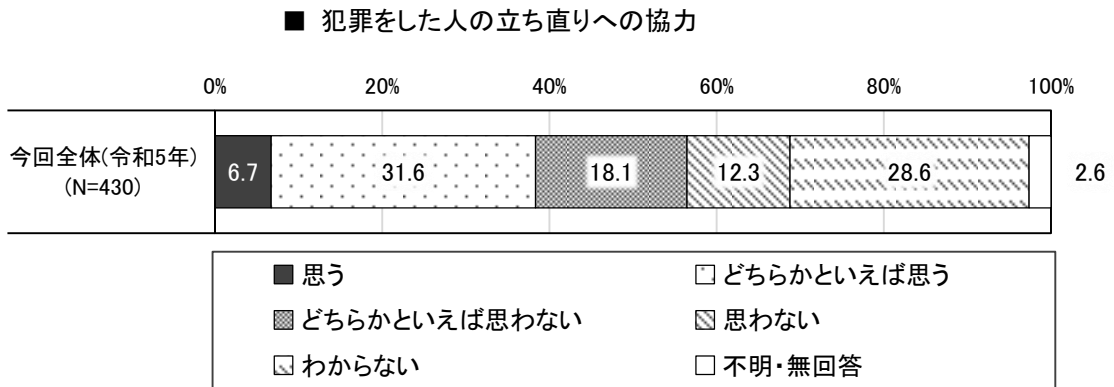
■ 社会を明るくする運動の認知度



資料：玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に関するアンケート調査

（2）犯罪をした人の立ち直りへの協力

- ・犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかについては、「どちらかといえば思う」が31.6%と最も高く、「思う」（6.7%）と合わせると38.3%で、およそ4割の人が『思う』と回答しています。



### 3 再犯防止の主要課題

統計資料やアンケート調査を踏まえ、主要課題を次のように整理します。

（1）犯罪に再び手を染めることのない環境の整備

唐津警察署管内（玄海町・唐津市）における刑法犯検挙者数及び再犯者率は、減少傾向となっています。しかし、再犯者が占める割合は約4割と高く、繰り返し犯罪に手を染めることのない環境の整備に取り組む必要があります。

（2）社会復帰を目指す人を支える周囲の理解と協力

再犯防止施策は、町民にとって必ずしも身近ではなく、関心と理解が十分に深まっていません。犯罪をした人等への社会復帰を支援することが、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与することについて、町民の理解を深めることが必要です。

## 第3節 再犯防止推進にあたっての基本方針

### 1 基本方針

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、町民の理解と協力を得て、社会の一員として復帰できるよう支援することで、再犯を防止し、安全で安心して過ごせるやさしい町を目指します。

## 第4節 施策の展開

### 基本目標1 再犯防止の推進

#### （1）再犯防止に向けて

再犯防止の取組は、多岐にわたるため、基本方針及び国・佐賀県の計画に設定された取組を踏まえ、以下の6つの分野に整理し、再犯防止に向けた取組を進めます。

##### I 就労・住居の確保

地域社会において安定した生活を送ることができるよう、就労支援や適切な住居の確保を支援するための取組を推進します。

##### II 保健医療・福祉サービス提供による支援

犯罪等をした人であるか否かを問わず、福祉的な支援が必要な人に対して、保健医療・福祉サービスを提供し、地域社会で孤立することがないように取組を進めます。

##### III 学校等と連携した支援

児童・生徒の非行を未然に防ぐため、学校や関係機関と連携を図り、相談支援や進学に向けた支援等の取組を進めます。

##### IV 犯罪をした人の年齢や特性に応じた効果的な指導

犯罪をした人の年齢や特性など、個々の状況や特性に応じて支援するため、関係機関との連携を図ります。

##### V 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

社会を明るくする運動を通して、犯罪や非行のない地域社会を築くための広報・啓発活動を推進するとともに、保護司等による再犯防止に関する活動について広報・啓発を行い、町民の関心と理解を醸成します。

##### VI 関係機関等との連携強化

関係機関等との連携を強化し、情報共有及び連携・協働の取組を推進していきます。

## （2）具体的な取り組み

### 1）就労・住居の確保

---

- 就労に関する困りごとに対し、県やハローワークなど関係機関等と連携を図りながら、就労支援を行います。
- 佐賀県が実施している刑務所出所者等の社会的弱者の就労の促進を図ることを目的とした「レッツチャレンジ雇用事業」の周知に努めます。
- 更生保護活動に従事する保護司や関係者等と連携して就労支援に努め、自立の援助を図ります。
- 保護観察対象者等の公営住宅への入居に際しての要件の緩和に向けて検討を行います。

### 2）保健医療・福祉サービス提供による支援

---

- 犯罪をした人等のうち、生活に困窮する人や障がい者等の福祉的な支援が必要な人に対して、必要な保健医療・福祉サービスが提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。
- 薬物依存症に関する正しい知識や相談先など、ホームページ等を活用して周知します。

### 3）学校等と連携した支援

---

- 児童・生徒の非行を未然に防止するため、玄海みらい学園や関係機関が協力し、様々な悩みを抱える児童・生徒、保護者に対して相談支援や進学に向けた支援を行います。
- 児童・生徒に対し、薬物乱用防止講座を実施します。

### 4）犯罪をした人の特性に応じた効果的な指導

---

- 個々の状況や特性に応じて支援するため、日常的に学校や警察、その他関係機関との連携を図ります。

## 5) 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

---

- 再犯防止啓発月間（7月）において、啓発ポスターの掲示やホームページ等を活用した広報・啓発を実施し、広く町民の理解と関心を醸成します。
- 再犯防止啓発月間を中心に、社会を明るくする運動を保護司等と協力して推進します。
- 青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）において、啓発ポスターの掲示やホームページ等を活用した広報・啓発を実施し、広く町民の理解と関心を醸成します。
- 保護司をはじめとする民間ボランティアを確保するため、活動やその意義について周知し、活動を支援したい又は自ら活動に従事したいという機運が高まるよう、町民の理解促進に努めます。

## 6) 関係機関等との連携強化

---

- 犯罪をした人等について、刑事司法機関、更生保護関係の支援者、福祉関係機関等との連携により、社会全体で立ち直りを支援することで、安定した生活を実現し、再犯の防止を推進します。
- 佐賀県が開催する再犯防止に関する会議や研修会に参加します。





## 第9章 計画の推進に向けて

## 第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様で複雑な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

### 1 住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっている様々な問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動等の社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画するよう努めます。

### 2 福祉や介護のサービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するよう努めます。

### 3 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担います。

## 4 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、地域住民によって構成する組織や団体、福祉や介護のサービス事業者、社会福祉協議会等と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取組が必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策の推進を図ります。

## 第2節 計画の周知

住民や関係機関・団体等の幅広い主体の参画が得られるよう、町及び社会福祉協議会は、広報及びホームページのほか、地域の会合や出前講座など様々な機会を活用して、計画内容について住民へのわかりやすい広報・周知を図ります。

## 第3節 計画の評価・見直し

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくために、住民関係団体等の代表や福祉関係団体等の代表、行政や町議会の代表、学識経験者等により構成する会議において、地域福祉の進捗状況の評価、見直しを計画最終年度（2028年度）に行い、本計画の推進につながるよう努めます。



## 資料編

## ■ 玄海町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和5年玄海町要綱第60号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく玄海町における地域福祉の推進に関する基本的な事項を一体的に定める計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、玄海町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域福祉計画策定に関する調査及び研究
- (2) 地域福祉計画策定に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもつて構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町民関係団体等
- (3) 福祉関係団体等

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に、代行を置くことができる。この場合は、委員長が指名する委員をもつて代行とする。
- 5 代行は、委員長不在の時、委員長の会務を行う。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員会は第2条の審議について、専門的助言及び意見を得るため、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、玄海町福祉・介護課において処理する。

(謝金)

第9条 委員の謝金は、5,500円とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に開催される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この告示は、地域福祉計画の策定が完了の日をもって、その効力を失う。

■ 玄海町地域福祉計画策定委員会名簿

区 分	氏 名	役職・所属機関等	備 考
学識経験者	上田 利治	玄海町議会代表	
	小山 善照	玄海町議会代表	委員長
	田淵 吉延	医療機関代表	
	西 立也	行政代表	
町民関係団体等	前川 公望	区長会代表	副委員長
	脇山 奉文	老人クラブ代表	
福祉関係団体等	堀田 稔	民生委員会代表	
	渡邊 藤江	社会福祉協議会代表	
	黒木 和美	福祉施設代表	

■ 第2次玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過

開催日	内 容
令和5年8月30日～9月19日	住民アンケートの実施
令和5年9月～	団体ヒアリングの実施
令和6年2月2日	第1回 計画策定委員会 地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の協議
令和6年2月6日～3月5日	パブリックコメントの実施



## ■ 用語解説（五十音順）

### あ行

#### ◆アウトリーチ

「外へ（Out）手を伸ばす（Reach）」という意味。地域で支援を必要とする状況にありながらサービスに結びつきにくい人のもとに、公的機関等の専門職が実際に訪問し、支援する手法のこと。

#### ◆<sup>あ</sup>空き家<sup>や</sup>バンク<sup>せいど</sup>制度

町内に存在する空き家の有効活用を通して、移住・定住を促進する制度。町内にある空き家の賃貸と売買を希望する所有者からの情報をホームページ上で公開して、移住希望者に情報を提供している。

#### ◆NPO（Nonprofit Organization）

社会的な活動を行う民間組織で、利潤目的ではなく社会的な目的を持つ組織のこと。

#### ◆NPO<sup>ほうじん</sup>法人

特定非営利活動法人の略で、法人格を得た利益の再配分を行わない、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う住民組織・団体の総称。

### か行

#### ◆<sup>かい</sup>介護<sup>ごろうじん</sup>老人福祉<sup>ふくし</sup>施設<sup>せつ</sup>（<sup>とく</sup>特別<sup>べつ</sup>養護<sup>ようご</sup>老人<sup>ごろうじん</sup>ホーム）

介護老人福祉施設とは、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームのことであり、特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設のこと。

#### ◆<sup>きようぎたい</sup>協議体

町が主体となり、コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有、連携および協働による資源開発等を推進することを目的としたネットワークのこと。

#### ◆<sup>きようどう</sup>協働

住民・行政・企業など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

#### ◆<sup>くじようかいけつせいど</sup>苦情解決制度

利用者の立場や意見を擁護する仕組みで、サービス内容に不満や要望がある場合、利用者と事業者の話し合いの仕組みを設定、施設など事業者側の職員が苦情受付担当者となり、利用者からの苦情内容を受け付け、利用者が希望すれば事業者が選任した第三者委員を交えて話し合いを行う。また、都道府県の社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として学識経験者から構成された運営適正化委員会が設置されている。

#### ◆ケアマネジメント

介護等を必要とする人のニーズを把握して、福祉サービスや医療サービスなどを受けられるように調整すること。

こそだ せだいほうかつしえん  
◆子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき町が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供している機関。

◆コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む、一定の地域およびその人々の集団。地域社会や共同体のこと。

◆コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスの総称。公共交通システムの輸送サービスとして期待されている。

さ行

さいがいじ ひなんこうどうようしえんしゃしえんけいかく  
◆災害時避難行動要支援者支援計画

災害が発生した場合において、高齢者、障がいのある人、児童など、災害に対応する能力が十分でない災害時要援護者の安全確保体制を整備し、避難を支援することを目的とする計画。

さいがい  
◆災害ボランティアセンター

主に災害発生時、他地域からのボランティアや支援物資の受け入れ、整理、調整など、ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

ざいたくかいごしえん  
◆在宅介護支援センター

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。

◆サロン

高齢者や子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

じしゅぼうさいそしき  
◆自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

じどうかん  
◆児童館

児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または感受性を豊かにすることを目的として設置される屋内型児童厚生施設。

しゃかいふくしいいん  
◆社会福祉委員

地域において高齢者、障がいのある人、子育て中の親子等で援助を必要とする本人や家族に対して、相談相手となるとともに、民生委員・児童委員と連携を図りながら、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役。市町村によっては、福祉協力員、福祉員と呼称するところもある。

しゃかいふくしほう  
◆社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

しゃかいふくしほうじん  
◆社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

しょうきぼたきのうがたきょたくかいごじぎょうしょ  
◆小規模多機能型居宅介護事業所

要介護者に対して、在宅での生活が継続できるよう、通いを中心として、要介護状態や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行う事業所。

じりつしえんきょうぎかい  
◆自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

しんたいしょうがいしゃてちょう  
◆身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）等に分けられる。

せいかつこんきゆうしやじりつしえんせいど  
◆生活困窮者自立支援制度

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業の実施を定めた生活困窮者自立支援法に基づく制度。

せいかつしえん  
◆生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援。介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

せいかつしえんたいせい せいび せいかつしえんたいせいせいびじぎょう  
◆生活支援体制の整備（生活支援体制整備事業）

生活支援コーディネーターや協議体の設置等を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取り組みを積極的に進める事業のこと。

せいかつふくししきんかしてせいで  
◆生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者、障がいのある人（世帯）に対し、資金の貸付と必要な相談援助・指導を行うことで、経済的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう  
◆精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

せいねんこうけんせいで  
◆成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な人を支援するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

たんきにゆうしよせいかつかいご  
◆短期入所生活介護（ショートステイ）

介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった高齢者に対して、短期間入所させ、養護することを目的とするサービス。

ちいききょうせいしゃかい  
◆地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」といった画一的な関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域をともに創っていく社会のこと。

ちいきかいぎ  
◆地域ケア会議

高齢者支援に関わる情報の共有化や連絡調整、支援活動における連携の強化とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法で、介護や福祉サービス事業所等の関係組織・団体や関係機関により構成する会議。

ちいきほうかつしえん  
◆地域包括支援センター

平成17年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

つうしょかいご  
◆通所介護（デイサービス）

要介護者について、特別養護老人ホーム等に通り、入浴・排泄・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

◆<sup>つうしょ</sup>通所リハビリテーション（デイケア）

病状が安定期にある要介護者について、介護老人保健施設や病院・診療所に通い、理学療法・作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービス。

な行

◆<sup>にちじょうせい</sup>日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人など判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助、権利擁護を行う事業。

◆<sup>にんちしょう</sup>認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

◆<sup>にんちしょう</sup>認知症サポーター

養成講座を受講することで、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人。

◆<sup>にんちしょう</sup>認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバン・メイトと町が共同で行うもので、地域や職域・学校などで認知症の基礎知識について、またサポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ。

◆<sup>にんちしょうたいおうがたきょうどうせい</sup>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄等の介護や機能訓練を行うサービス。

◆<sup>にんちしょうたいおうがたつうしょかいご</sup>認知症対応型通所介護

認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、デイサービスなどで入浴・食事・排泄等の介護や機能訓練を行うサービス。

は行

◆<sup>もんだい</sup>8050問題

子どものひきこもりが長期化することなどで、80代の親が50代の子どもを養うといった状態に至り、経済的に困窮・孤立する社会問題。

◆パブリックコメント

（国民・住民・町民など）公衆の意見。意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。

ばんそうがたしえん  
◆伴走型支援

社会的に孤立している人に寄り添い、つながり続けることを目的とする支援。

ひなんこうどうようしえんしやだいちょう  
◆避難行動要支援者台帳

災害が発生した場合において、高齢者、障がいのある人、児童など、災害に対応する能力が十分でない災害時要援護者が迅速かつ的確に避難できるよう、地域の人たちに何らかの助けを希望する人の台帳。

ふくしひなんじょ  
◆福祉避難所

要配慮者（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人）のための避難所のことであり一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された施設。

ほうもんかんご  
◆訪問看護ステーション

住み慣れた自宅で療養生活が送れるように、医師や他の医療専門職、ケアマネジャーなどと連携し、訪問看護サービスを提供する事業所。

◆ボランティア

自由意思に基づく奉仕活動や労働、およびそれに携わる人のこと。ボランティア活動は「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、有償ボランティアも受け入れられつつある。さらに、「継続性」といった要件も求められる。

ま行

みまも  
◆見守りネットワーク

小地域を単位として、近隣の人や地域の団体等が、組織的に連携を図りながら、見守り・声かけ活動や安否確認等を行い、孤立化を予防するとともに、ニーズや緊急事態を早期発見することにより、住みなれた地域で、誰もが安心して暮せるような地域づくりを進める活動。

みんせいいいん じどういいん  
◆民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

や行

◆ユニバーサルデザイン

すべての人が利用しやすく、暮らしやすいように、ものづくりやまちづくり、環境づくりを行うという考え方。

◆ようほごじどう  
要保護児童

児童福祉法に基づいて保護を要すると定められた児童。保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、もしくは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童が含まれる。

◆ようほご じゆんようほごじどう  
要保護・準要保護児童

生活保護法で規定する要保護児童及び市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した児童。経済的な理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとされている。

◆ようほごじどうたいさくじつむしゃかいぎ  
要保護児童対策実務者会議

要保護児童の早期発見およびその適切な保護、ならびに要保護児童およびその家族への適切な支援を図ることを目的に設置された実務者による会議。

ら行

◆りょういくてちよう  
療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

**第3次 玄海町地域福祉計画・地域福祉活動計画**  
～誰もがつながり支え合い 笑顔あふれる 玄海町～

---

令和6年(2024年)3月  
発行

**玄海町(福祉・介護課)**

〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地  
TEL : 0955-52-2220 FAX:0955-52-2813

---

**玄海町社会福祉協議会**

〒847-1435 佐賀県東松浦郡玄海町大字仮屋 398 番地 15  
TEL : 0955-51-3073 FAX:0955-52-3035







第 3 次

玄海町地域福祉計画  
地域福祉活動計画

